

第3期渋川市障害者計画及び 第4期渋川市障害福祉計画



平成27年3月
渋川市

はじめに

渋川市では、「第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画」を平成23年度に策定し、ノーマライゼーションの推進を基本理念として、様々な施策を推進して参りました。

この間、国では、「障害者基本法」の基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的強調）に盛り込みました。さらに、地域社会における共生の実現のため「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」を制定し、基本的人権を享有する個人としての尊厳を尊重するとともに差別の解消を図っています。



さて、渋川市の障害者数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者の手帳所持者総数）は、平成25年度末現在4,682人で、平成22年度末と比較すると約7パーセント増加している状況において、制度改革や社会経済情勢その他の障害者を取り巻く環境を勘案した障害福祉のより一層の充実に努めなければなりません。

こうした中、渋川市では、平成27年度から平成29年度までを期間とする「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を策定しました。

この計画では、3年間で実施すべき障害施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、渋川市の実情に即した障害福祉サービスの必要見込量やその具体的な取り組みを示し、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会を目指します。

計画のテーマ「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市」の実現に向けて、保健・福祉・労働・教育などの幅広い関係者が連携し、市民の皆さまと共に障害福祉の充実に参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました関係者の皆さまに対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

渋川市長 阿久津貞司

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の構成	4
第2章 渋川市の障害者を取り巻く現状	6
第1節 総人口等の推移	6
第2節 障害者数の推移	8
第3節 アンケート調査結果から見る障害者を取り巻く現状	12
第3章 基本目標と施策展開の基本的な視点	40
第1節 計画のテーマと基本目標	40
第2節 施策展開の基本的な視点	41
第3節 施策の体系	42

第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいをめざして	44
第1節 広報・啓発活動の推進	44
第2節 福祉教育の充実と交流教育の推進	45
第3節 交流・ふれあいの促進	47
第4節 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援	49
第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして	51
第1節 就学前療育の充実	51
第2節 教育の充実	53
第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして	55
第1節 雇用の促進と安定	55
第2節 就労機会の拡大	57

第4章	豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして	58
第1節	相談・情報提供体制の整備	58
第2節	障害福祉サービス等の充実	60
第3節	権利擁護及び差別の解消の推進	62
第4節	障害者の虐待防止対策	63
第5節	生活安定施策の充実	64
第6節	福祉人材の養成・確保	65
第7節	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	67
第8節	障害者団体等の育成	69
第5章	健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして	70
第1節	早期発見・早期療育体制の整備	70
第2節	医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成	72
第3節	難病患者及び在宅重度障害者への支援	73
第6章	人にやさしい快適なまちづくりをめざして	74
第1節	バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	74
第2節	交通・移動手段の整備充実	76
第3節	安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	77
第3部	障害福祉計画	
第1章	施策の体系	79
第1節	計画の体系	79
第2節	サービスの内容	80
第2章	障害福祉計画の基本目標	82
第1節	福祉施設入所者の地域生活への移行	82
第2節	福祉施設から一般就労への移行	83
第3節	地域生活支援拠点等の整備	84
第3章	障害福祉サービス等の利用実績と第4期における見込量	86
第1節	訪問系サービス	86
第2節	日中活動系サービス	88
第3節	居住系サービス	95
第4節	計画相談支援・地域相談支援	99
第5節	障害児支援	101
第6節	その他のサービス	105

第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量	106
第1節 相談支援事業等	106
第2節 意思疎通支援事業	109
第3節 日常生活用具給付事業	111
第4節 手話奉仕員養成研修事業	114
第5節 移動支援事業	115
第6節 地域活動支援センター	116
第7節 その他の事業	118

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進	119
第1節 計画の周知	119
第2節 計画の推進体制の確立	119
第3節 国・県・近隣市町村との連携	119
第4節 障害者の障害者施策への参加	119
第5節 計画の達成状況の点検及び評価	120

資料編

1 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定概要	121
2 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱	122
3 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱	124
4 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定の経過	126
5 事業一覧	128
6 第2期障害者計画期間に拡充等してきた事業例	134
7 市内の福祉施設及び指定避難所（障害者対応）	136
8 障害者団体の紹介	144
9 用語集	148

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）の署名後、締結に向け障害福祉に係る国内法の整備を進めてきました。

平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活で、障害のある人が受ける社会的障壁を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うことを盛り込みました。平成24年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）を制定し、さらに、平成25年に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）を制定しました。雇用の分野においては、障害のある人への雇用に関し差別禁止を推進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者雇用促進法」という。）を制定しました。

これらの法整備を踏まえ、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准し、同条約は平成26年2月19日から効力を生ずることとなりました。

こうした中、国では、障害者*施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成25年度～29年度）」を平成25年9月に策定し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援施策に対し一層の推進を図っています。

本市では、「ノーマライゼーション*の推進」を基本理念に掲げ、「第1期渋川市障害者計画（平成19年度～23年度）」、「第1期渋川市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、「第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」により、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとし、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会を目指してきました。

この度、両計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、本市の障害者施策の方向性を定める「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を策定します。

*印のある用語については、巻末にある用語集を参照

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向や平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」を考慮するとともに、「渋川市総合計画基本構想（平成20年度～29年度）」での障害者福祉分野の個別計画と整合性を図り策定します。さらに、同時期に策定される県の「バリアフリーぐんま障害者プラン6」とも整合性を図った上で策定しました。

◇障害者基本法（障害者基本計画等）

第十一条（一部抜粋）

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

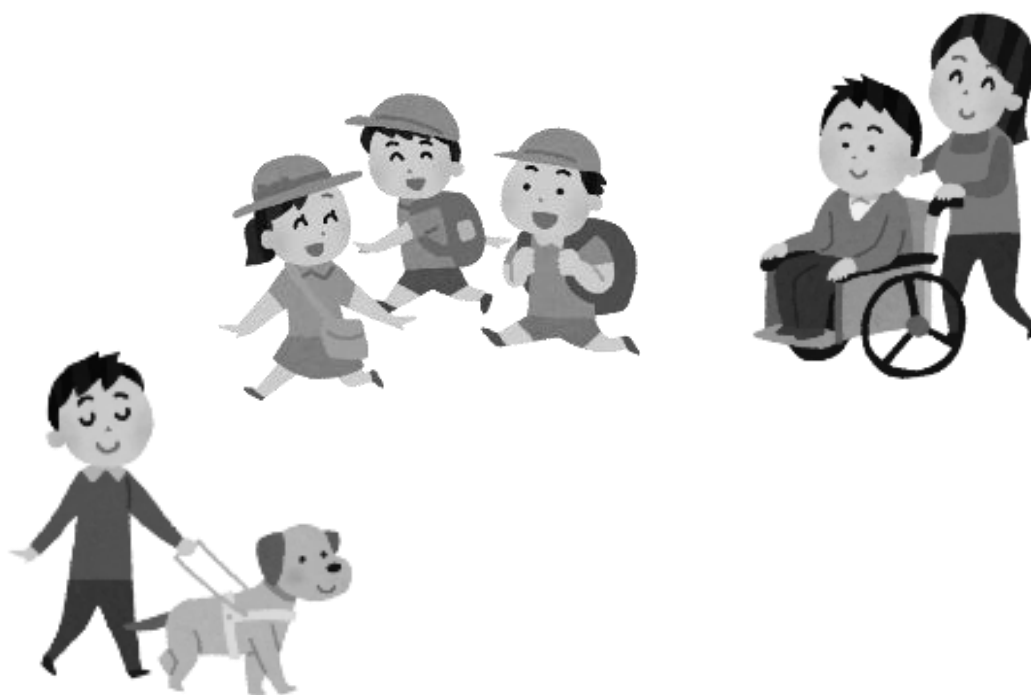
◇障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第八十八条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーション*の措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるもの調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

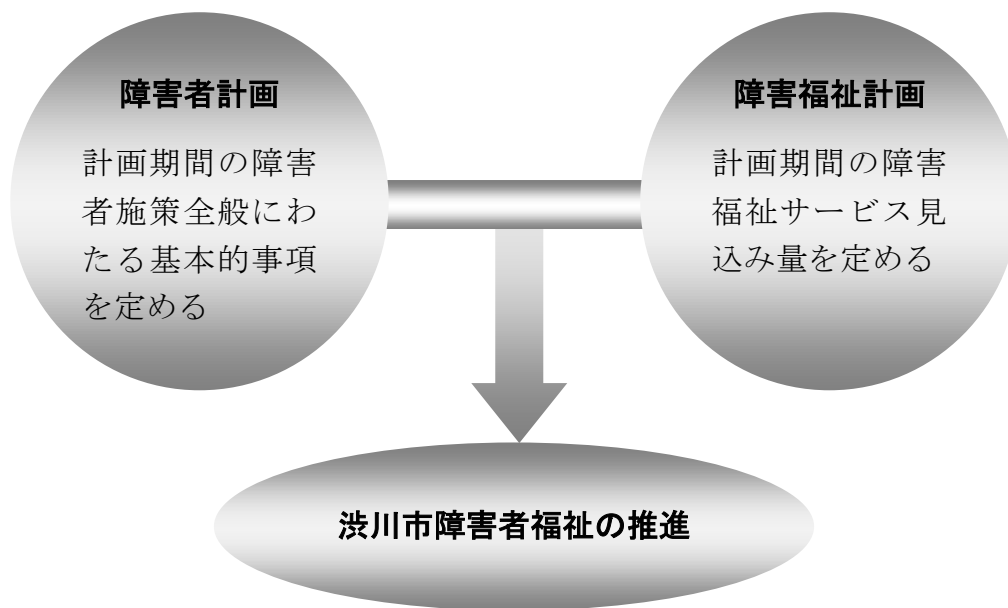
H 21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31年度 (2019)
澁川市障害者計画 (第1期)			澁川市障害者計画 (第2期)			澁川市障害者計画 (第3期)				
澁川市障害福祉計画 (第2期)			澁川市障害福祉計画 (第3期)			澁川市障害福祉計画 (第4期)				
澁川市総合計画 (H20~H29) 前期基本計画 (H20~H24) 後期基本計画 (H25~H29)										

※第1期障害者計画期間：平成19年度～平成23年度（5箇年計画）

※第1期障害福祉計画期間：平成18年度～平成20年度（3箇年計画）

第4節 計画の構成

本計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」で構成され、各計画の趣旨は以下のとおりとなります。



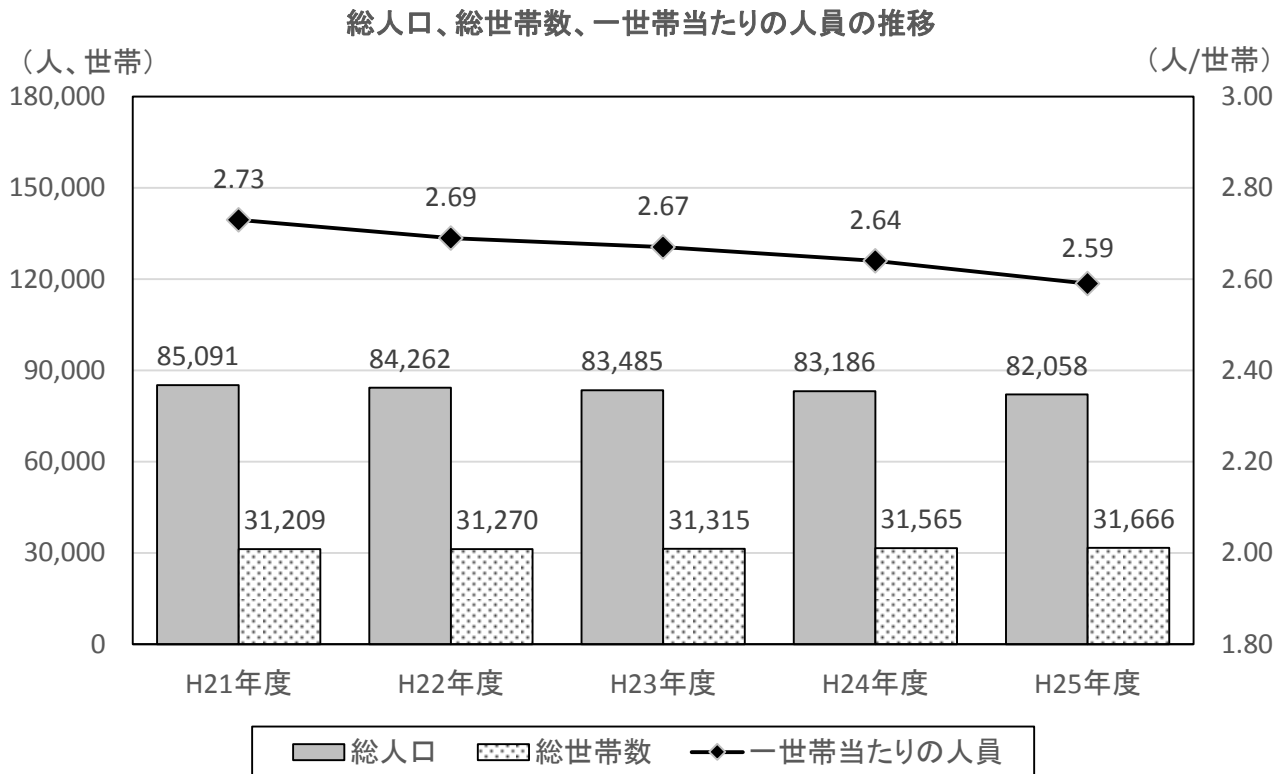


第2章 渋川市の障害者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

(1) 総人口と総世帯数の推移

本市の総人口は、平成21年度から平成25年度にかけて一貫して減少しており、平成25年度では82,058人となっています。一方、総世帯数は微増の傾向にあり、平成25年度で31,666世帯となっています。人口の減少及び世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は年々減少しており、平成25年度では2.59人となっています。



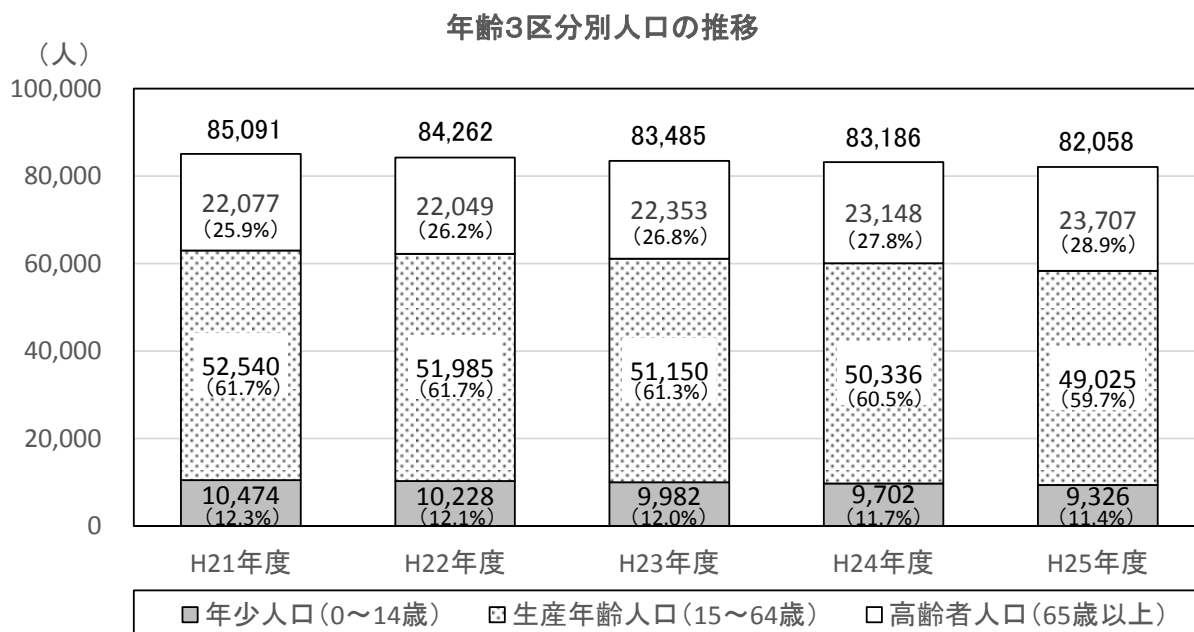
(単位: 人、世帯、人/世帯)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
総人口	85,091	84,262	83,485	83,186	82,058	△3.6%
総世帯数	31,209	31,270	31,315	31,565	31,666	1.5%
一世帯当たりの人員	2.73	2.69	2.67	2.64	2.59	△5.1%

資料: 住民基本台帳 (各年度3月末時点)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度で伸び率は7.4%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は28.9%となっています。



(単位：人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
年少人口 (0~14歳)	10,474 12.3%	10,228 12.1%	9,982 12.0%	9,702 11.7%	9,326 11.4%	△11.0%
生産年齢人口 (15~64歳)	52,540 61.7%	51,985 61.7%	51,150 61.3%	50,336 60.5%	49,025 59.7%	△6.7%
高齢者人口 (65歳以上)	22,077 25.9%	22,049 26.2%	22,353 26.8%	23,148 27.8%	23,707 28.9%	7.4%

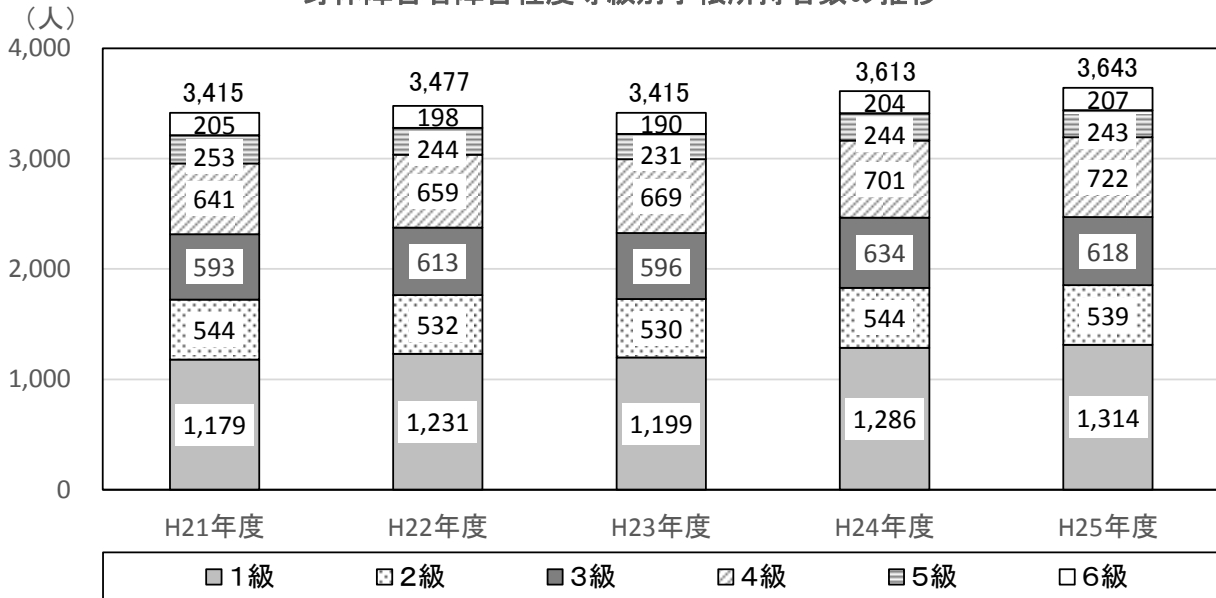
資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

第2節 障害者数の推移

(1) 身体障害*者障害程度等級別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳*所持者数は、近年3,600人前後の水準で推移しており、平成25年度には3,643人となっています。手帳の等級については、いずれの年度も1級が30%強の割合で最も多くなっています。

身体障害者障害程度等級別手帳所持者数の推移



(単位：人)

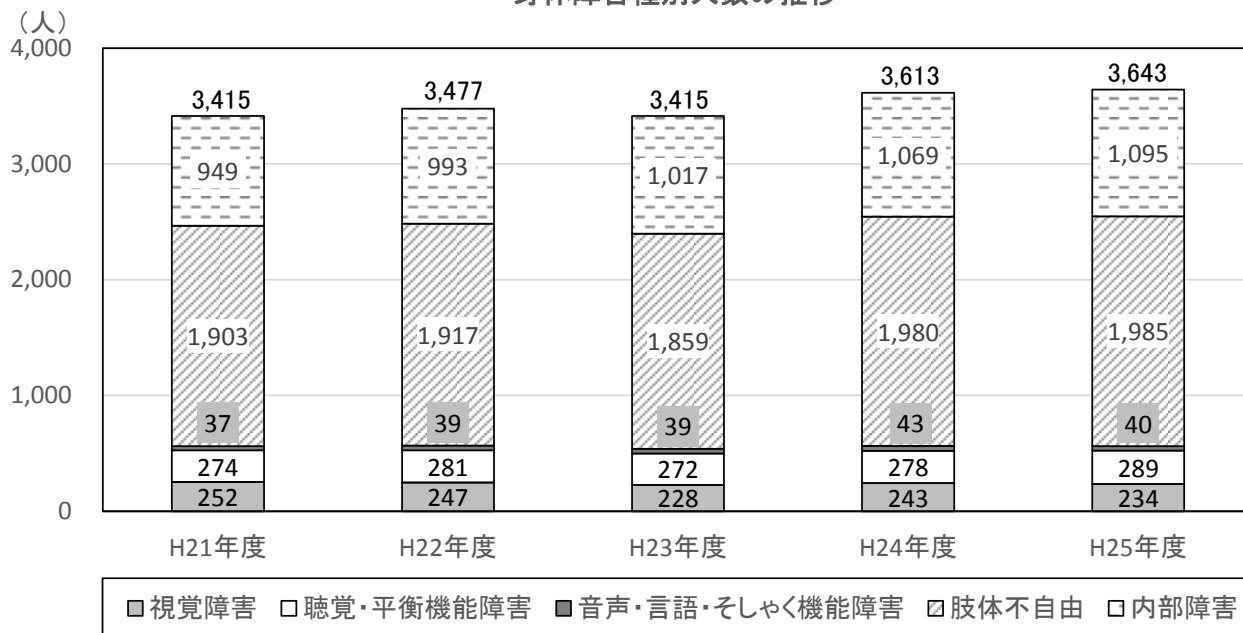
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
合 計		3,415	3,477	3,415	3,613	3,643	6.7%
等 級	1級	1,179 34.5%	1,231 35.4%	1,199 35.1%	1,286 35.6%	1,314 36.1%	11.5%
	2級	544 15.9%	532 15.3%	530 15.5%	544 15.1%	539 14.8%	△0.9%
	3級	593 17.4%	613 17.6%	596 17.5%	634 17.5%	618 17.0%	4.2%
	4級	641 18.8%	659 19.0%	669 19.6%	701 19.4%	722 19.8%	12.6%
	5級	253 7.4%	244 7.0%	231 6.7%	244 6.8%	243 6.7%	△4.0%
	6級	205 6.0%	198 5.7%	190 5.6%	204 5.6%	207 5.7%	1.0%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(2) 身体障害種別人数の推移

身体障害の種別は、平成25年度では「肢体不自由」が54.5%で半数以上の割合を占めています。「内部障害」も30.1%と多く、両項目の合計は84.6%と大半の割合を占めています。

身体障害種別人数の推移



(単位：人)

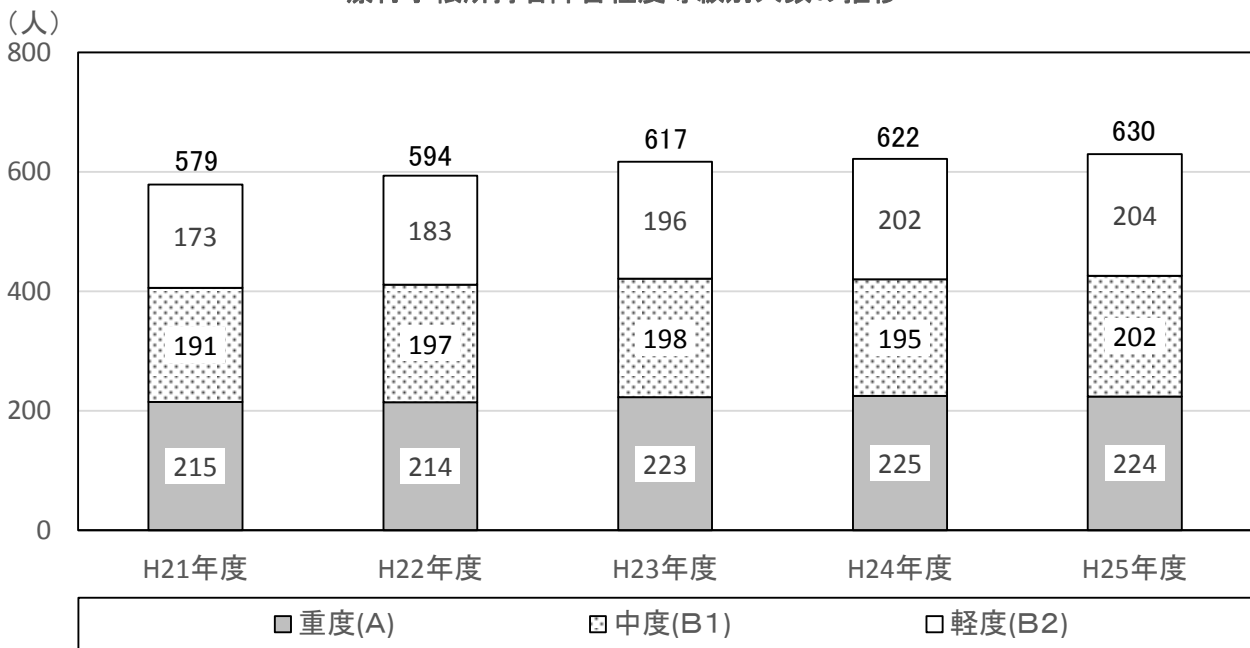
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
合計		3,415	3,477	3,415	3,613	3,643	6.7%
障害の種別	視覚障害	252 7.4%	247 7.1%	228 6.7%	243 6.7%	234 6.4%	△7.1%
	聴覚・平衡機能障害	274 8.0%	281 8.1%	272 8.0%	278 7.7%	289 7.9%	5.5%
	音声・言語・そしゃく機能障害	37 1.1%	39 1.1%	39 1.1%	43 1.2%	40 1.1%	8.1%
	肢体不自由	1,903 55.7%	1,917 55.1%	1,859 54.4%	1,980 54.8%	1,985 54.5%	4.3%
	内部障害	949 27.8%	993 28.6%	1,017 29.8%	1,069 29.6%	1,095 30.1%	15.4%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(3) 療育手帳*所持者障害程度等級別人数の推移

療育手帳所持者数は、平成25年度で630人となっており、平成21年度に比べて8.8%の増加となっています。等級別でみると、いずれの等級においても人数は増加しています。また、いずれの等級も約30%の構成比となっており、大きな偏りはみられません。

療育手帳所持者障害程度等級別人数の推移



() 内は療育手帳の区分表記を示す。

(単位：人)

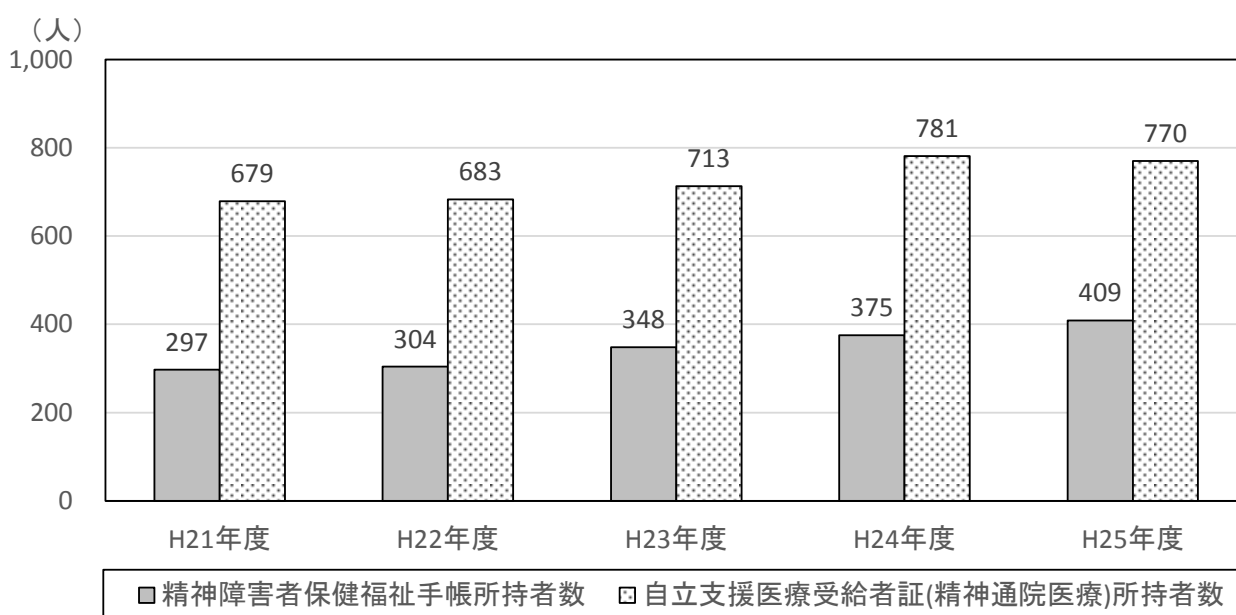
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
合 計		579	594	617	622	630	8.8%
等 級	重度 (A)	215	214	223	225	224	4.2%
		37.1%	36.0%	36.1%	36.2%	35.5%	
	中度 (B1)	191	197	198	195	202	5.8%
		33.0%	33.2%	32.1%	31.3%	32.1%	
	軽度 (B2)	173	183	196	202	204	17.9%
		29.9%	30.8%	31.8%	32.5%	32.4%	

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(4) 精神障害*者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成25年度で409人となっており、平成21年度と比べて37.7%の増加となっています。また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)*所持者数も同様に増加しており、平成25年度では770人で平成21年度と比べて13.4%の増加となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数
自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数の推移



(単位：人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	伸び率 (H21→H25)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	297	304	348	375	409	37.7%
自立支援医療受給者 証(精神通院医療) 所持者数	679	683	713	781	770	13.4%

資料：「精神障害者保健福祉手帳所持者数」…福祉行政報告例（各年度3月末時点）

「自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者数」…社会福祉課

第3節 アンケート調査結果から見る障害者を取り巻く現状

(1) 調査概要（渋川市障害者計画及び障害福祉計画策定に係るアンケート調査）

①調査の目的

平成26度に計画の最終年度を迎える「渋川市障害者計画」と「渋川市障害福祉計画」の見直しにあたり、障害者を取り巻く課題や障害者のニーズや要望などを把握し、計画見直しの基礎資料とするために実施しました。

②調査の対象者

調査区分	対象
①身体障害者	身体障害者手帳所持者全員
②知的障害*者	療育手帳所持者全員
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者全員
④その他の市民	渋川市在住で20歳以上のその他の市民男女1,000人
⑤障害者団体	市内で活動する障害者団体
⑥障害福祉サービス提供事業所	渋川市の障害者の利用実績がある事業所

③調査方法と実施期間

調査方法： 郵送配布、郵送回収

実施期間： 平成25年9月18日～平成25年10月4日

④回収結果

調査区分	配布件数	回収件数	回収率
①身体障害者	3,302	1,716	52.0%
②知的障害者	559	232	41.5%
③精神障害者	363	149	41.0%
④その他の市民	1,000	405	40.5%
⑤障害者団体	33	23	69.7%
⑥障害福祉サービス提供事業所	129	96	74.4%
全体計	5,386	2,621	48.7%

⑤前回調査（平成22年度実施）

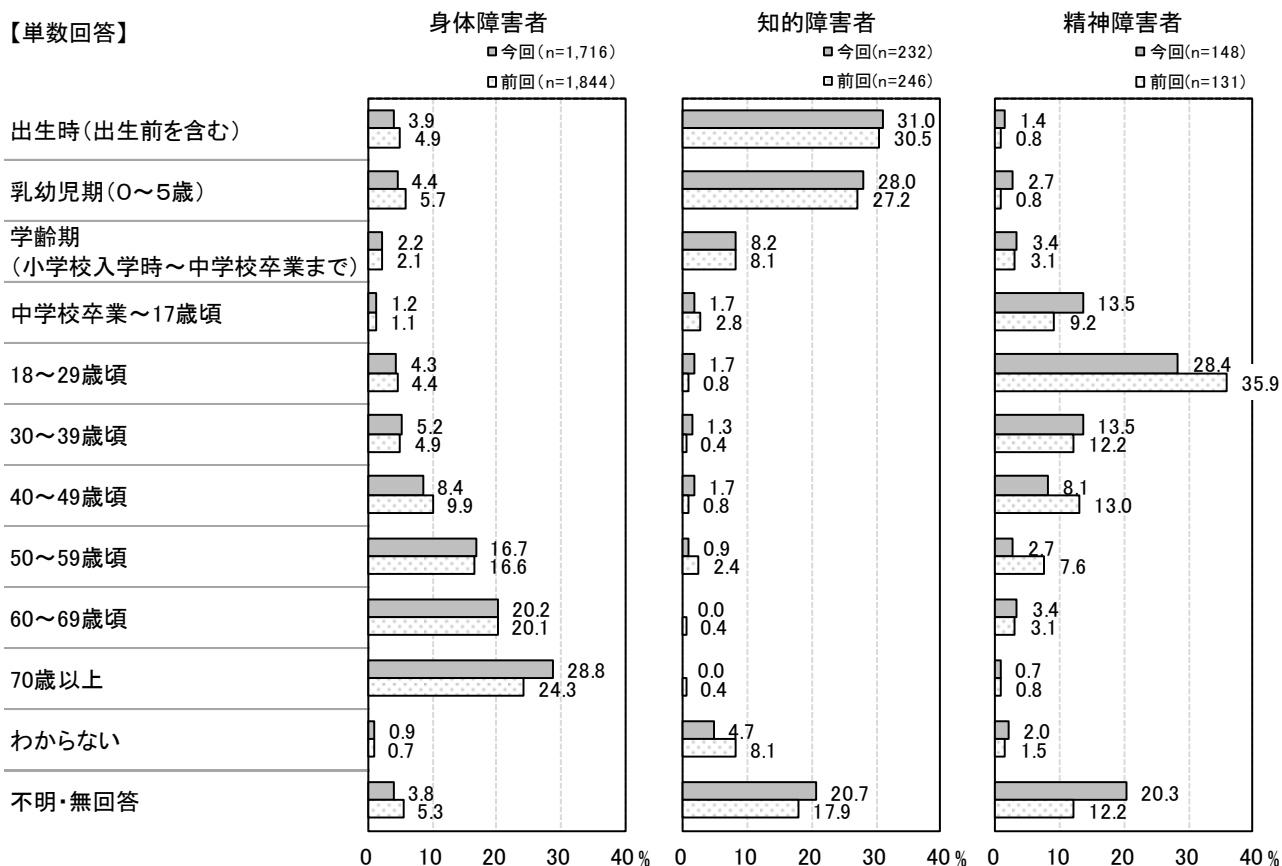
前回調査は、平成22年9月8日～平成22年9月21日の期間で実施しました。また、調査の対象者は、今回調査と同じ調査区分で対象者を抽出しております。

(2) 障害者アンケート調査結果の概要

① 障害が生じた時期

障害が生じた時期は、障害の種別により特徴があり、身体障害者では「50～59歳頃」以上で、知的障害者では、「出生時」「乳幼児期」で、精神障害者では「中学校卒業」から「40～49歳頃」にかけて高くなっている傾向にあります。各障害・各世代に応じたアプローチが大切であるといえます。

平成22年度の調査結果と比較すると、身体障害者では「70歳以上」が4.5ポイント、精神障害者では「中学校卒業～17歳頃」が4.3ポイント増加し、「18～29歳頃」が7.5ポイント、「40～49歳頃」が4.9ポイント減少しています。

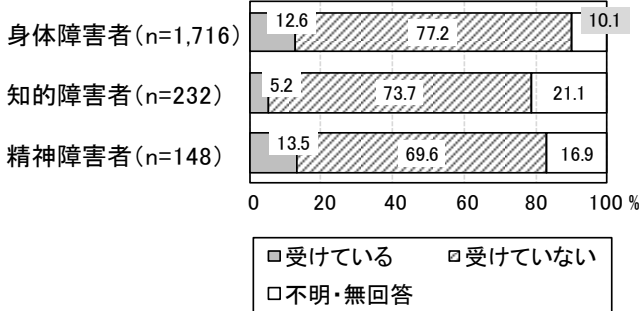


② 難病*・発達障害*の認知について

難病（特定疾患）の認定を受けている割合は、身体障害者が12.6%、精神障害者が13.5%と1割強となっています。また、発達障害の認定を受けている割合は、知的障害者が23.7%と他の障害種別に比べて高くなっています。

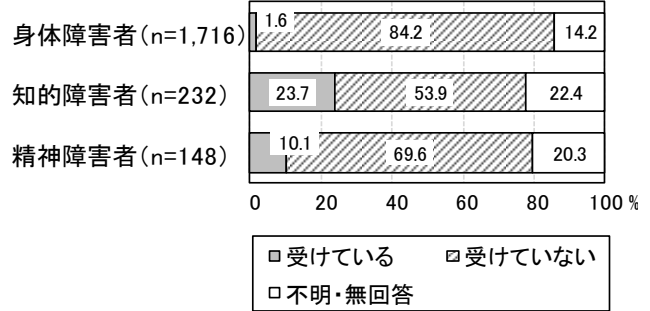
○難病の認定について

【単数回答】



○発達障害の認定について

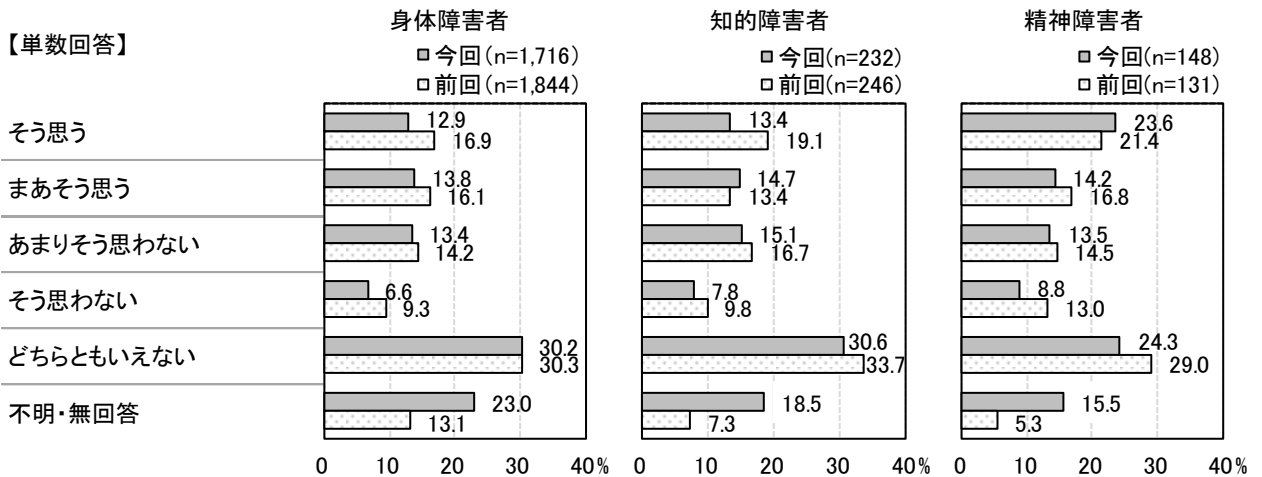
【単数回答】



③ 渋川市の住みやすさ

渋川市が障害のある人にとって住みやすいかについては、どの障害も「どちらともいえない」が最も高くなっています。また、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な評価の割合は、身体障害者で26.7%、知的障害者で28.1%、精神障害者で37.8%となっており、精神障害者が他の障害種別に比べて住みやすさの評価が高くなっています。

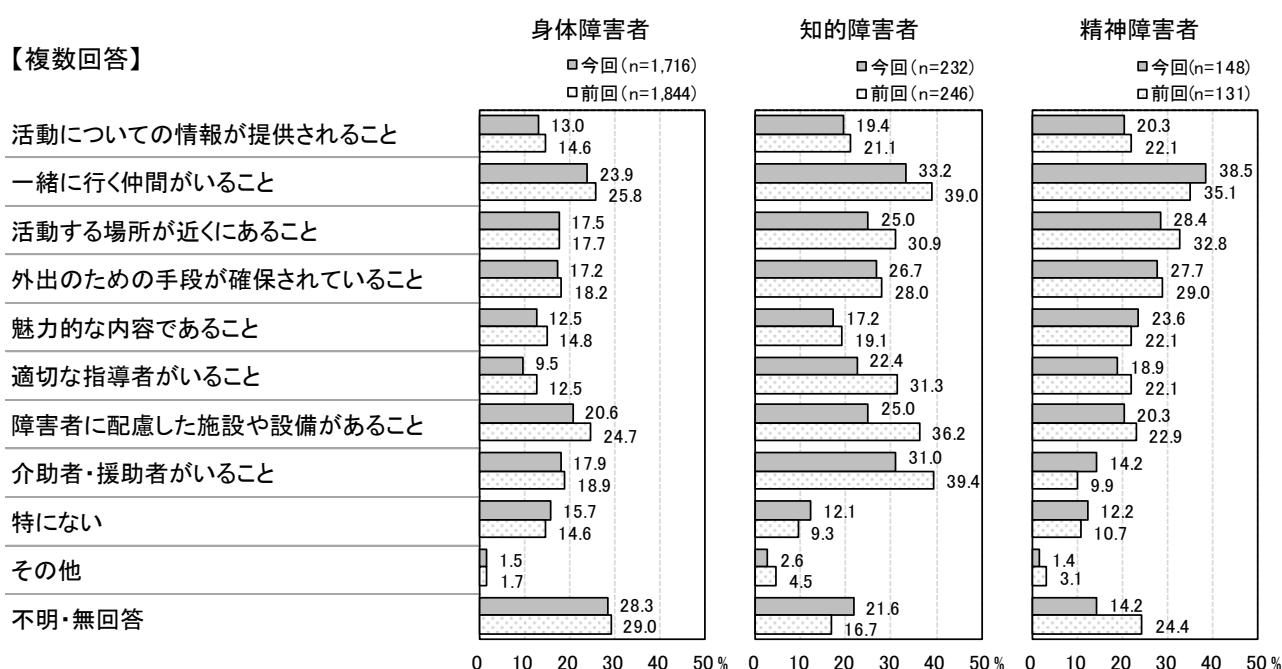
平成22年度の調査結果と比較すると、肯定的な評価の割合は身体障害者が6.3ポイント、知的障害者が4.4ポイント、精神障害者が0.4ポイント減少しており、住みやすさの評価が低下しています。



④ 活動するために必要な条件

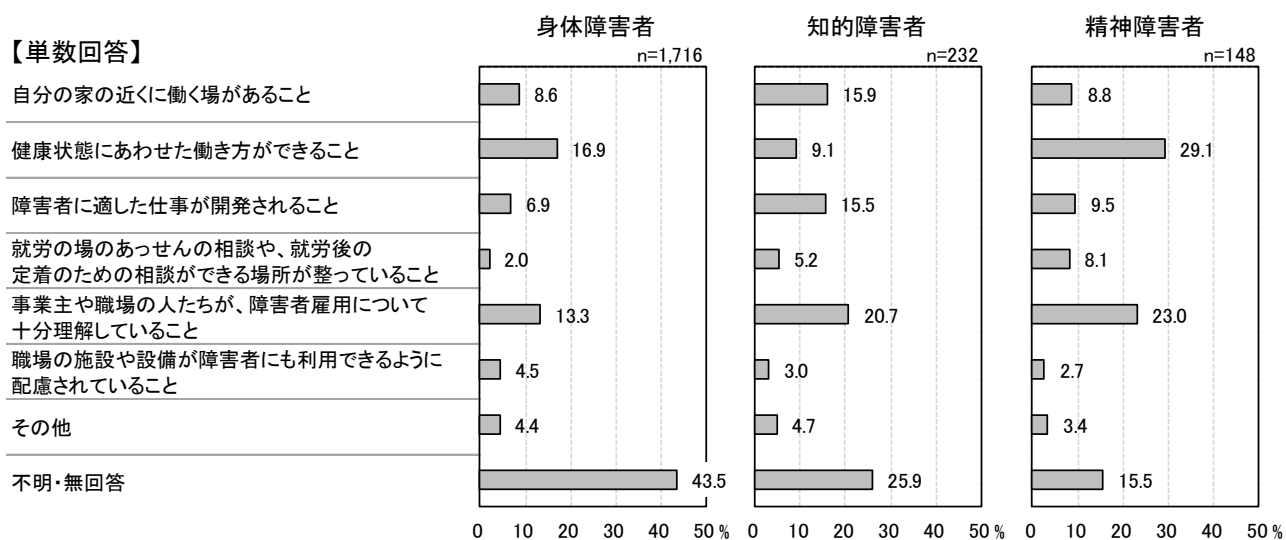
活動するために必要な条件については、どの障害においても「一緒に行く仲間がいること」が最も高くなっています。次いで身体障害者では、「障害者に配慮した施設や設備があること」20.6%、知的障害者では、「介助者・援助者がいること」31.0%、精神障害者では、「活動する場所が近くにあること」28.4%となっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、身体障害者と知的障害者で「特にない」以外の項目で低下しています。



⑤ 就労について

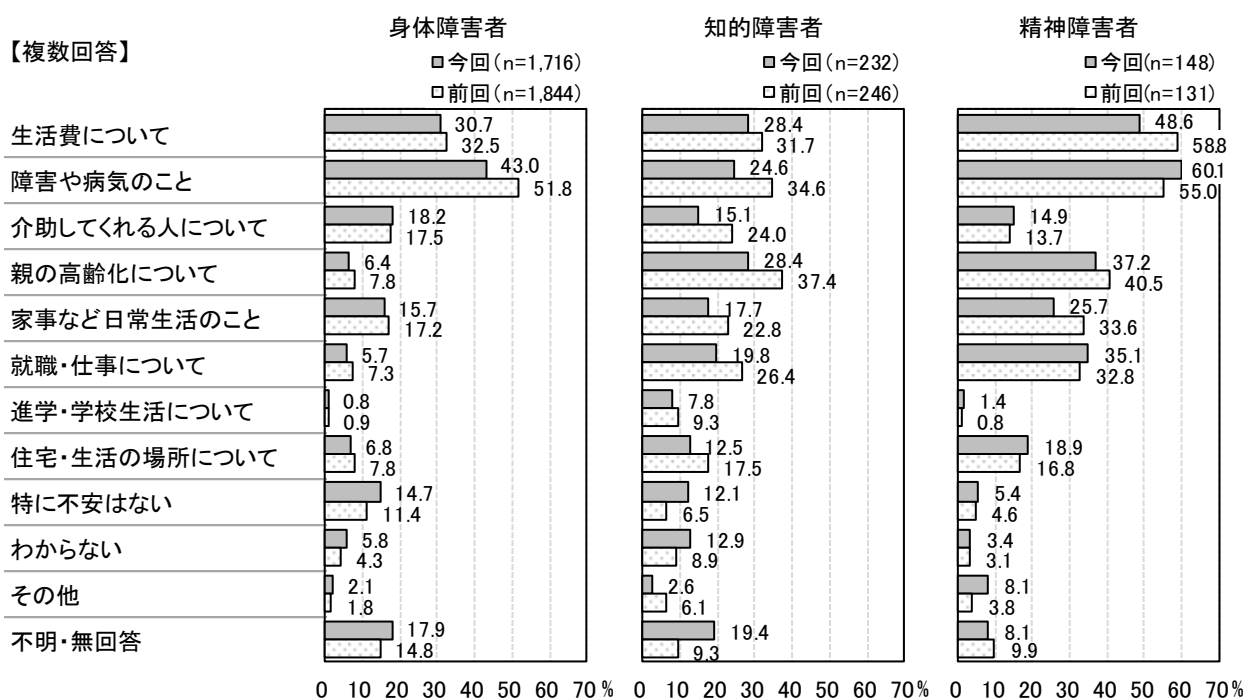
働くための環境として大切だと思うことについては、身体障害者では「健康状態にあわせた働き方ができること」が 16.9%で他の項目に比べて高くなっています。知的障害者では、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が 20.7%と他の項目に比べて高くなっています。精神障害者では、「健康状態にあわせた働き方ができること」が 29.1%と他の項目に比べて高くなっています。



⑥ 現在や今後の生活で不安なこと

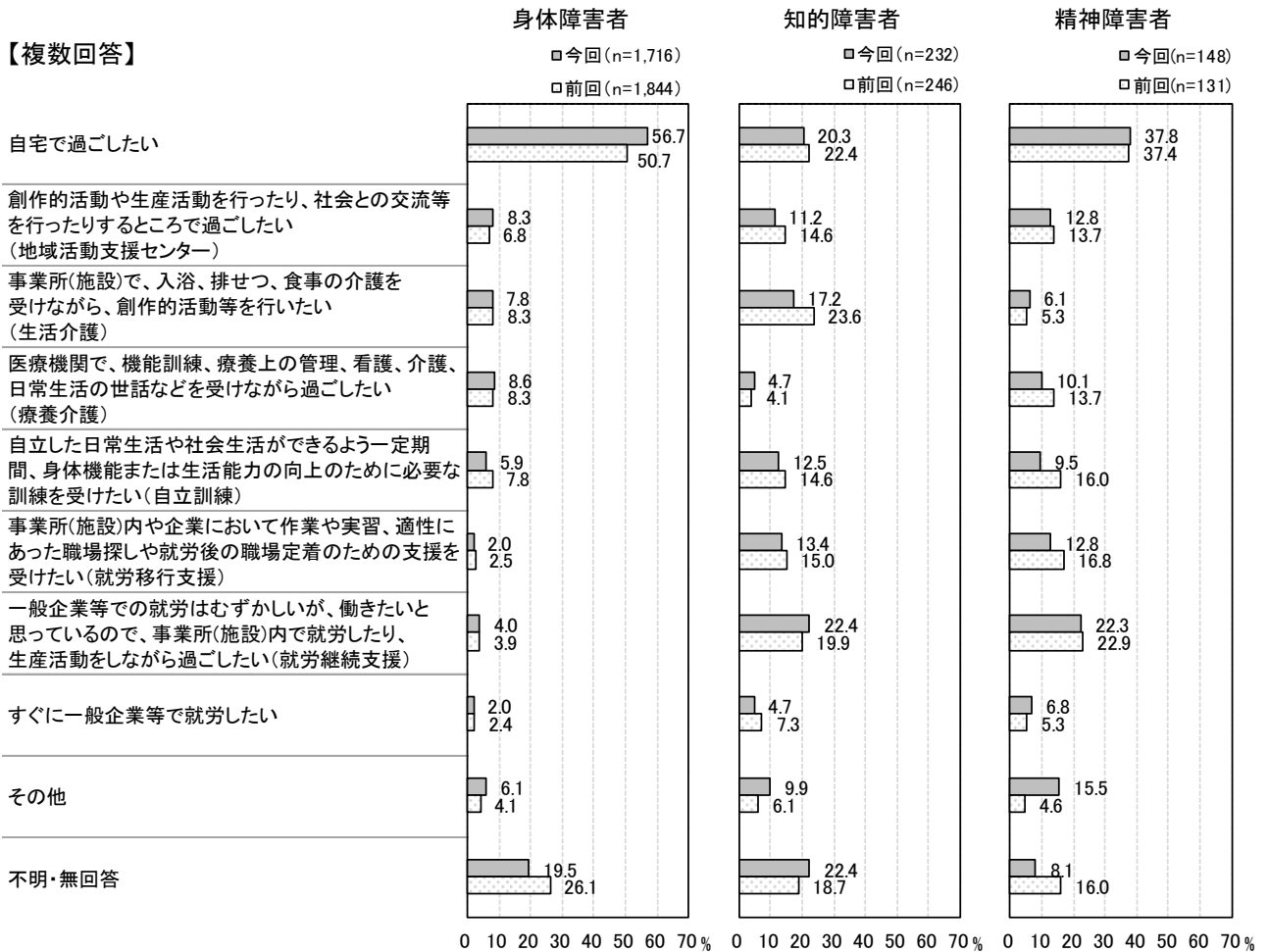
現在や今後の生活で不安なことは、身体障害者では「障害や病気のこと」が43.0%、「生活費について」が30.7%で他の項目に比べて高くなっています。知的障害者では、「生活費について」「親の高齢化について」が28.4%、「障害や病気のこと」が24.6%と他の項目に比べて高くなっています。精神障害者では、「障害や病気のこと」が60.1%、「生活費について」が48.6%と他の項目に比べて高くなっています。また、「親の高齢化について」が37.2%、「就職・仕事について」が35.1%、「家事など日常生活のこと」が25.7%と、他の障害種別に比べて高くなっており、不安を感じる項目が多いことがうかがえます。

平成22年度の調査結果と比較すると、身体障害者、知的障害者ではほとんどの項目で減少傾向にあります。精神障害者では、「障害や病気のこと」で5.1ポイント増加しています。



⑦ 今後、希望する日中の過ごし方

今後、希望する日中の過ごし方については、身体障害者は「自宅で過ごしたい」が56.7%と最も高くなっています。知的障害者と精神障害者においても、「自宅で過ごしたい」が高いものの、「一般企業等での就労はむずかしいが、働きたいと思っているので、事業所（施設）内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」、「事業所（施設）内や企業において作業や実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を受けたい」といった就労支援関係や「事業所（施設）で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら、創作的活動等を行いたい」、「自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を受けたい」といった生活するために必要な訓練を受けたりする場を求める回答が、身体障害者に比べて高くなっています。

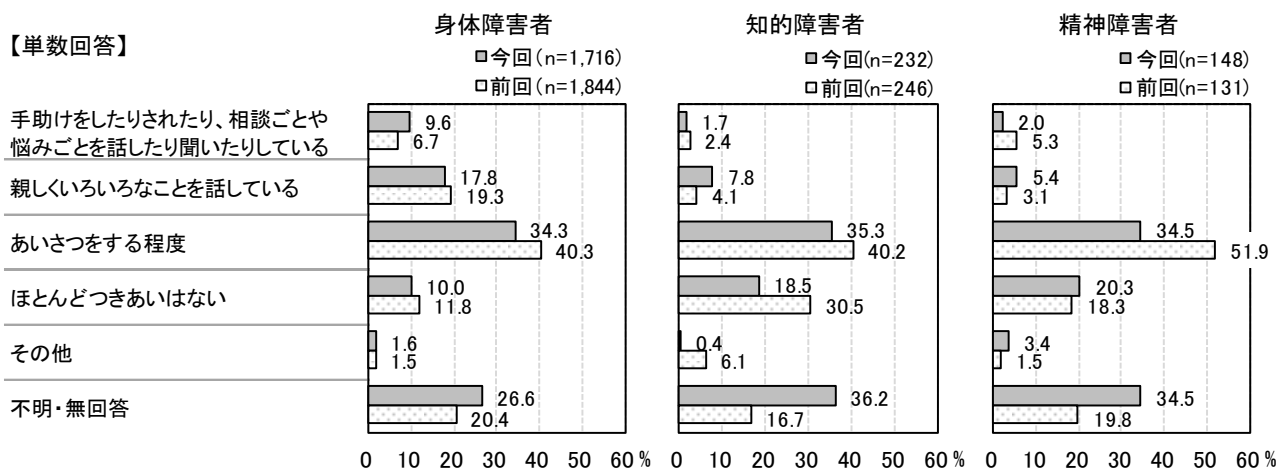


⑧ 地域とのかかわり

ア 隣近所の人とのつきあい方

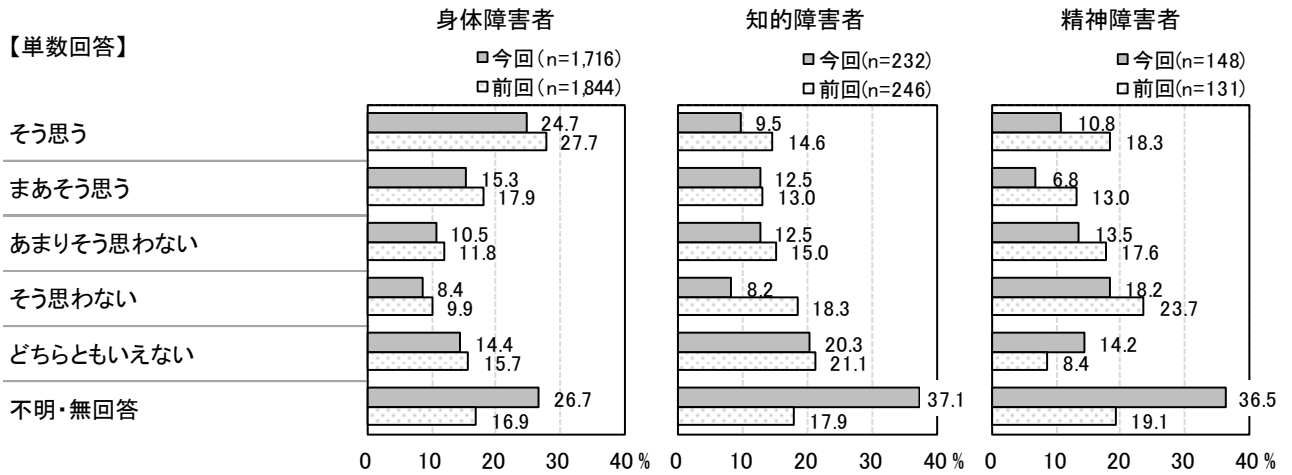
隣近所の人とのつきあい方は、どの障害でも「あいさつをする程度」が最も高くなっています。また、身体障害者で次いで高いのが、「親しくいろいろなことを話している」の17.8%で、他の障害種別に比べて高くなっています。知的障害者と精神障害者では、「ほとんどつきあいが無い」がそれぞれ18.5%と20.3%で高くなっており、日常的にあまり地域とコミュニケーションが図れてないことがうかがえます。

平成22年度の調査結果と比較すると、どの障害でも「あいさつをする程度」の割合が減少しています。また、知的障害者では、「ほとんどつきあいはない」の割合が減少しています。その他の項目については、前回とほぼ同様の結果となっています。



イ 地域の人への支え

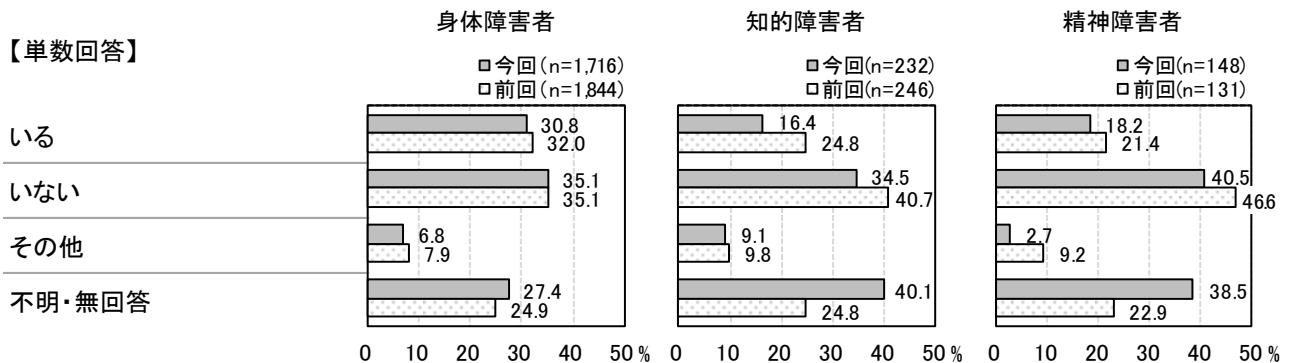
隣近所の人に支えられていると思うかについては、「思う」と「まあ思う」を合わせた『思う』の割合は、身体障害者で40.0%、知的障害者で22.0%、精神障害者で17.6%となっており、身体障害者が他の障害種別に比べて高くなっています。平成22年度の調査結果と比較すると、3障害とも『思う』の割合は減少しています。



ウ 災害時に助けてくれる人の有無

災害時に家族が不在の場合に、地域に助けてくれる人がいるかについては、「いる」の回答が身体障害者で30.8%、知的障害者で16.4%、精神障害者で18.2%となっており、身体障害者が他の障害種別に比べて高くなっています。

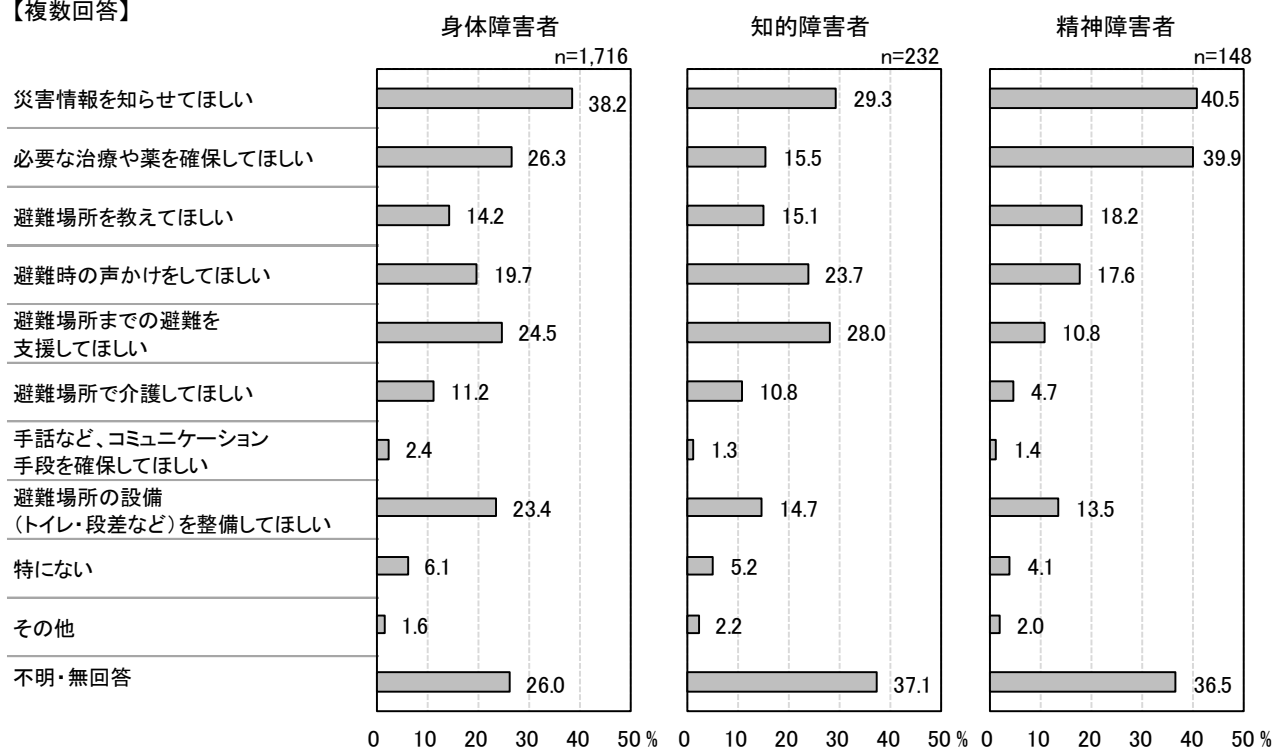
一方、「いない」の回答は身体障害者で35.1%、知的障害者で34.5%、精神障害者で40.5%と、どの障害でも「いない」が「いる」を上回っています。



エ 災害が起きたときに支援してほしいこと

災害が起きたときに支援してほしいことについては、どの障害でも「災害情報を知らせてほしい」が最も高くなっています。また、身体障害者で次いで高いのが、「必要な治療や薬を確保してほしい」の26.3%となっています。知的障害者で次いで高いのが、「避難場所までの避難を支援してほしい」の28.0%で他の障害種別に比べて高くなっています。

【複数回答】

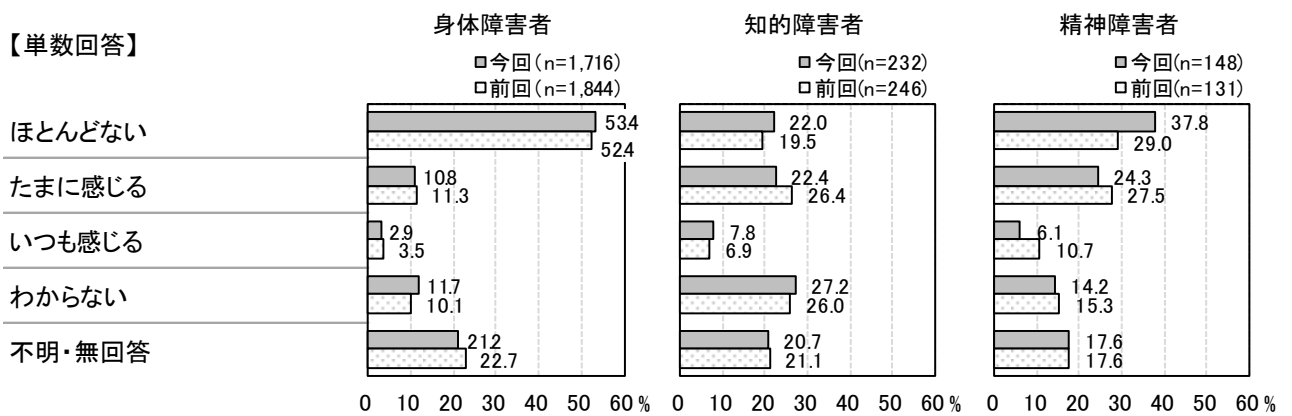


⑨ 差別や人権侵害

ア 差別や人権侵害を感じること

差別や人権侵害を感じることの有無について、「たまを感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』は、身体障害者が 13.7%であるのに対して、知的障害者が 30.2%、精神障害者が 30.4%で高くなっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、精神障害者では、「ほとんどない」が8.8ポイント増加しています。



障害者に対する差別や人権侵害を「たまに感じる」「いつも感じる」と答えた方

イ 差別や人権侵害を感じる時（上位5項目）

差別や人権侵害を感じる時は、どの障害でも共通で割合が多い項目として、「街角での人の視線」「仕事や収入」「隣近所のつきあい」の3項目があげられます。

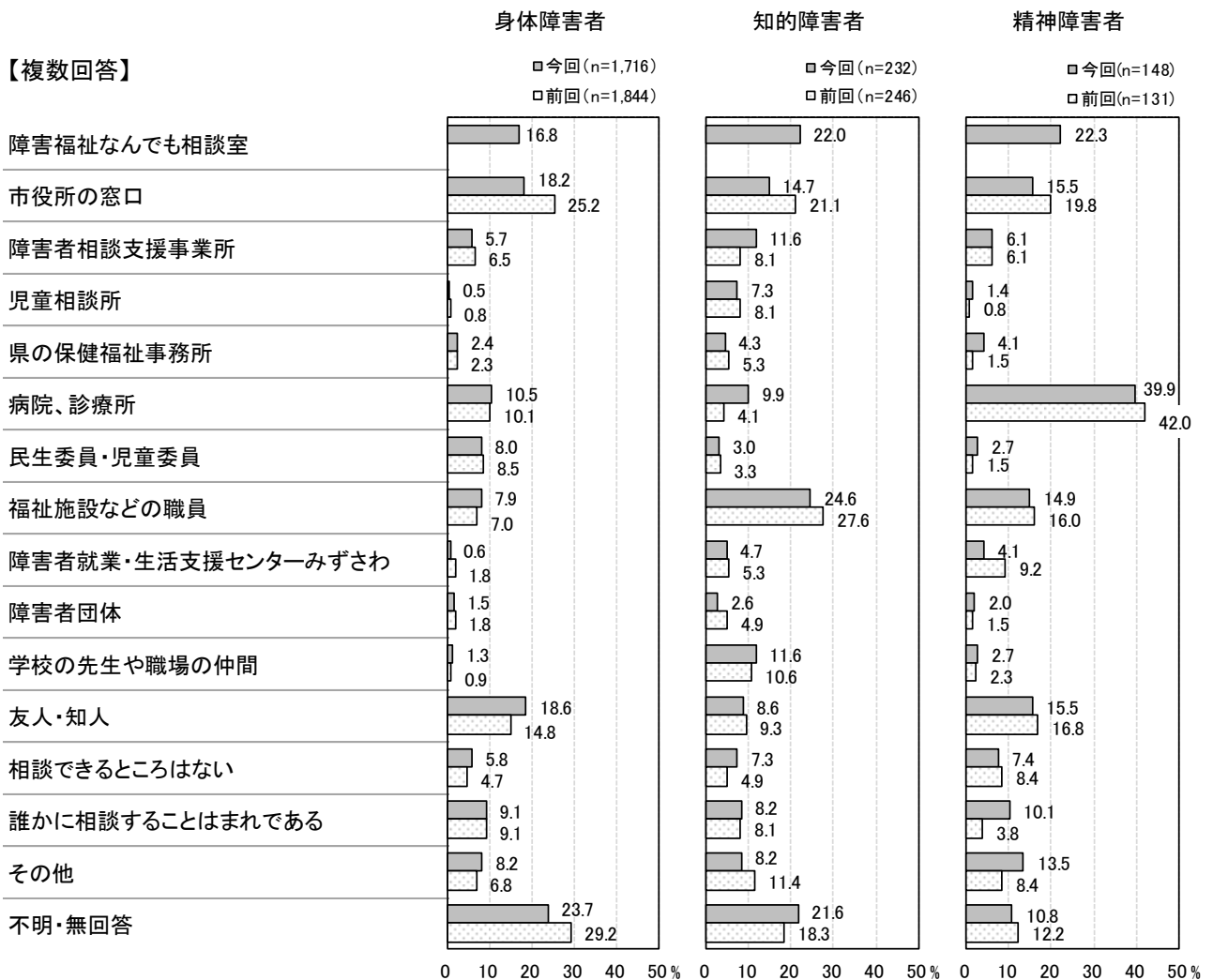
平成22年度の調査結果と比較すると、「街角での人の視線」「仕事や収入」「隣近所のつきあい」など前回と同様の項目が上位にきています。

【複数回答】

		1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者	今回 (n=235)	街角での人の視線 23.8%	隣近所のつきあい 22.1%	仕事や収入 19.6%	道路や建物の整備 15.7%	交通機関の利用 14.0%
	前回 (n=274)	街角での人の視線 27.7%	隣近所のつきあい 21.9%	仕事や収入 20.1%	交通機関の利用 16.1%	情報の収集、発信 10.9%
知的障害者	今回 (n=70)	街角での人の視線 52.9%	仕事や収入 35.7%	地域行事・地域活動 17.1%	隣近所のつきあい 14.3%	店などでの対応態度 12.9%
	前回 (n=82)	街角での人の視線 50.0%	仕事や収入 28.0%	隣近所のつきあい 20.7%	教育の機会 18.3%	地域行事・地域活動 12.2%
精神障害者	今回 (n=45)	隣近所のつきあい 46.7%	仕事や収入 40.0%	福祉関係従事者の対応 24.4%	街角での人の視線 20.0%	地域行事・地域活動 11.1%
	前回 (n=50)	仕事や収入 50.0%	隣近所のつきあい 34.0%	街角での人の視線 24.0%	福祉関係従事者の対応 10.0%	地域行事・地域活動 8.0%

ウ 虐待を受けた場合どこに相談する

虐待を受けた場合に相談するところは、身体障害者では「友人・知人」で 18.6%と最も高く、次いで「市役所の窓口」で 18.2%となっています。知的障害者では「福祉施設などの職員」の 24.6%、精神障害者では「病院、診療所」の 39.9%が最も高くなっており、障害の種別によって相談先が異なっています。



※「障害福祉なんでも相談室」は今回調査より追加

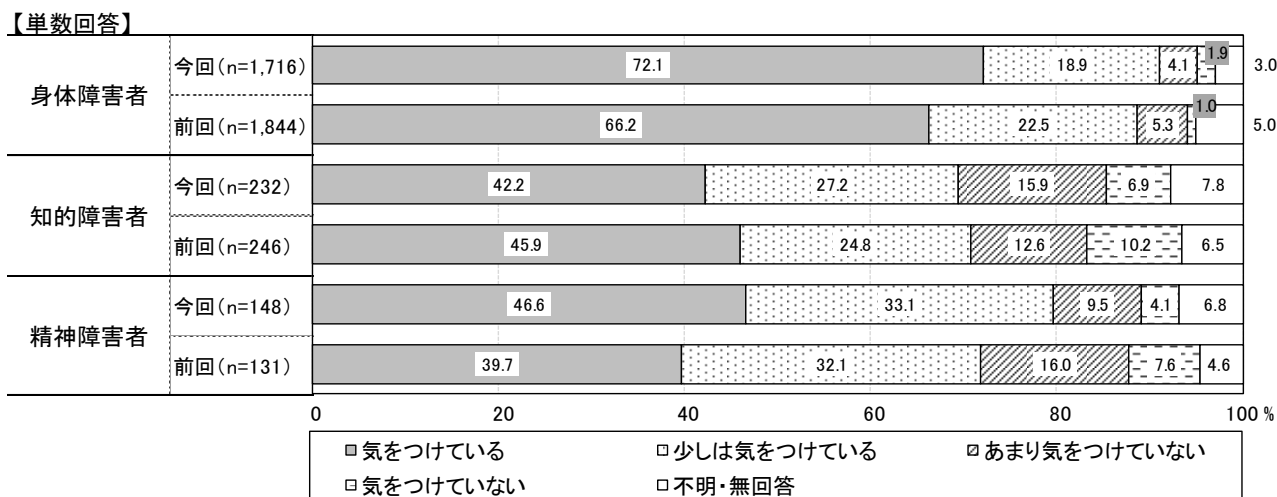
⑩ 心身の健康について

ふだん健康に気をつけているかについては、「気をつけている」が身体障害者で72.1%と、他の障害種別に比べて高くなっています。

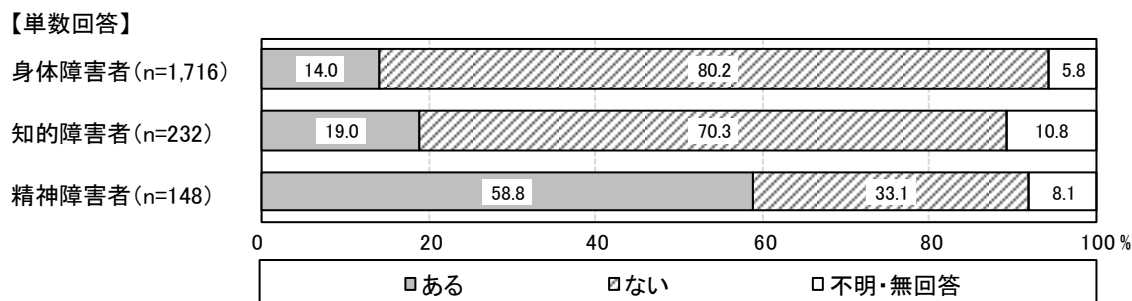
平成22年度の調査結果と比較すると、「気をつけている」と「少しは気をつけている」を合わせた『気をつけている』は、身体障害者と知的障害者ではほぼ同様の傾向となっており、精神障害者では7.9ポイント増加しています。

また、こころの健康について相談したことがあるかについては、「ある」が精神障害者で58.8%と他の障害種別に比べて高くなっています。

○ふだんの健康に気をつけているかについて



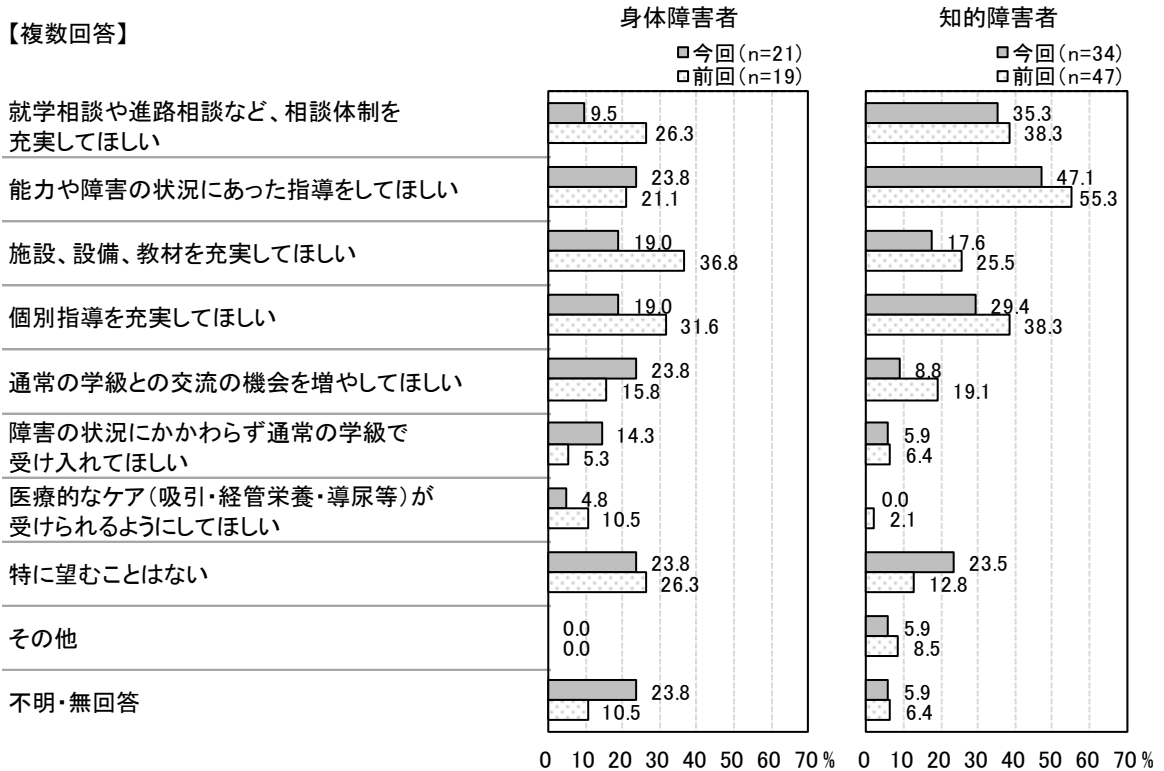
○「こころの健康」について相談したことがあるかについて



⑪ 幼稚園・学校などに望むこと

幼稚園や学校などに望むことについては、身体障害者では「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」と「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」が23.8%と最も高くなっています。また、知的障害者では「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が47.1%と半数近くの割合となっており、障害の種別に応じた柔軟な対応が求められています。

平成22年度の調査結果と比較すると、知的障害者ではほとんどの項目で減少傾向にありますが、身体障害者では、「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」と「障害の状況にかかわらず通常の学校で受け入れてほしい」で増加しています。



⑫ 今後重要だと思う福祉施策（上位5項目）

今後重要だと思う施策については、どの障害でも共通で割合が多い項目として、「年金、各種手当などの制度の周知」「交通・移動手段の整備充実」「障害福祉サービスの充実」の3項目があげられます。

平成22年度の調査結果と比較すると、「年金、各種手当などの制度の周知」「障害福祉サービスの充実」など前回と同様の項目が上位にきています。

【複数回答】

		1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者	今回 (n=1,716)	年金、各種手当などの制度の周知	交通・移動手段の整備充実	医療、リハビリテーションの充実	安全・安心のまちづくり(防犯・防災体制の整備)	障害福祉サービスの充実
		18.1%	15.8%	15.4%	15.2%	14.4%
	前回 (n=1,844)	年金、各種手当などの制度の周知	安全・安心のまちづくり(防犯・防災体制の整備)	医療、リハビリテーションの充実	障害福祉サービスの充実	交通・移動手段の整備充実
		17.3%	17.2%	17.1%	16.3%	15.3%
知的障害者	今回 (n=232)	障害福祉サービスの充実	福祉人材の養成・確保	年金、各種手当などの制度の周知	交通・移動手段の整備充実	医療、リハビリテーションの充実
		21.3%	17.0%	14.9%(同位)	14.9%(同位)	14.9%(同位)
	前回 (n=246)	障害福祉サービスの充実	一般就労が困難な障害者の就労機会の拡大	年金、各種手当などの制度の周知	一般就労を希望する障害者のための就労支援	特別支援教育*や障害児への進路指導の充実 安全・安心のまちづくり(防犯・防災体制の整備)
		21.5%	21.1%	20.3%	19.5%	15.4%
精神障害者	今回 (n=148)	年金、各種手当などの制度の周知	交通・移動手段の整備充実	障害福祉サービスの充実 一般就労が困難な障害者の就労機会の拡大 障害のある人となし人との交流・ふれあいの促進	障害者の虐待防止策の充実 安全・安心のまちづくり(防犯・防災体制の整備) 障害者の権利擁護*や権利行使の援助	福祉人材の養成・確保 福祉教育の充実と交流教育の推進
		55.6%	33.3%	22.2%(同位)	22.2%(同位)	22.2%(同位)
	前回 (n=131)	一般就労を希望する障害者のための就労支援	障害福祉サービスの充実	年金、各種手当などの制度の周知	交通・移動手段の整備充実	安全・安心のまちづくり(防犯・防災体制の整備)
		22.1%	22.1%(同位)	22.1%(同位)	18.3%	17.6%

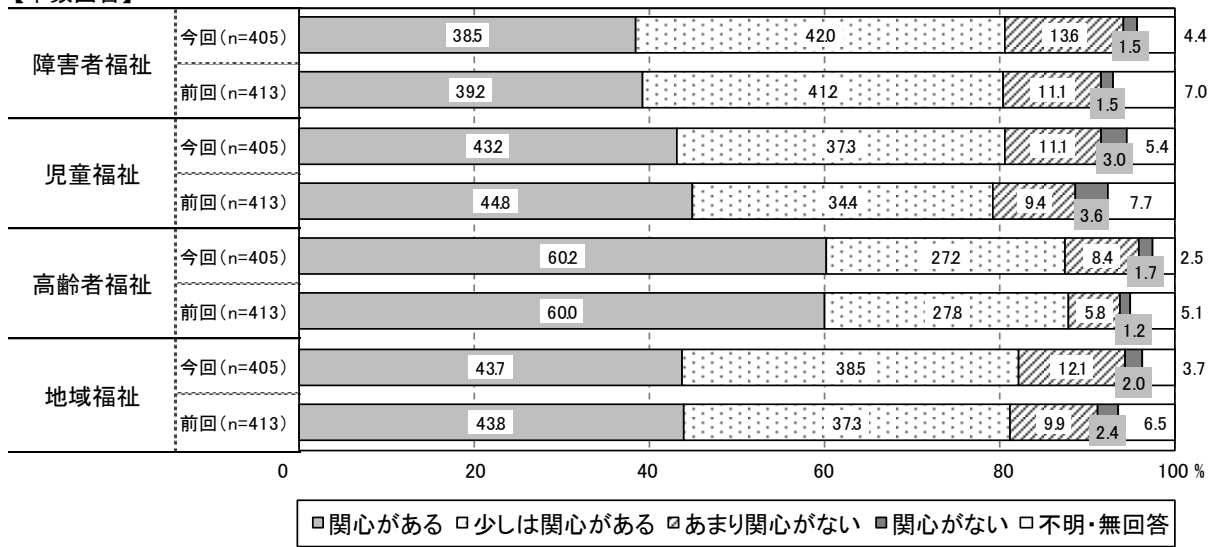
(3) その他の市民アンケート結果の概要

① 福祉への関心

福祉への関心については、「関心がある」と「少しは関心がある」を合わせた『関心がある』は、「障害者福祉」「児童福祉」が80.5%、「高齢者福祉」が87.4%、「地域福祉」が82.2%で、「高齢者福祉」が他の項目に比べて高くなっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、各分野とも前回と同様の結果となっています。

【単数回答】

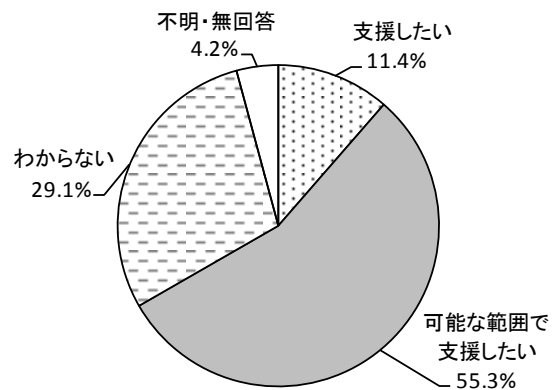


② 災害時の避難支援について

災害時に、登録された障害のある人の避難支援が可能かどうかについては、「支援したい」が11.4%、「可能な範囲で支援したい」が55.3%となっており、全体の7割弱が『支援したい』と回答しています。

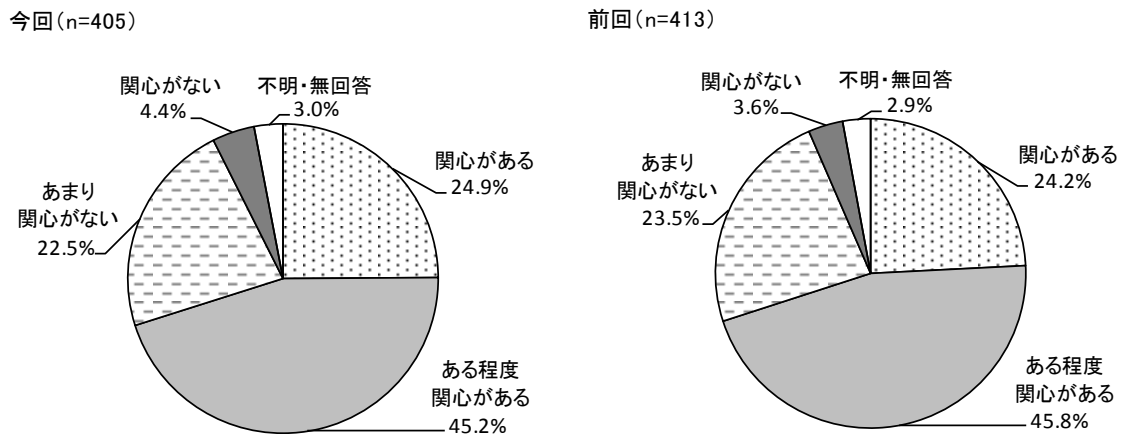
○災害時要援護者の避難を支援できるか

【単数回答】 n=405



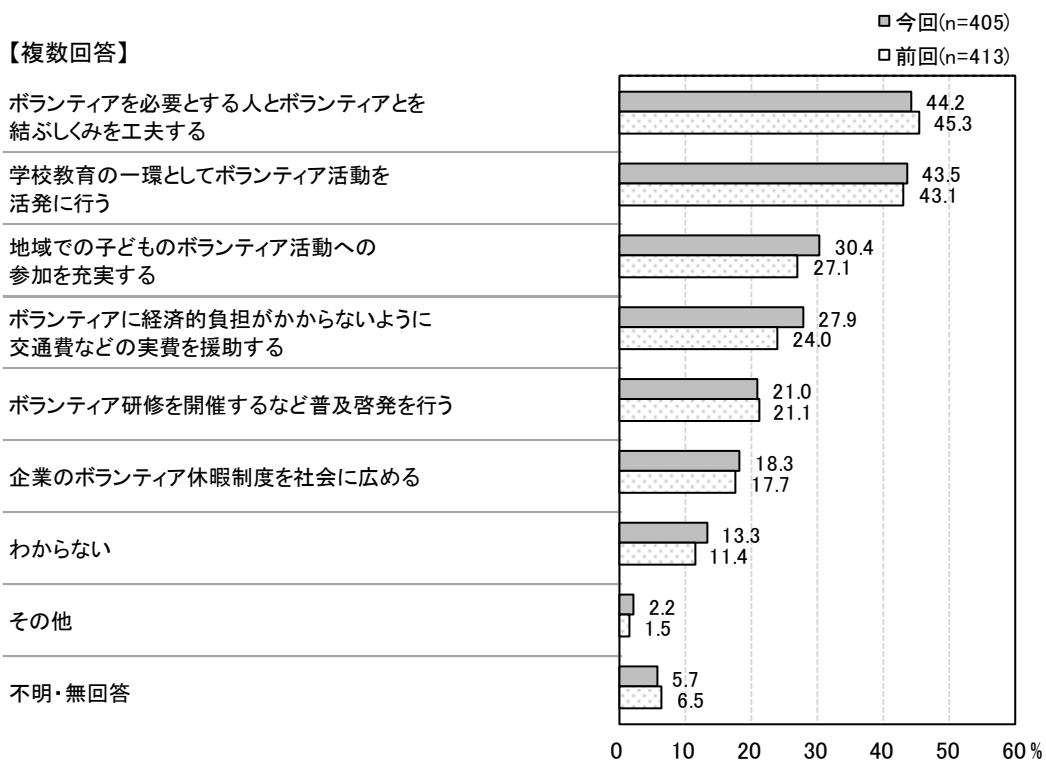
③ ボランティア活動への関心

ボランティア活動への関心については、「ある程度関心がある」が 45.2%と最も高く、次いで「関心がある」が 24.9%で、両項目の合計が 70.1%になります。大半の市民がボランティア活動に関心を寄せており、こうした市民をボランティア活動へ円滑に結びつける必要があります。



④ ボランティアの輪を広げるために必要なこと

ボランティア活動の輪を広げるために必要なことについては、「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶしくみを工夫する」が 44.2%と最も高く、次いで「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が 43.5%と、それぞれ 40%以上の回答となっています。学校におけるボランティア教育と、限られた人材を効果的に活用できるコーディネート*機能や仕組みの構築が求められています。

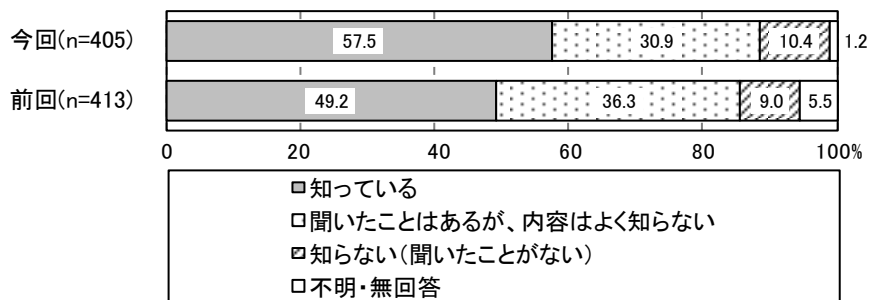


⑤ 障害者の雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、一定の割合の障害のある人を雇用する決まりがあることについては、「知っている」が 57.5%と半数を超えています。

平成22年度の調査結果と比較すると、「知らない(聞いたことがない)」の割合がほぼ同数である一方で、「知っている」の割合は 8.3ポイント増加しており、制度が周知されてきていることがうかがえます。

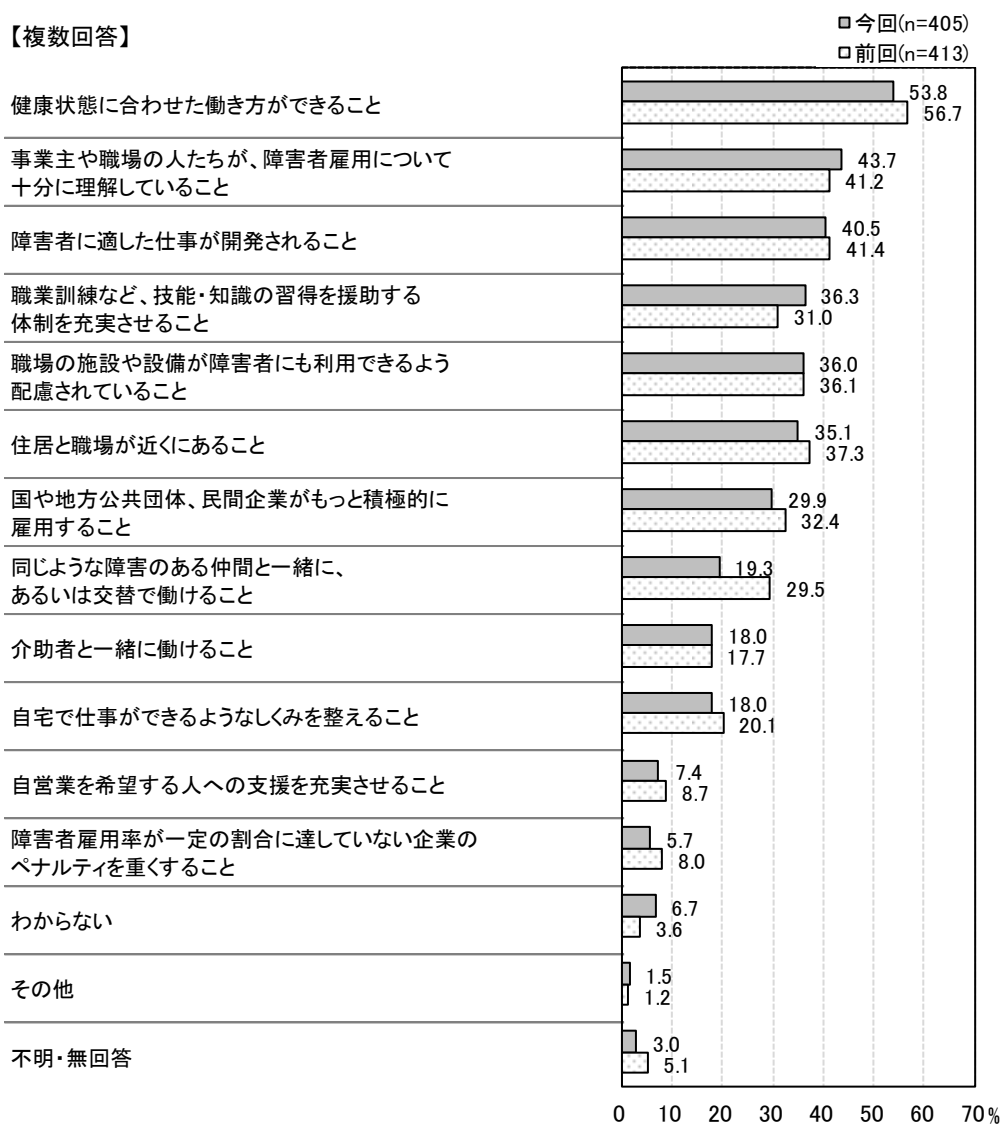
【単数回答】



⑥ 障害者の雇用を促進するために大切だと思うこと

障害のある人の雇用を促進するために大切だと思うことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」で 53.8%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」で 43.7%、「障害者に適した仕事が開発されること」で 40.5%となっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、各分野とも前回と同様の結果となっています。

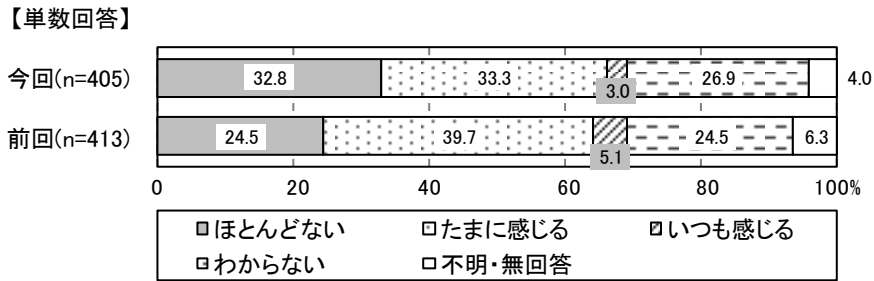


⑦ 差別や人権侵害

障害のある人に対する差別や人権侵害を感じるかについては、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』は36.3%となっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、「ほとんどない」の割合は前回から8.3ポイント増加している一方で、『感じる』は、8.5ポイント減少していることから、障害のある人への差別や人権侵害がみられなくなっていることがうかがえます。

○障害者に対する差別や人権侵害を感じること

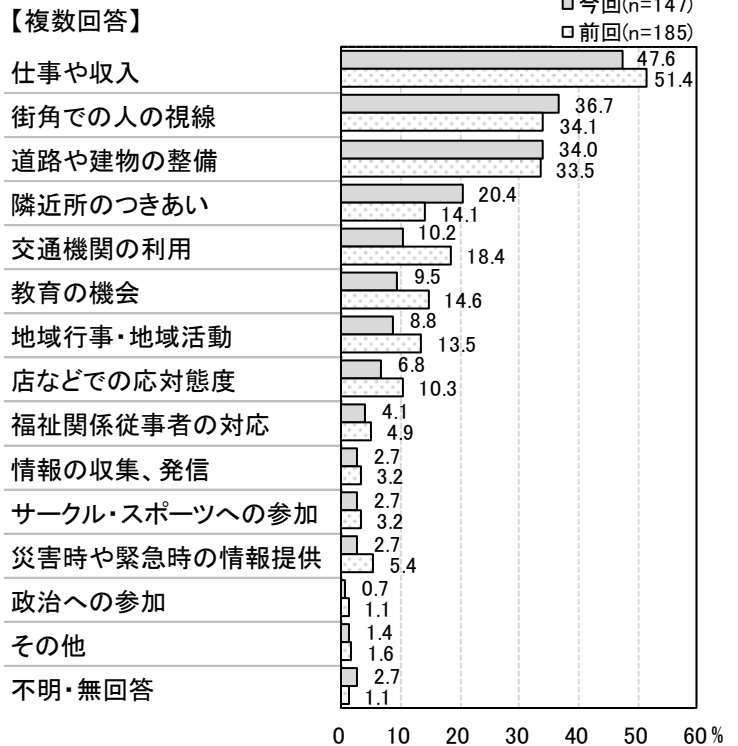


障害者に対する差別や人権侵害を「たまに感じる」「いつも感じる」と答えた方

どのような時に差別や人権侵害を感じるかについては、「仕事や収入」が47.6%で最も高く、次いで多いのが「街角での人の視線」の36.7%、「道路や建物の整備」の34.0%となっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、「隣近所につきあい」の割合が6.3ポイント増加し、「交通機関の利用」が8.2ポイント、「教育の機会」が5.1ポイント減少しています。

○強く差別や人権侵害を感じる時

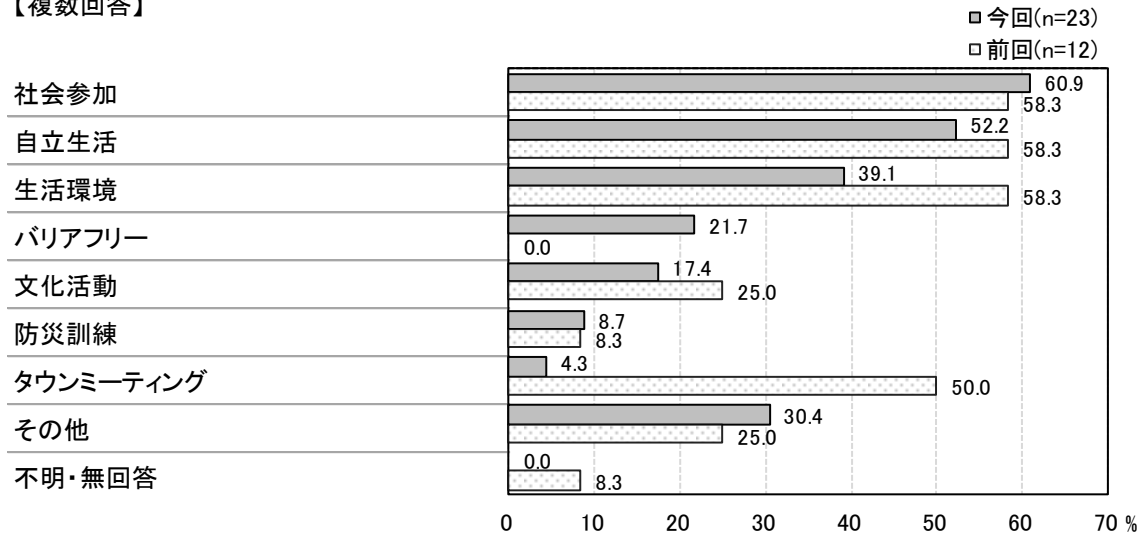


(4) 障害者団体アンケート結果の概要

① 活動内容

団体の活動内容は、「社会参加」が60.9%で最も高く、次いで「自立生活」が52.2%、「生活環境」が39.1%となっています。

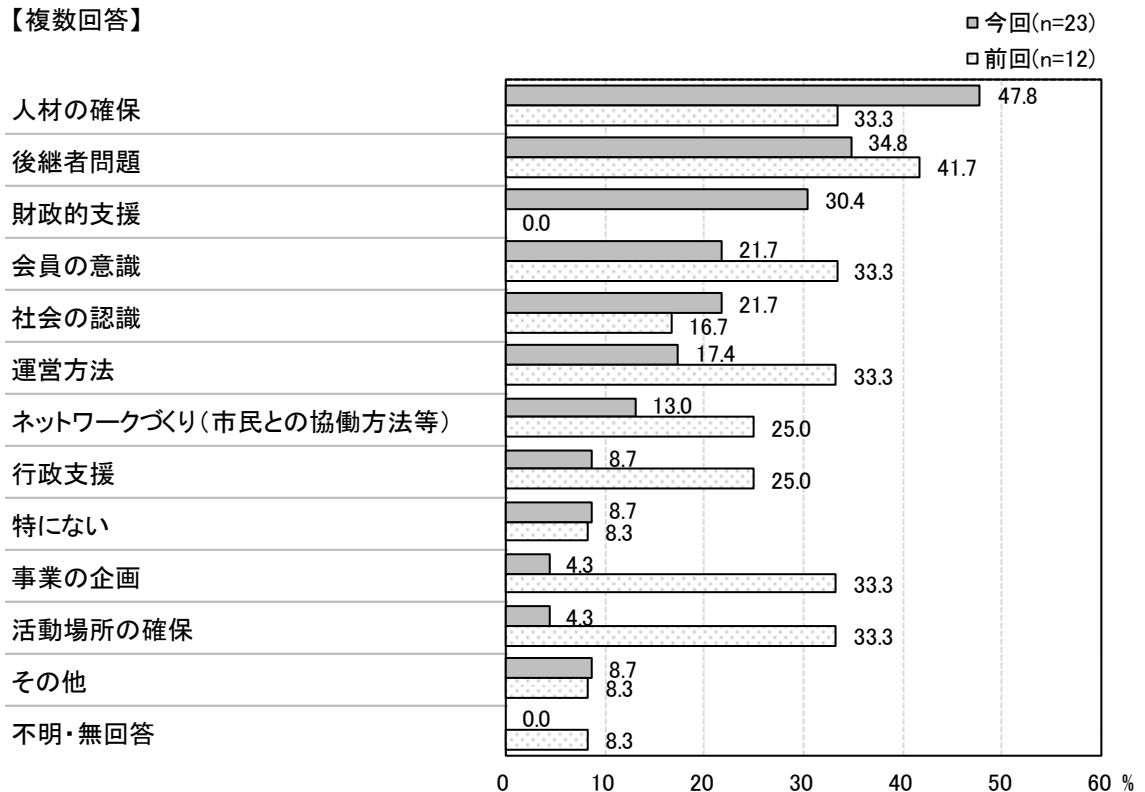
【複数回答】



② 活動する上で困っていること

団体が活動をする上で困っていることについては、「人材の確保」が47.8%で最も高く、次いで「後継者問題」が34.8%、「財政的支援」が30.4%となっています。平成22年度の調査結果と比較すると、「人材の確保」が増加しています。

【複数回答】

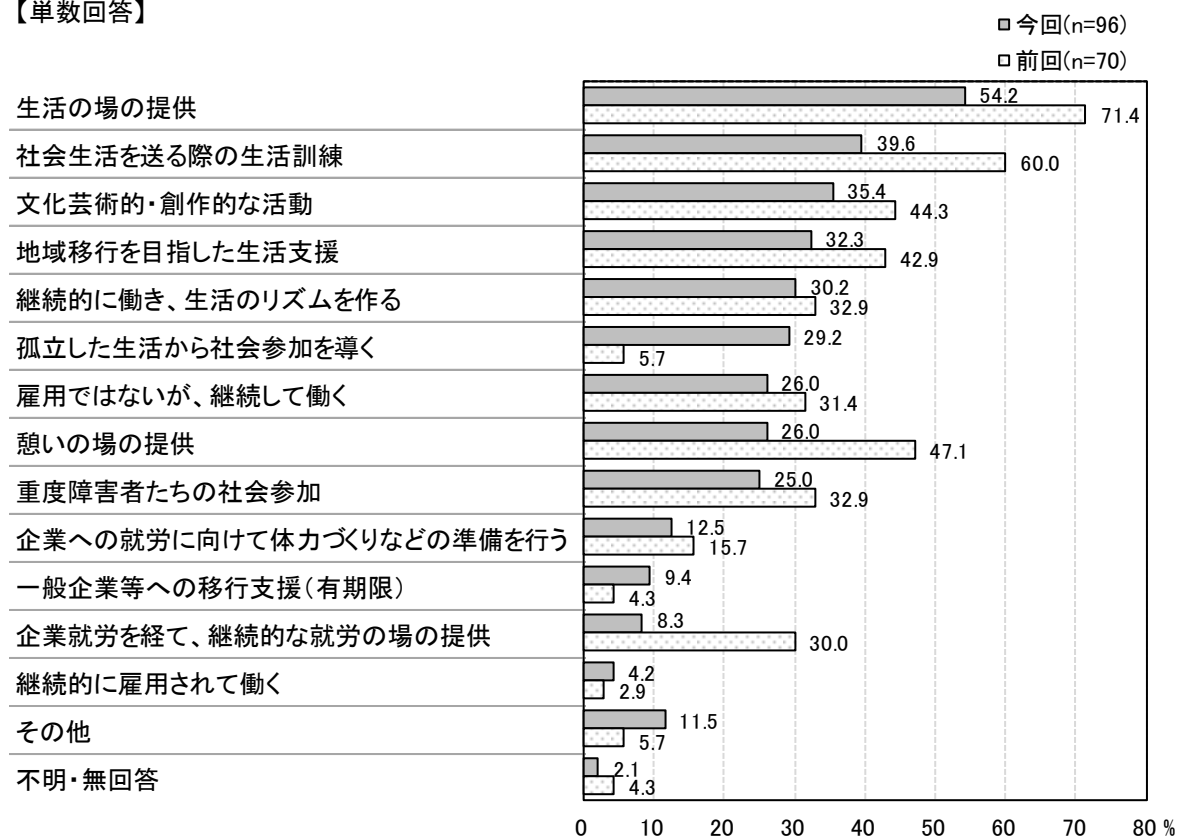


(5) サービス提供事業所アンケート結果の概要

① 活動内容

事業所の活動内容は、「生活の場の提供」が54.2%で最も高く、次いで「社会生活を送る際の生活訓練」が39.6%、「文化芸術的・創作的な活動」が35.4%となっています。

【単数回答】



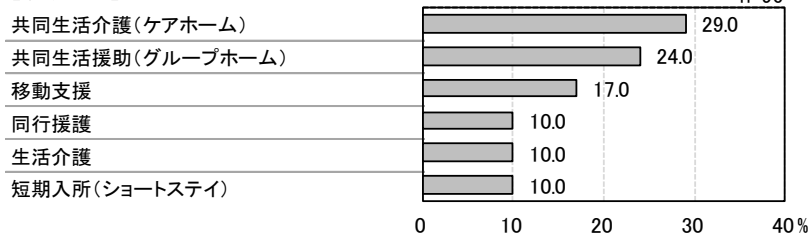
② 障害福祉サービスの提供

不足していると感じられる障害福祉サービスは、「共同生活介護（ケアホーム）」が29.0%で最も高く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」が24.0%、「移動支援」が17.0%となっています。

また、定員増員や新規参入が進まない理由については、「報酬単価が低く採算性に不安がある」が59.0%で最も高く、次いで「サービス提供場所（土地や建物）の確保が困難」が58.0%、「利用需要の見込が立てづらい」が23.0%となっています。

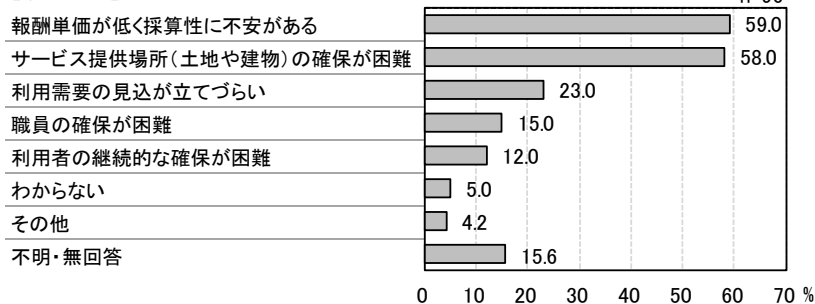
○不足していると感じられる障害福祉サービス（上位6位）

【複数回答】



○定員増員や新規参入が進まない理由

【複数回答】

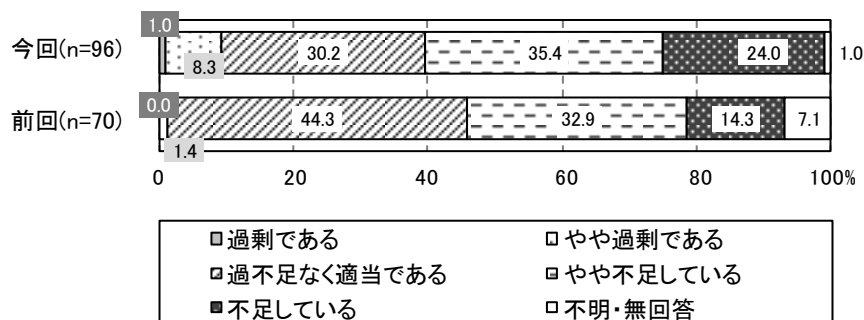


③ 職員について

職員の数については、「やや不足している」が35.4%で最も高くなっています。また、平成22年度の調査結果と比較すると、「過不足なく適当である」が14.1ポイント減少し、「不足している」が9.7ポイント増加していることから、より職員の不足が問題となっていることがうかがえます。

○職員の過不足の状況

【単数回答】

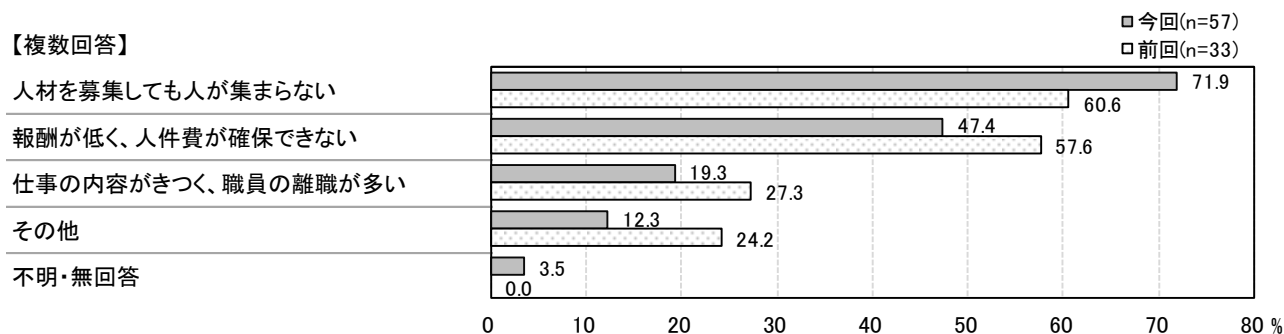


職員の数について「やや不足している」「不足している」と答えた方

また、職員不足の要因としては、「人材を募集しても人が集まらない」が 71.9%と高く、前回調査と比較しても、11.3ポイント増加しています。

○職員不足として考えられる要因

【複数回答】

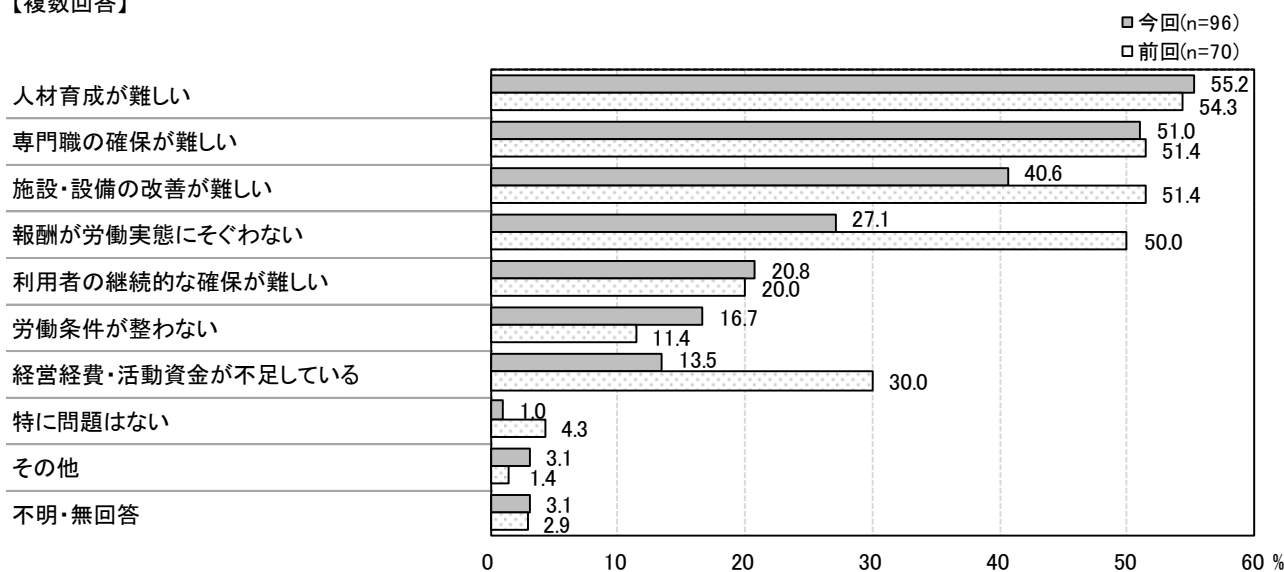


④ 事業所運営の問題点

事業所を運営するにあたっての問題では、「人材の育成が難しい」が 55.2%で最も高く、次いで「専門職の確保が難しい」が 51.0%、「施設・設備の改善が難しい」が 40.6%となっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、「施設・設備の改善が難しい」10.8ポイント、「報酬が労働実態にそぐわない」が 22.9ポイント、「経営経費・活動資金が不足している」が 16.5ポイント減少している一方で、「労働条件が整わない」が 5.3ポイント増加しています。

【複数回答】



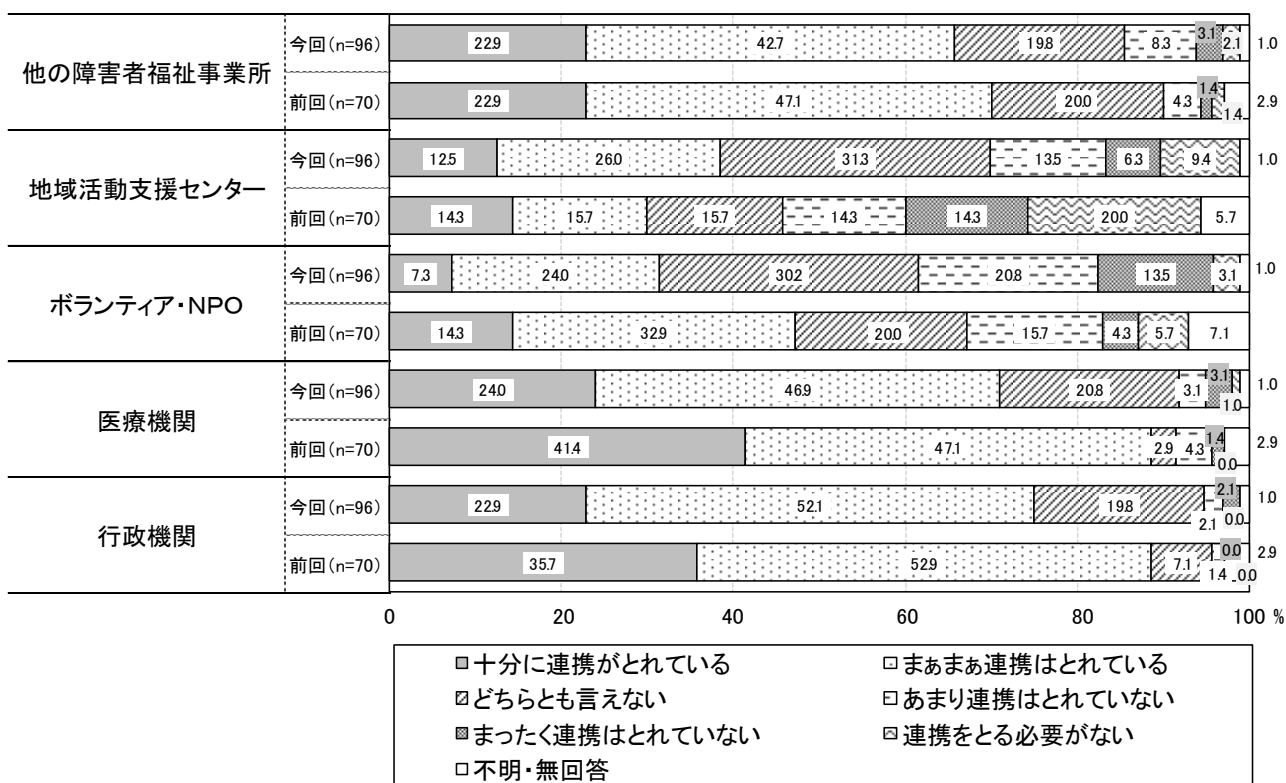
⑤ 他機関との連携状況

サービスを提供する際の連携状況については、「十分に連携がとれている」と「まあまあ連携がとれている」を合わせた『連携がとれている』は、〈他の障害者福祉事業所〉で65.6%、〈医療機関〉で70.9%、〈行政機関〉で75.0%と、7割前後となっています。

一方で、「あまり連携はとれていない」と「まったく連携はとれていない」を合わせた『連携がとれていない』は〈地域活動支援センター*〉で19.8%、〈ボランティア・NPO*〉で34.3%と他の機関に比べて高くなっています。

平成22年度の調査結果と比較すると、〈地域活動支援センター〉で『連携がとれている』が増加し、それ以外の施設・組織では『連携がとれている』が減少しています。

【単数回答】

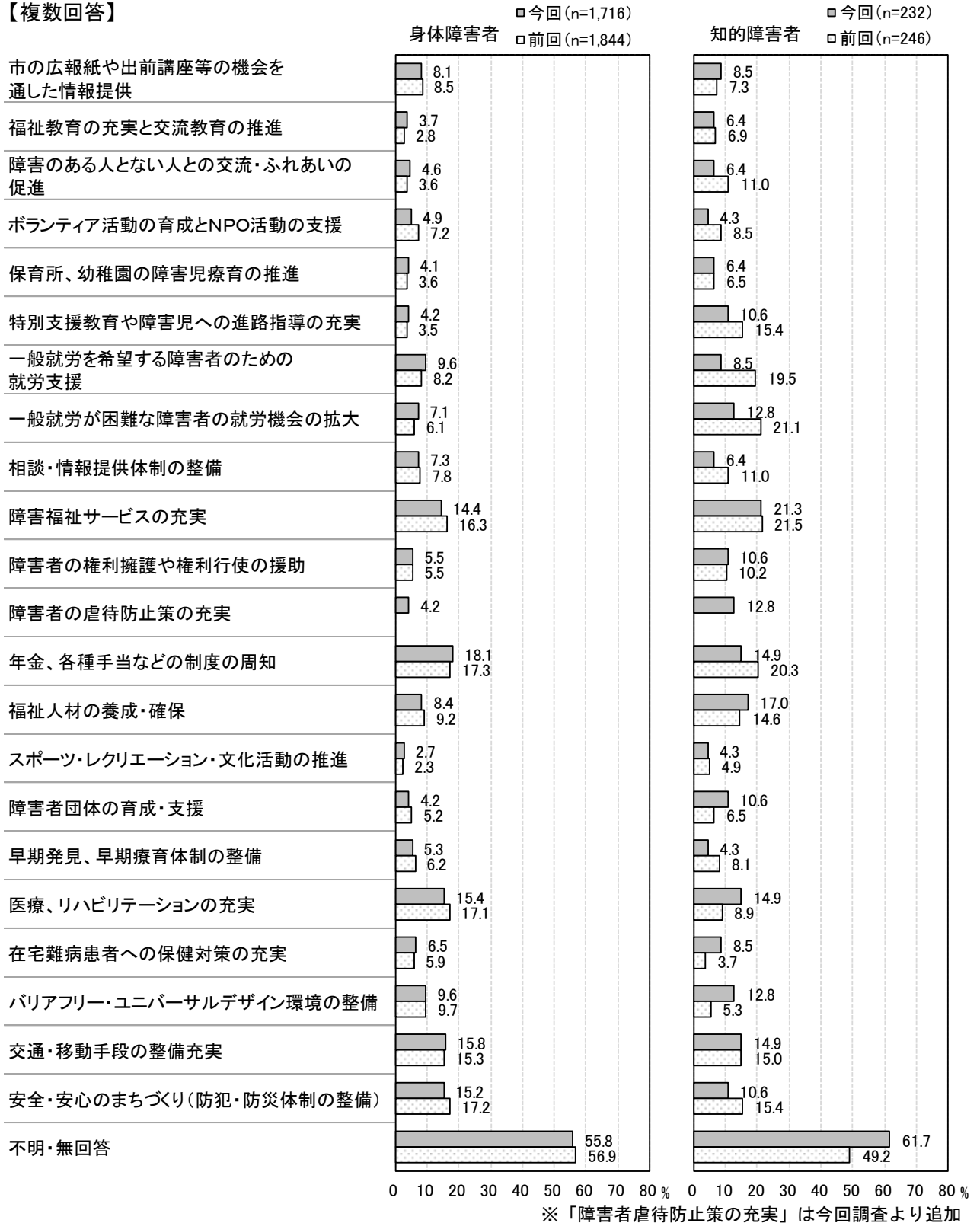


資料編

アンケートの結果(今後、重要だと思う福祉施策)

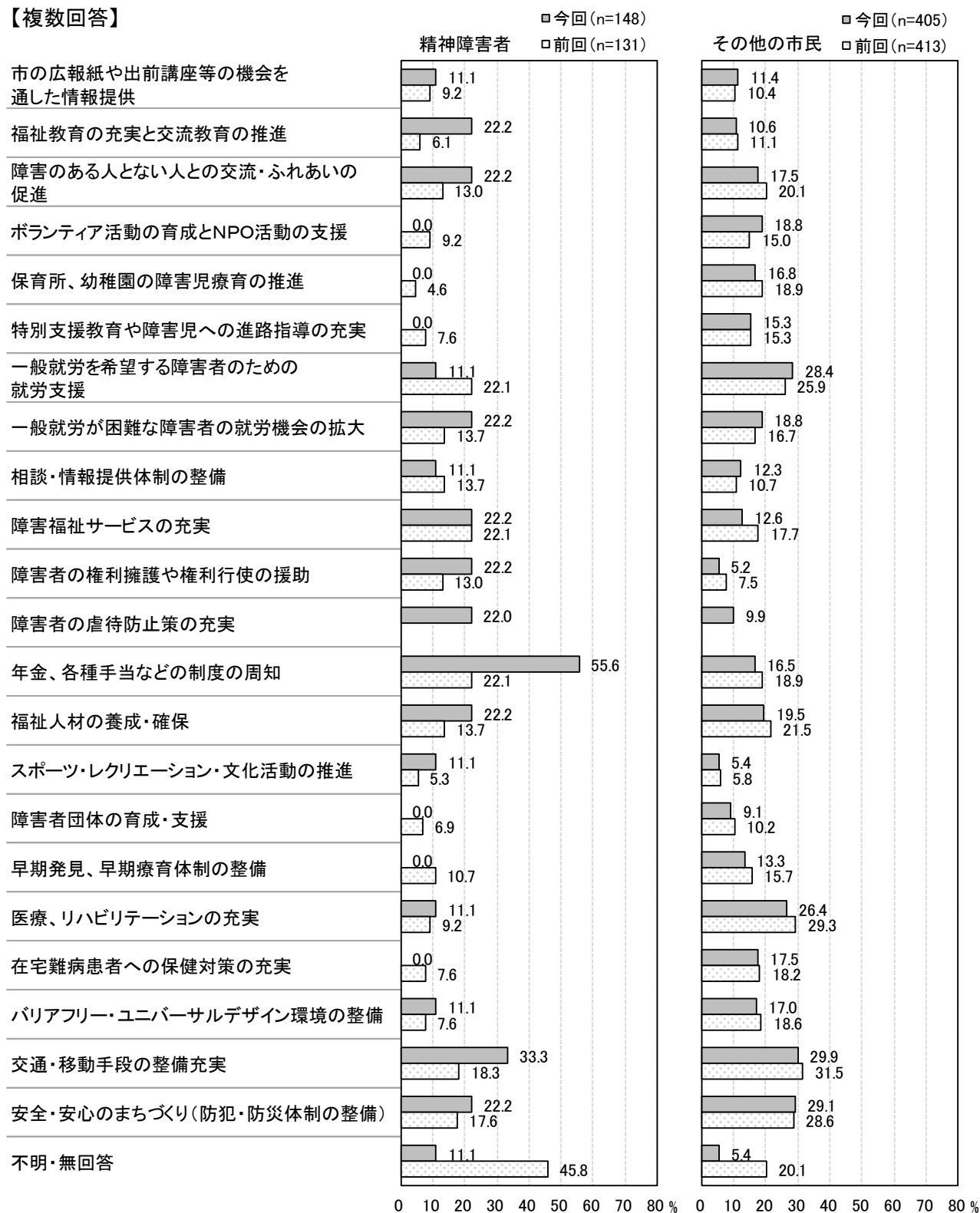
① 身体障害者・知的障害者

【複数回答】



② 精神障害者・その他の市民

【複数回答】



※「障害者虐待防止策の充実」は今回調査より追加

第3章 基本目標と施策展開の基本的な視点

第1節 計画のテーマと基本目標

『渋川市総合計画』では、障害者（児）福祉の充実のために基本方針を「障害者（児）が安全で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションを基本理念として、障害者自立支援法に基づき各種政策を推進し自立の支援に努めます。」と定めています。

本計画でも「ノーマライゼーションの推進」を基本理念として、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして掲げます。

また、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会（インクルージョン*）を目指します。

この基本理念・テーマを具体化していくため、第1期渋川市障害者計画同様の6つの基本目標を設定し、障害者福祉施策の総合的な推進を図ります。

基本目標の実現には、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、実施事業の方向性や必要性について適宜見直しを行い、市民サービス及び市民満足度の向上に努めます。

基本理念

ノーマライゼーション の推進

計画のテーマ

地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！

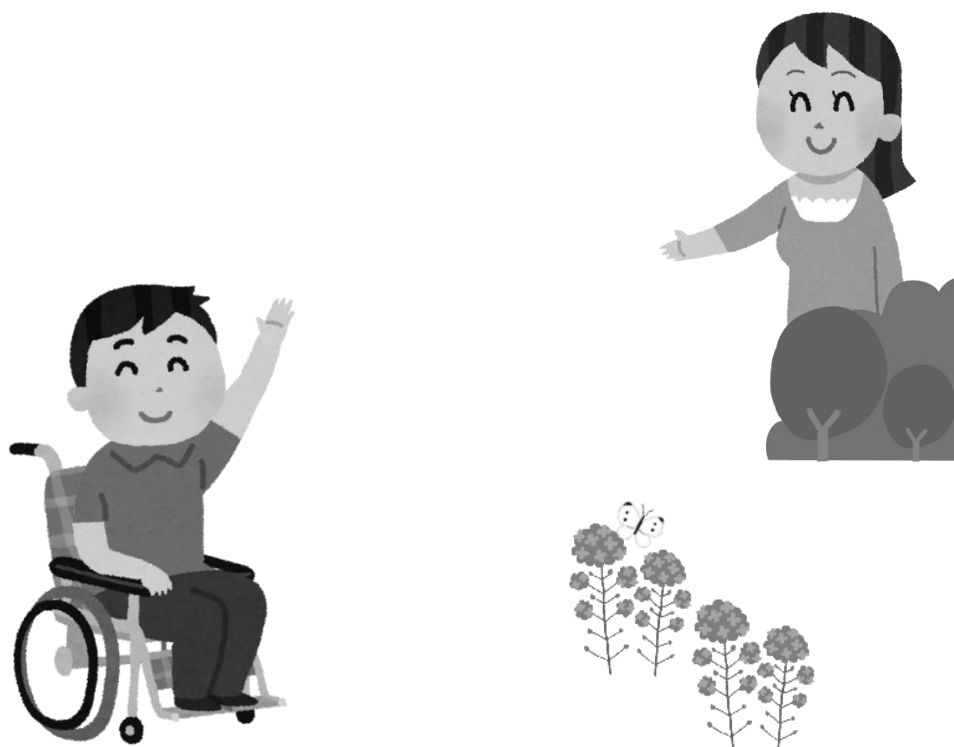
基本目標

- 1 理解とふれあいをめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして
- 3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして
- 4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして
- 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして
- 6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

第2節 施策展開の基本的な視点

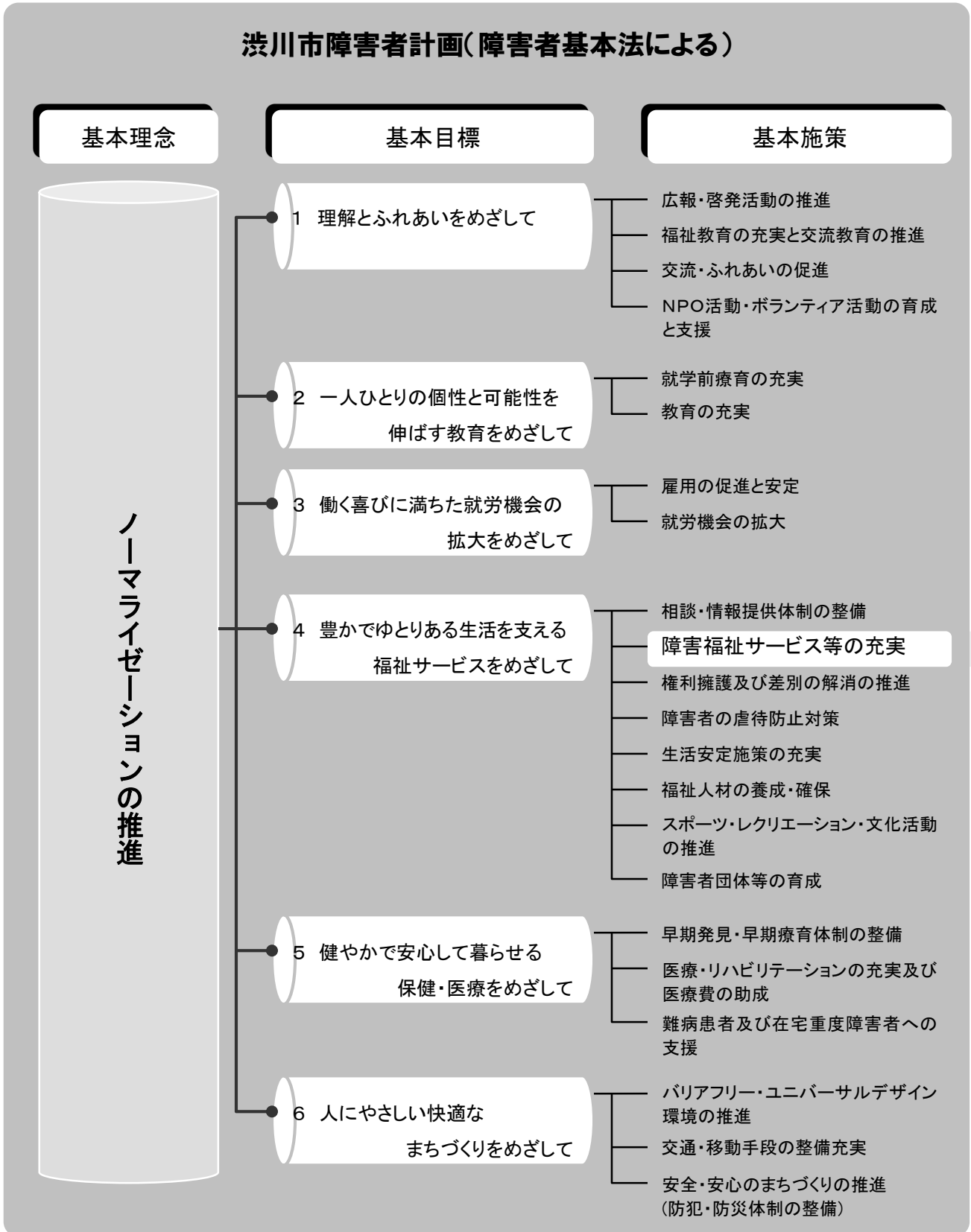
施策の展開にあたっては、次の8つの基本的な視点を持って取り組みます。

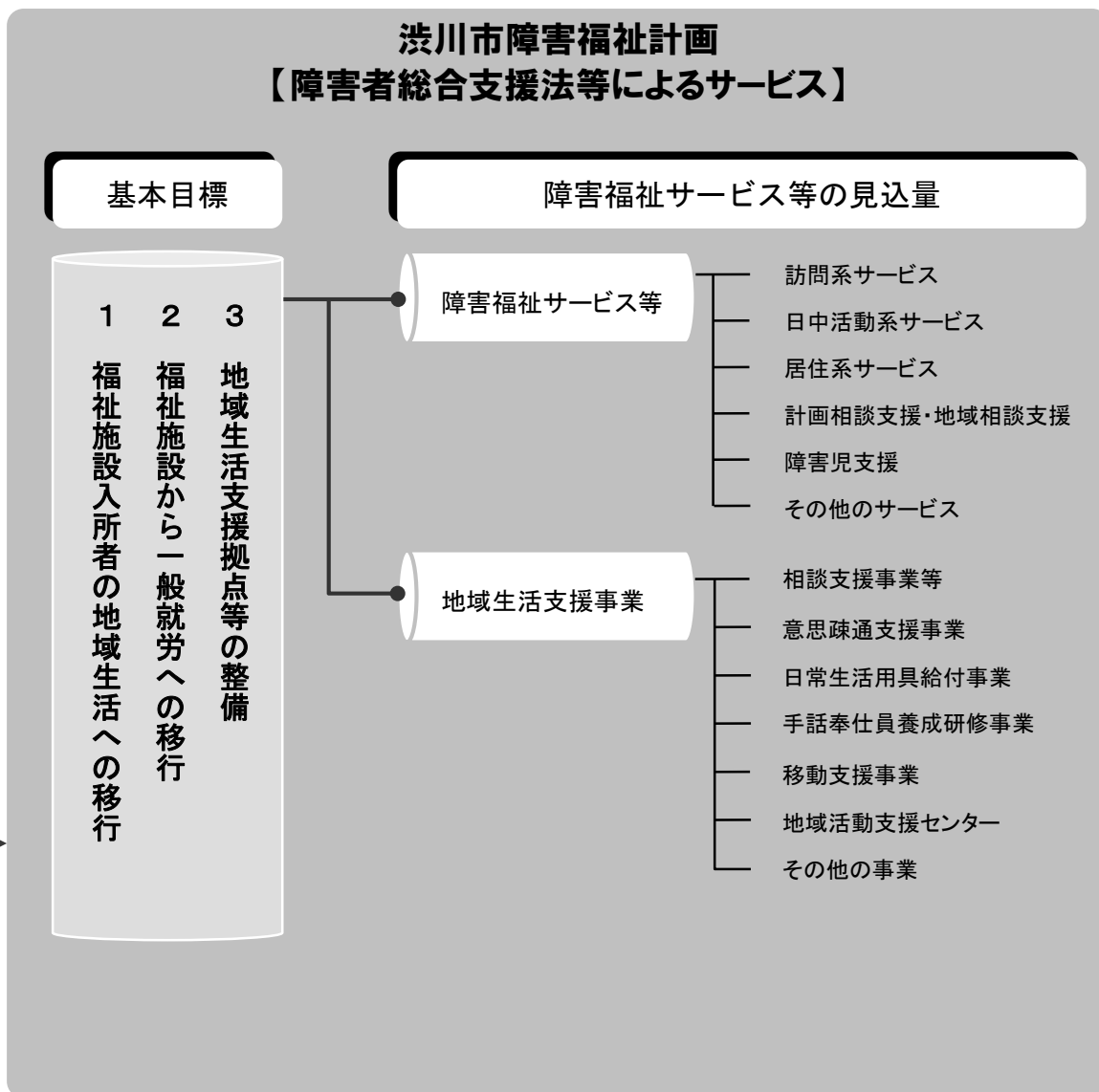
- 1 ノーマライゼーションの実現
- 2 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本人の総合的な支援
- 3 地域社会における共生社会の実現に向けた社会参加支援
- 4 地域生活への移行の促進
- 5 地域の多様な障害者福祉施策に応じた市民への周知及び活用
- 6 就労支援策の充実による就労機会の拡大
- 7 生活環境すべてにおけるバリアフリー*化の推進及びユニバーサルデザイン*の導入
- 8 権利擁護及び差別の解消の推進



第3節 施策の体系

障害者計画と障害福祉計画の位置づけ





■障害者計画と障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとなっています。

第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいをめざして

第1節 広報・啓発活動の推進

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障害のある人のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー*」が求められています。

アンケート調査結果によれば、差別や人権侵害を感じるときとして、全般的に「街角での人の視線」「隣近所のつきあい」という回答が多く、特に精神障害者、知的障害者が感じる割合が高くなっています。

平成25年6月に国会で障害者差別解消法が成立し、平成28年4月施行予定です。これは、障害のある人が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的にしています。

これまで、障害のある人に対する理解を福祉パレード等の活動や広報等で啓発してきましたが、特に精神障害、知的障害や発達障害及び難病患者等についての正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければならないということが課題となっています。

今後も継続して、啓発活動を行い「こころのバリアフリー」を実現していくとともに、さらに、精神障害、知的障害、発達障害及び難病患者についても地域社会で理解を得られるよう働きかけます。

【具体的施策】

① 障害及び障害者についての正しい知識の普及、啓発活動の充実

① 障害及び障害者について正しい知識の普及、啓発活動の充実

障害のある人に対する「こころのバリア」を取り除くため、福祉パレード等の活動や市の広報誌、障害に関連する書籍の整備等あらゆる機会を通して、障害や障害のある人に対する正しい知識の普及に努めます。

[具体的事業等]

- ・知的障害者福祉月間広報事業【社会福祉課】
- ・図書資料購入事業【図書館】

第2節 福祉教育の充実と交流教育の推進

学校教育において、障害のある人とない人が共に活動することは、児童の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。現在、福祉に携わる人材不足が課題となっているなか、お互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会が求められています。そのためには、学校教育における福祉教育の充実や交流教育の推進が重要視されています。

アンケート調査結果によれば、「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」「障害の状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい」と回答した人がいます。

これまで、児童生徒に対し人権教育や福祉体験活動等を推進してきました。

今後も継続して、児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、障害者本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限り障害者本人の意思を尊重します。また、教育においては「インクルーシブ教育*」の考え方に基づき、合理的配慮*をした上で障害のある児童と障害のない児童が共に学べる場を増やします。

【具体的施策】

- ① 福祉教育体制の整備
- ② インクルーシブ教育の推進
- ③ 福祉に関する啓発や実践活動の推進

① 福祉教育体制の整備

福祉教育を推進する上で、学校教育に携わる教職員に対し福祉教育の研修や情報交換等の機会や場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めます。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業【学校教育課】
- ・社会福祉学習支援事業【社会福祉協議会*】

② インクルーシブ教育の推進

学校教育の場において、児童生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障害のある児童と障害のない児童が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業（再掲）【学校教育課】

③ 福祉に関する啓発や実践活動の推進

個性や特色ある学校づくりを推進するため、福祉に関する啓発活動や実践活動を行います。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業（再掲）【学校教育課】



第3節 交流・ふれあいの促進

障害のある人に対する理解を深めるには、障害のある人と交流することが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害のある人とない人との交流・ふれあいの促進」と回答した人がいます。また、差別や人権侵害を感じるときとして、「隣近所のつきあい」と回答した人がいます。

本市では、平成21年4月から福祉庁舎（現：社会福祉センター）「ほっとプラザ」をオープンし、障害のある児童とその保護者の交流の場としてキッズルームを設け、交流・ふれあいの拠点としています。

これまで、ふれあい活動や教養講座などの事業を実施してきましたが、参加者の固定化が進み新規参加者が減ってきていることや障害のない人の参加が少ないこと、また、推進する人が少ない地域もあり、地域によって交流の格差が生じてしまっていることが課題となっています。

今後も継続して、障害のある人に対する理解を深める拠点として、「ほっとプラザ」の活用を図るとともに、交流をより活性化させ障害のある人とない人の新規参加者を増やす工夫やPR活動を行い、地域でふれあいの格差が生じないように推進する人の養成を行います。

【具体的施策】

- ① 交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- ② イベント・講座等における交流の支援

① 交流・ふれあいの場の拡大及び支援

地域のふれあい活動や生涯学習の場を通して、障害のある人とない人がふれあえる場を提供します。また、「ほっとプラザ」を交流の拠点とし、参加者を増やし利用の促進を図ります。

[具体的事業等]

- ・社会福祉センターの活用「ほっとプラザ」（キッズルーム等）【社会福祉課】
- ・生涯学習推進事業【生涯学習課】
- ・ふれあいサロン推進事業【社会福祉協議会】
- ・地域ふれあい活動事業【社会福祉協議会】

② イベント・講座等における交流の支援

イベント・講座等を開催する際に、障害のある人とない人の交流が図れるよう支援します。

[具体的事業等]

- ・身体障害者文化教養講座実施事業【社会福祉課】
- ・聴覚障害者教養講座実施事業【社会福祉課】



第4節 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

障害のある人が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスを充実させていくだけでなく、自助・共助・公助の連携が求められています。

アンケート調査結果によれば、市民は、ボランティア活動に対する関心は高く、ボランティアの輪を広げていくためには、「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶしくみを工夫する」、また、障害福祉サービス提供事業所に対する調査では、「NPO・ボランティア団体と連携はとれていない」と回答した人がいます。

これまで市は、NPO・ボランティア団体とそれぞれの情報を共有してきましたが、関係団体との連携、市民が福祉活動へ参加するきっかけづくり、また、様々な地域課題に取り組む市民団体の育成などがより一層必要となっています。

今後も継続して、NPO・ボランティア団体と情報を共有し、連携した事業を展開するとともに、市民が参加しやすい福祉活動を増やし、NPO・ボランティア団体と市民が和となり福祉活動が行えるよう育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① NPO・ボランティア活動の支援・条件整備・情報提供
- ② NPO・ボランティア育成の講習会等の開催
- ③ 市民のボランティア体験の場の拡大

① NPO・ボランティア活動の支援・条件整備・情報提供

NPO・ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。また、活動のための支援や条件整備を行い、ボランティアを必要とする人に情報提供することが重要です。

社会福祉協議会をはじめ関係機関が連携して、活動できる体制を整えます。

[具体的事業等]

- ・ NPO・ボランティア支援事業【市民生活課】
- ・ 障害者相談支援事業【社会福祉課】
- ・ ボランティアの組織化事業【社会福祉協議会】
- ・ 社会福祉協議会ボランティアセンター【社会福祉協議会】

② NPO・ボランティア育成の講習会等の開催

NPO・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア育成のための各種講座の充実を図ります。

[具体的事業等]

- ・NPO・ボランティア支援事業（再掲）【市民生活課】
- ・ボランティア活動支援事業【社会福祉課】
- ・手話講習会実施事業【社会福祉課】
- ・朗読奉仕員養成講座【社会福祉協議会】

③ 市民のボランティア体験の場の拡大

市民にボランティア活動や福祉活動を身近に感じてもらえるよう、福祉活動への参加のきっかけづくりとして、社会福祉協議会の活動などを通し、地域の福祉活動に参加しやすい環境を整えます。

[具体的事業等]

- ・ボランティアの日事業【社会福祉協議会】

第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

第1節 就学前療育の充実

乳幼児の障害に対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「保育所、幼稚園の障害児療育の推進」、「早期発見、早期療育体制の整備」と回答した人がいます。

これまで、障害の疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行ってきました。情報共有等を行うことにより、障害の疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになってきており、より一層、保育士・教諭など指導者の育成や人材確保、早期療育に向けた保育園・幼稚園との連携した取り組みが必要となっています。

今後は、指導者の人材確保のため教育関係機関等と連携するとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障害児支援の強化に努めます。また、発達障害に関し概念が拡大していることから、情報共有等を行うことにより早期に発見することも可能となっているため、相談支援事業において保護者への支援方法等の充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障害児療育の推進
- ② 発達・就学・療育等の相談体制の充実
- ③ 一貫した早期療育体制づくり
- ④ 親の会との連携

① 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障害児療育の推進

保育所・幼稚園・児童発達支援等における障害のある児童の受入や、そのための職員配置、又は設備等の充実を行い障害児療育の推進を図ります。

[具体的事業等]

- ・児童発達支援事業【社会福祉課】
- ・障害児等保育運営補助事業【こども課】
- ・公立保育所【こども課】
- ・公立幼稚園【こども課】
- ・民間保育園運営事業【こども課】

② 発達障害・就学・療育等の相談体制の充実

障害のある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育を受けられる相談体制を充実します。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 家庭児童相談事業【こども課】

③ 一貫した早期療育体制づくり

障害の疑いがあると認められる乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育など関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制づくりに努めます。

[具体的事業等]

- ・ 心身障害児早期療育指導委員会【こども課】
- ・ 言語指導教室運営事業【学校教育課】

④ 親の会との連携

障害のある児童の支援に関わる機関が連携し、同じ状況にある家族同士が情報交換できるよう援助し、障害のある児童の家族が孤立しないように努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 手をつなぐ育成会県大会・研修会参加【社会福祉課】

第2節 教育の充実

障害のある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要な福祉施策として、「特別支援教育や障害児への進路指導の充実」、「相談・情報提供体制の整備」と回答している人がいます。また、幼稚園・学校などに望むこととして、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」と回答した人がいます。

これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障害の種別も多様化していることから、障害児本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が課題となっています。

今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障害*（LD）や注意欠陥多動性障害*（ADHD）、高機能自閉症*などの発達障害に対応できる教職員の育成や学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障害のある児童への一貫した支援の強化を図ります。

【具体的施策】

- ① 早期からの一貫した教育支援及び進路指導体制の充実
- ② 特別支援教育の充実

① 早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実

障害のある児童それぞれのライフステージに合わせた支援をします。

教育相談室を周知し、保健・医療・福祉等との連携を強化して就学前から相談に応じられる体制を整えます。

また、就学に関して保護者を適切に支援するため、保育園・幼稚園等への訪問により情報収集を行い就学相談の強化をします。さらに、一人ひとりに応じたきめ細かな就学等を実現するために、「教育支援委員会」を充実します。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 特別支援学校*等の移行支援連絡会議等の参画【社会福祉課】
- ・ 教育支援事業【学校教育課】

② 特別支援教育の充実

発達障害を含めた障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関と連携を図り個別の教育支援計画を策定し、それに基づいた支援を行います。

また、各校における特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの配置の計画、研修及び具体的な支援を行います。

[具体的事業等]

- ・教職員研修事業（特別支援教育研修会）【学校教育課】
- ・特別支援教育支援員配置事業【学校教育課】
- ・学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業【学校教育課】
- ・教育支援事業(再掲)【学校教育課】
- ・言語指導教室運営事業（再掲）【学校教育課】
- ・特別支援学級運営事業【学校教育課】
- ・特別支援教育就学奨励費【学校教育課】



第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

第1節 雇用の促進と安定

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障害の特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

アンケート調査結果によれば、障害のある人が働くための環境として大切なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」と回答した人がいます。また、幼稚園・学校などに望むこととして、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」と回答している人がいます。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。また、同時に障害のある人の経済面での自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」を施行し、国や地方公共団体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することとなりました。

平成28年4月には、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障害のある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。

これまで、障害のある人の就労支援を行ってきましたが、就労後、定着できるよう障害のある人と雇用者の相談等を強化することが課題となっています。

今後も継続して、障害のある人の就労支援、就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

【参考】（修正必要）

渋川管内の民間企業の障害者雇用率は、平成26年6月1日現在で2.25%
（群馬県1.79%、全国1.82%、法定雇用率2.0%）

【具体的施策】

- ① 雇用の奨励と啓発
- ② 職業紹介の充実
- ③ 就労の場の確保と拡大
- ④ 就労支援の推進
- ⑤ 就労後の就労定着相談

① 雇用の奨励と啓発

障害のある人の特性に応じたきめ細かな相談等を行うとともに、特定求職者雇用開発助成金等の助成制度の周知を行い、障害者雇用の促進のための啓発を行っていきます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

② 職業紹介の充実

障害の種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワークや群馬障害者職業センター、地域活動支援センターなど関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

③ 就労の場の確保と拡大

障害のある人の一般就労機会として、社会福祉センターなどの公共施設の清掃など障害者就労の場を促進します。

[具体的事業等]

- ・ 障害者雇用奨励事業（社会福祉センター日常清掃業務委託）【社会福祉課】
- ・ 障害者就労施設等からの物品等の優先調達【社会福祉課】
- ・ 渋川地域自立支援協議会*（就労支援部会）【社会福祉課】

④ 就労支援の推進

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、能力の向上のために必要な訓練が行われるよう働きかけます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者自立支援給付事業（就労移行支援）【社会福祉課】

⑤ 就労後の就労定着相談

雇用者と就労した障害のある人の相談等に対応し、就労定着化に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）（再掲）【社会福祉課】

第2節 就労機会の拡大

障害の種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとっては、様々な就労の場を確保することが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後は、どのように日中を過ごしたいと思うかという質問に対して、「一般企業等での就労はむずかしいが、働きたいと思っているので、事業所（施設）内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」と回答した人がいます。

これまで、一般企業への就労が困難な障害のある人のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労機会の拡大が課題となっています。

今後も継続して、就労の知識及び能力の向上を図るとともに、障害者相談事業所及び就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し就労機会の拡大のための環境整備の推進を図ります。

【具体的施策】

- ① 地域活動支援センター
- ② 就労継続支援の実施

① 地域活動支援センター

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、就労機会の拡大に努めます。

[具体的事業等]

- ・地域活動支援センター事業【社会福祉課】

② 就労継続支援の実施

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、利用者の特性に合わせた、知識及び能力の向上のために必要な就労支援を行います。

[具体的事業等]

- ・障害者自立支援給付事業（就労継続支援）【社会福祉課】

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

第1節 相談・情報提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送るためには、相談や情報提供等の体制を整え、障害のある人のおかれている状況や意思決定に配慮しつつ、必要なサービスを利用するための支援が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要と思う福祉施策として、「相談・情報提供体制の整備」と回答した人がいます。

これまで、障害福祉の専門者で構成されている相談支援事業所において、相談や情報提供を行ってきました。また、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、手話通訳者*等の派遣、相談窓口到手話通訳者の設置等を行ってきました。

今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談や情報提供を行うとともに、身体・知的・精神障害者等の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室*を基幹相談支援センター*として、障害児相談支援、成年後見制度*利用支援事業、福祉施設から地域移行支援、移行後の地域定着支援及び聴覚や言語・音声機能に障害のある人の社会参加の促進のための意思疎通支援等の充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 障害者福祉サービスの広報
- ② 障害者相談支援事業の充実及び啓発
- ③ 障害者ケアマネジメント*体制の整備
- ④ 意思疎通支援の確保及び啓発

① 障害者福祉サービスの広報

障害のある人が、障害種別によって受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載【社会福祉課】
- ・ 広報しぶかわ掲載【社会福祉課】

② 障害者相談支援事業の充実及び啓発

本人や家族又は障害の種別や特性を問わず相談対応をし、保健・医療・福祉サービスのコーディネート及び専門的な機関への紹介を充実します。また、身体・知的・精神障害者等の相談に対応できる基幹相談支援センターの機能を備えている渋川広域障害福祉なんでも相談室の充実及び啓発を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 精神保健福祉相談事業【健康管理課】
- ・ こころの健康相談【健康管理課】

③ 障害者ケアマネジメント体制の整備

障害のある人の一人ひとりの状況を踏まえた、ケアマネジメント体制を整備します。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援体制を充実します。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

④ 意思疎通支援の確保及び啓発

聴覚及び言語・音声機能障害者の社会参加の促進や意思疎通を図るため、手話通訳者・要約筆記者*の派遣の確保や制度の周知を行います。また、情報機器等の情報提供を行っていきます。

[具体的事業等]

- ・ ファックス設置事業【社会福祉課】
- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業【社会福祉課】
- ・ 手話通訳者設置事業【社会福祉課】

第2節 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害福祉サービスの充実」と回答した人がいます。

これまで、障害者総合(自立)支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。

平成25年4月から「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」となり、障害のある人の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他支援を総合的に行うことを目的としています。新たな法律が施行されたことにより、より一層、障害のある一人ひとりのニーズに合った障害福祉サービスを充実することが求められています。

今後は、障害のある一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障害のある人が地域で自立した共同生活や社会生活を送れるよう支援します。

【具体的施策】

- ① 障害福祉サービス等の実施
- ② 地域生活支援事業の充実

① 障害福祉サービス等の実施

障害者総合支援法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種障害福祉サービス等の充実に図ります。

[具体的事業等]

- ・心身障害者（児）デイ・サービス事業*（あじさいの家）【社会福祉課】
- ・児童発達支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・渋川地域自立支援審査会【社会福祉課】
- ・障害者自立支援給付事業【社会福祉課】
- ・障害者自立支援給付事業（補装具費の支給）【社会福祉課】

→第3部 第3章 障害福祉サービス等の利用実績と第4期における見込量

② 地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置づけています。地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実を図っていきます。

[具体的事業等]

- ・点字・声の広報等発行事業【社会福祉課】
- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）【社会福祉課】
- ・手話通訳者設置事業（再掲）【社会福祉課】
- ・移動支援事業【社会福祉課】
- ・日中一時支援事業【社会福祉課】
- ・サービスステーション・登録介護事業【社会福祉課】
- ・福祉ホーム*事業【社会福祉課】
- ・手話講習会実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・スポーツ・レクリエーション実施事業【社会福祉課】
- ・訪問入浴サービス事業【社会福祉課】
- ・ボランティア活動支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・地域活動支援センター事業（再掲）【社会福祉課】
- ・心身障害児集団活動・訓練事業【社会福祉課】
- ・身体障害者自動車改造費補助事業【社会福祉課】
- ・更生訓練*費事業【社会福祉課】
- ・日常生活用具等給付事業【社会福祉課】
- ・成年後見制度利用支援事業【社会福祉課】

第3節 権利擁護及び差別の解消の推進

権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者の権利擁護や権利行使の援助」と回答した人がいます。

これまで、判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、各種サービス提供を行い権利擁護の推進を図ってきました。

今後も継続して、関係機関と連携を図り判断能力が不十分な人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実した各種のサービス提供ができるよう体制を整えます。

また、平成25年6月には、障害者差別解消法が成立し、平成28年4月から施行されます。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政サービス等における合理的配慮に努め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

【具体的施策】

- ① 日常生活自立支援事業*の周知と利用の促進
- ② 成年後見制度の周知と利用支援

① 日常生活自立支援事業の周知と利用の促進

障害のある人の権利を守るため、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

[具体的事業等]

- ・日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

② 成年後見制度の周知と利用支援

障害のある人の権利を守るため、関係機関との連携を図り、成年後見制度の周知に努め、利用のための支援を行います。

[具体的事業等]

- ・成年後見制度利用支援事業（再掲）【社会福祉課】

第4節 障害者の虐待防止対策

障害のある人に対する虐待が問題視されています。虐待が起こる場所は、密室での閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいといわれています。虐待を受けた障害のある人を守るため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。より一層の関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。

アンケート調査結果によれば、障害者自身が虐待を受けた場合、「障害福祉なんでも相談室」「市役所の窓口」に相談すると回答した人がいます。

平成24年10月に障害者虐待防止センターを設置し、地域における障害者虐待の防止、虐待の発見、虐待を受けた障害のある人の保護に努めてきました。

今後も、障害のある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを基盤とし、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障害のある人の保護やその後のサポート、さらに養護者へのサポートを行っていきます。

【具体的施策】

- ① 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援
- ② 障害者虐待防止のためのネットワーク

① 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

障害のある人に対する虐待が障害者の尊厳を害するため、障害者虐待防止センターが基盤となり、障害のある人に対する虐待禁止の徹底、虐待の疑いを発見したときの通報義務の周知、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立のための措置、養護者に対する指導やサポート等を行います。

[具体的事業等]

- ・ 障害者虐待防止対策事業【社会福祉課】
- ・ 家庭児童相談事業（再掲）【こども課】

② 障害者虐待防止のためのネットワーク

障害者虐待に関し関係機関による日頃からのネットワーク体制や緊急連絡体制を整備するため、関係機関で具体的方策について協議し、地域における協力体制を整えます。

[具体的事業等]

- ・ 渋川地域自立支援協議会【社会福祉課】

第5節 生活安定施策の充実

障害のある人が生活の安定を図るためには、障害のある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスの利用方法や障害年金、障害を支給事由とする各種手当、税の減免制度等をわかりやすくすること、さらに生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に関しての支援も、地域で自立した生活を送るためには必要となります。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると回答した福祉施策は「年金、各種手当などの制度の周知」であり、日中の過ごし方の回答は「自宅で過ごしたい」が多く、他の回答として、身体障害者は「医療機関で日常生活の世話を受けながら過ごしたい」、知的障害者と精神障害者は「一般企業での就労はむずかしいが、事業所（施設）内で生産活動をしながら過ごしたい」と回答をした人がいます。

これまで、障害のある人が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知や住まい・居場所の情報提供を行ってきました。

今後も継続して、年金・各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行うとともに、地域において安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域生活に移行する障害のある人へ、住まいや居場所の確保に向け充実した支援を行います。

【具体的施策】

- ① 年金・手当などの制度の周知
- ② 住まい・居場所の充実

① 年金・手当などの制度の周知

年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 特別障害者手当等給付事業【社会福祉課】
- ・ 心身障害者扶養共済事業【社会福祉課】

② 住まい・居場所の充実

障害のある人が住まいに困らないよう、福祉ホーム等の情報の提供を図るとともに、施設から地域生活に移行するための支援に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）【社会福祉課】
- ・ 福祉ホーム事業（再掲）【社会福祉課】

第6節 福祉人材の養成・確保

障害のある人の生活を支援していくためには、多様化するニーズに適切に対応し、福祉を支える担い手の資質の向上と量的な確保が求められます。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「福祉人材の養成・確保」と回答した人がいます。また、職員が不足していると感じる障害福祉サービス提供事業所では、「人材を募集しても人が集まらない」という回答があります。

これまで、手話通訳者（士）を社会福祉課の窓口と渋川広域障害福祉なんでも相談室に配置してきました。また、手話講習会事業、ボランティア養成講座実施に伴う支援を行い担い手の養成・確保にも努めてきました。

今後は、地域住民が障害のある人に対する理解を促進させる上でも、福祉サービスの担い手の確保は重要であることから積極的に人材養成を行っていきます。

【具体的施策】

- ① 手話通訳者、要約筆記者の養成・確保
- ② 障害者福祉関係者の資質向上
- ③ 担い手と支援団体の育成

① 手話通訳者、要約筆記者の養成・確保

手話サークル会員や市民に、手話通訳者養成講座（入門・基礎課程）等への参加を呼びかけ、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保に努めるとともに、県が実施している手話通訳者講習会等への参加を呼びかけ、専門的知識の習得や技術の向上に努めます。

[具体的事業等]

- ・手話講習会実施事業（再掲）【社会福祉課】

② 障害者福祉関係者の資質向上

障害者福祉に携わる関係者に対して、学習会等を開催し資質の向上に努めます。

[具体的事業等]

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ボランティア活動支援事業（再掲）【社会福祉課】

③ 担い手と支援団体の育成

障害のある人の地域での生活を支えるため、社会福祉士や障害者相談専門員等専門性の高い人材の確保を目指します。また、地域でのサポート体制を築くために支援団体の育成に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】



第7節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障害のある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

アンケート調査結果によれば、余暇活動をするにあたっての必要な条件について「一緒に行く仲間がいること」「介助者・援助者がいること」と回答した人がいます。

これまで、障害のある人に対して、生きがい・交流・教養を高めるためスポーツ・レクリエーション・文化活動などの事業を行ってきました。

今後も継続して、障害のある人が各種文化活動等への参加しやすい環境を整備するとともに、障害のある人とない人との交流やふれあう場の機会を提供し文化活動等の推進を図っていきます。

【具体的施策】

- ① レクリエーションの充実及び活動の支援
- ② 芸術文化活動の振興
- ③ 障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援

① レクリエーションの充実及び活動の支援

障害者レクリエーション事業の周知や活動の支援を継続します。

[具体的事業等]

- ・ ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業【社会福祉課】
- ・ 身体障害者温泉療養訓練事業【社会福祉課】

② 芸術文化活動の振興

障害のある人の文化活動への参加に配慮した文化活動の充実を図ります。
また、障害のある人の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】

③ 障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援

体力や年齢に応じ、障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツ活動に気軽に親しめるよう必要な配慮をした上で関係団体と連携し、日常的にスポーツ活動に親しめるよう支援します。また、各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催を支援します。

[具体的事業等]

- ・ 障害者スポーツ大会参加者壮行会実施【社会福祉課】
- ・ 聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ スポーツ活動の支援【体育課】
- ・ スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）【社会福祉課】



第8節 障害者団体等の育成

障害のある人となない人の相互交流を図るためには、障害者団体の活動を通してお互いの理解を深めることが求められています。

また、障害のある人の自立意識の向上を図るため、障害者団体が障害のある人各々に対する支援を考える必要があります。障害者本人ができることは自分で行い、サポートが必要なときはサポートをするという自助・共助・公助のバランスが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者団体の育成・支援」と回答した人がいます。

これまで、身体・知的・精神障害者等の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室が、渋川地区障害者福祉協議会の事務局となっていることから、各団体の活動に対する協力や支援を行ってきました。

今後も継続して、障害福祉なんでも相談室を中心とし、障害者団体やボランティア団体の育成に努めます。

【具体的施策】

① 障害者団体等の育成・支援

① 障害者団体等の育成・支援

障害のある人やその支援者が運営する各種障害者団体等の育成や活動に対しての支援を行います。

[具体的事業等]

- ・ 障害者団体等の育成【社会福祉課】

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

第1節 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障害の早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を整備することが求められています。

また、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「早期発見、早期療育体制の整備」と回答した人がいます。

これまで、早期発見・早期療育体制の整備をし、保健師等による相談や関係機関と連携して保護者への支援方法の確認や情報共有をしてきました。また、難聴児に対して、平成25年度から補聴器の購入支援事業を行ってきました。

今後も継続して、早期発見・早期療育体制の推進を図るとともに、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症などの発達障害や精神障害等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

【具体的施策】

- ① 早期発見・早期療育体制の整備
- ② 行政、関係機関等とのネットワークづくり

① 早期発見・早期療育体制の整備

関係機関と連携し、疾病や障害等を早期に発見し、必要に応じて治療や指導訓練を行い、障害等の軽減や生活能力の向上を図ります。障害のある児童の保護者に対する訪問指導体制の整備の推進を図ります。

[具体的事業等]

- ・精神保健福祉相談事業（再掲）【健康管理課】
- ・心身障害児早期療育指導委員会（再掲）【こども課】
- ・子育て相談【健康管理課】
- ・子育て教室【健康管理課】
- ・難聴児補聴器購入支援事業【社会福祉課】

② 行政、関係機関等とのネットワークづくり

地域におけるネットワークを構築し、早期療育体制の連携を強めます。

[具体的事業等]

- ・心身障害児早期療育指導委員会（再掲）【こども課】



第2節 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

障害種別の多様化により、それぞれの障害のある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「医療、リハビリテーションの充実」と回答している人がいます。

これまで、障害のある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、健康・医療・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・看護師等における相談体制を障害特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障害のある人及び障害者世帯の負担軽減に努めます。

【具体的施策】

- ① 障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成
- ② 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

① 障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成

障害の特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めるとともに、経済的な負担軽減を図ります。

[具体的事業等]

- ・高齡重度障害者医療費助成【保険年金課】
- ・心身障害者（児）医療費助成【保険年金課】
- ・精神通院医療費助成【保険年金課】
- ・自立支援医療給付事業【社会福祉課】

② 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

健康・医療・リハビリテーション等の周知を行い、障害特性等に配慮した体制の充実に努めます。

[具体的事業等]

- ・健康相談【健康管理課】
- ・総合相談【地域包括支援センター】
- ・しぶかわ健康ダイヤル24【保険年金課】
- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

第3節 難病患者及び在宅重度障害者への支援

難病患者や在宅重度障害者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「在宅難病患者への保健対策の充実」と回答している人がいます。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に難病が加えられ、難病患者も障害福祉サービスが利用できるようになりました。

これまで、難病患者を対象に見舞金支給や、在宅重度障害者を対象に障害福祉サービスの提供を行い生活の質の向上を図ってきました。

今後も、障害福祉サービス等の周知を行い難病患者や在宅重度障害者の地域生活での支援を行います。

【具体的施策】

- ① 難病患者への負担軽減
- ② 居宅生活支援事業の実施

① 難病患者への負担軽減

難病患者を対象に見舞金を支給します。

[具体的事業等]

- ・ 特定疾患患者等見舞金支給事業【社会福祉課】

② 居宅生活支援事業の実施

在宅重度障害者の療養生活を支援します。

[具体的事業等]

- ・ 在宅重度身体障害者理美容サービス事業【社会福祉課】
- ・ 在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業【社会福祉課】
- ・ 在宅重度身体障害者貸しおむつサービス事業【社会福祉課】

第6章 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障害のある人や高齢者をはじめとする全ての人々が、尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」と回答している人がいます。

また、「一般住宅のバリアフリー化」について、「費用負担が困難」と回答している人、外出の際に困っていることについて、特に身体障害者が「歩道が狭く、道路に段差が多い」と感じている人がいます。

これまで、地域社会での公共施設等については、バリアフリー化を計画的に行ってきています。また、重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業や日常生活用具等給付事業で障害のある人が暮らす住宅の改修等に関し支援を行ってきました。

今後も継続して、全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とこれに基づくまちづくりを行うとともに、障害のある人が暮らしている一般住宅のバリアフリー化についても各補助事業等の周知を行います。

【具体的施策】

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進
- ② 障害者等に配慮した住宅の整備
- ③ 公共的施設などの改善整備

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、障害のある人を含む利用者意見を反映させた調査・研究を行い、民間事業者の協力を得ながら、今後の事業に活用できるよう努めます。

[具体的事業等]

- ・バリアフリー基本構想策定に係る調査、研究事業【企画課】

② 障害者等に配慮した住宅の整備

障害のある人の住宅ニーズに応え、適切な住宅整備を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業【社会福祉課】
- ・ 日常生活用具等給付事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 市営住宅バリアフリー化事業（トイレ・浴室等2か所以上に手すりを設置）
【建築住宅課】

③ 公共的施設などの改善整備

障害のある人や高齢者等が利用しやすい公共施設（町内会館・公園施設等）の整備に努めます。さらに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえた建築設計標準に沿って施設の整備を実施します。

[具体的事業等]

- ・ 町内会館建設事業【市民生活課】
- ・ 緑化重点地区総合整備事業【都市計画課】
- ・ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業【都市計画課】



第2節 交通・移動手段の整備充実

障害のある人が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進め、安心感を持って外出できることが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「交通・移動手段の整備充実」と回答している人がいます。また、外出の際に困ることは、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」と回答しています。

これまで、福祉ハイヤー助成事業などの交通・移動手段に対する助成、乗合バスのノンステップ化等を計画的に行ってきました。

今後も継続して、障害のある人が安心して外出することができるよう交通・移動手段に対する助成、乗合バスのノンステップ化等に努めます。

【具体的施策】

① 移動支援サービスの充実・検討

① 移動支援サービスの充実・検討

障害のある人の外出を容易にするため、移動支援サービスを充実するために、タクシー事業者・路線バス事業者と協力して、障害のある人の移動の利便性を図るための研究や検討を進めていきます。

[具体的事業等]

- ・バス交通活性化推進事業【市民生活課】
- ・じん臓機能障害者等通院交通費助成事業【社会福祉課】
- ・福祉ハイヤー助成事業【社会福祉課】
- ・介護者用車両購入費補助事業【社会福祉課】
- ・身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）【社会福祉課】
- ・移動支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・福祉有償運送*運営協議会の運営【高齢福祉課・社会福祉課】
- ・在宅福祉移送サービス*【社会福祉協議会】

第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみを積極的に推進することが求められています。

アンケート調査結果によれば、家族が不在の場合、災害時に助けてくれる人が「近所にいない」と回答し、災害発生時の避難が難しいと考えている人がいます。また、市民が障害のある人の避難支援として「行政・民生委員・自治会・社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークをつくり、支援を行う」と回答しています。福祉施策として、「安全・安心のまちづくり（防犯・防災対策の整備）」が重要となっています。

これまで、消費者被害対策の啓発・推進、火災・急病時の緊急通報システム設置及び緊急時の手話通訳者派遣を行ってきました。

災害が発生した場合において、障害のある人とその介護者を対象とした福祉避難所（渋川広域障害保健福祉事業者協議会に加入する障害福祉施設）のうち、一部の施設を災害対策基本法等に基づく指定避難所として平成26年10月に指定しました。

今後も継続して、防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障害のある人が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① 防犯・防災などの安全確保対策の推進
- ② 消費者被害対策の啓発・推進
- ③ 災害時の避難支援の体制整備

① 防犯・防災などの安全確保対策の推進

災害発生時の障害のある人の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。また、障害のある人が安心して暮らせる環境を確保するため、火災・急病・突発的な事故・災害に迅速に対応できるよう、自主防災組織・消防機関と地域に密着した安全確保の推進に努めます。

[具体的事業等]

- ・ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業【社会福祉課】

② 消費者被害対策の啓発・推進

障害のある人や高齢者が被害に遭う確率が高いため、消費生活センターを核とした、消費者被害防止の啓発活動を推進するとともに、ファックス 110 番やメール 110 番などの警察通報制度の周知を図ります。

[具体的事業等]

- ・消費生活センター運営事業【市民生活課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）【社会福祉課】

③ 災害時の避難支援の体制整備

災害などが起きた際、自力で避難することが困難な人を支援するために、福祉避難所、防災関係機関、自治会等が連携した体制整備を、さらに充実させていきます。

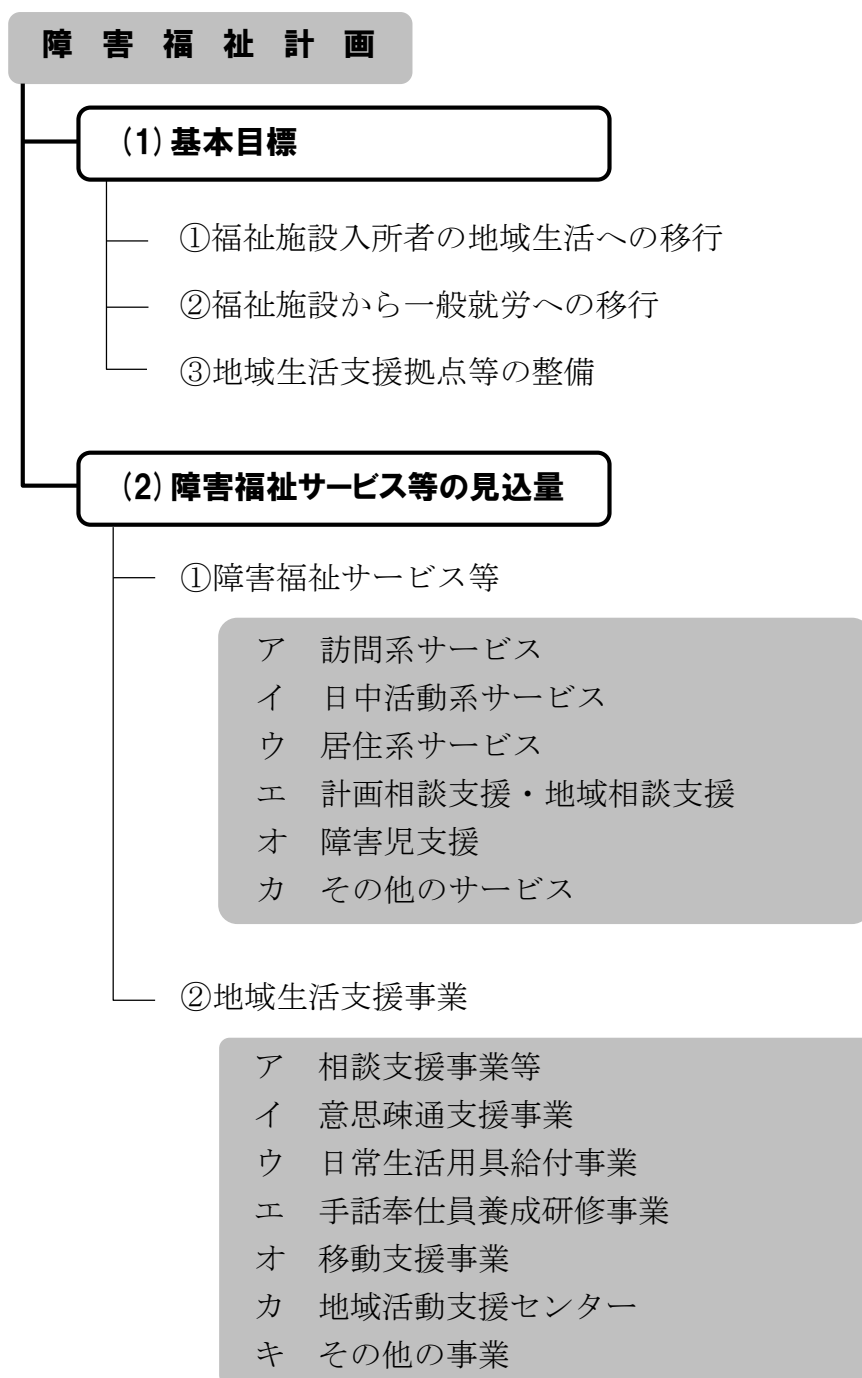
[具体的事業等]

- ・要援護者個別支援プランの登録【社会福祉課】
- ・指定避難所（障害者対応）の指定【社会福祉課】

第3部 障害福祉計画

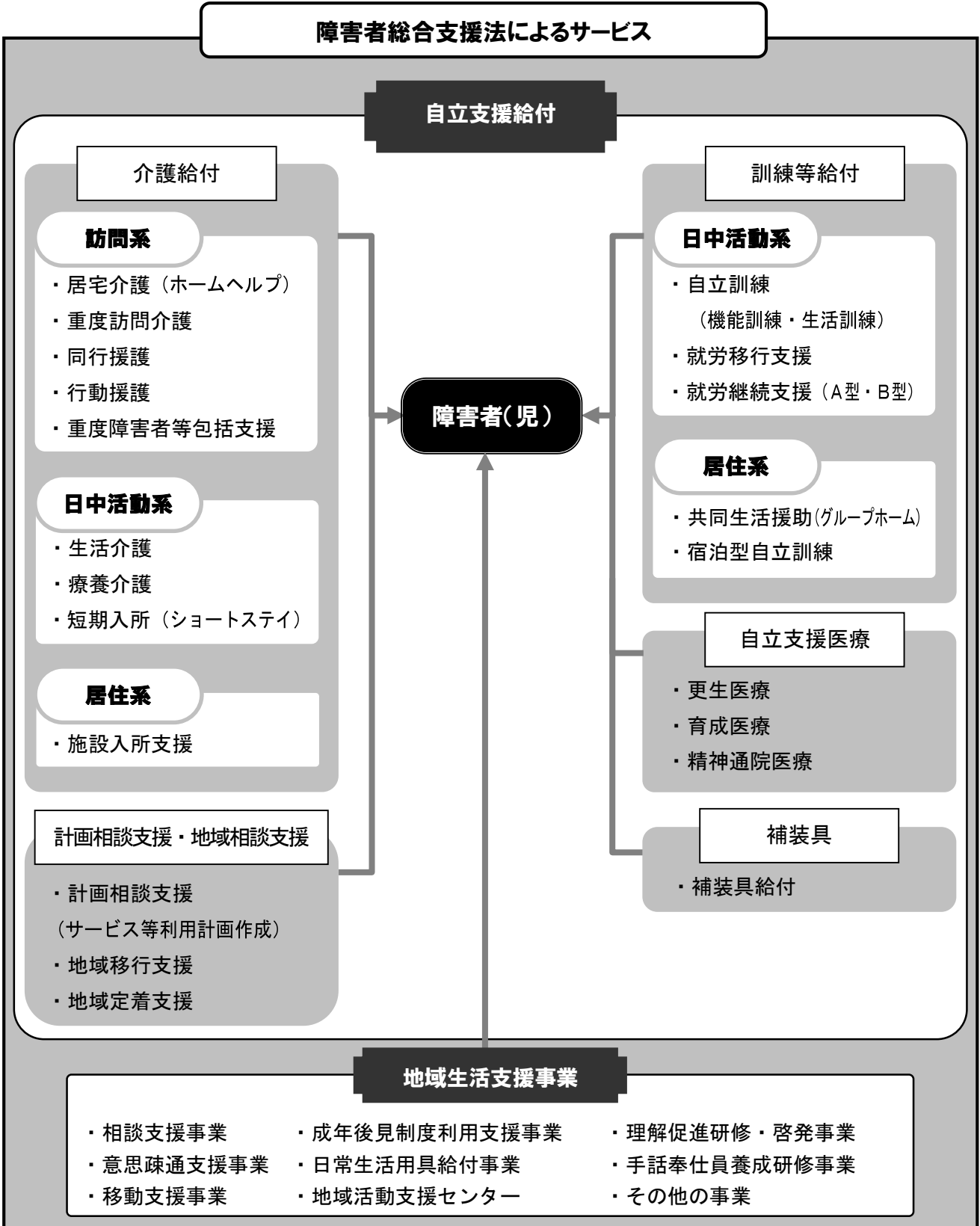
第1章 施策の体系

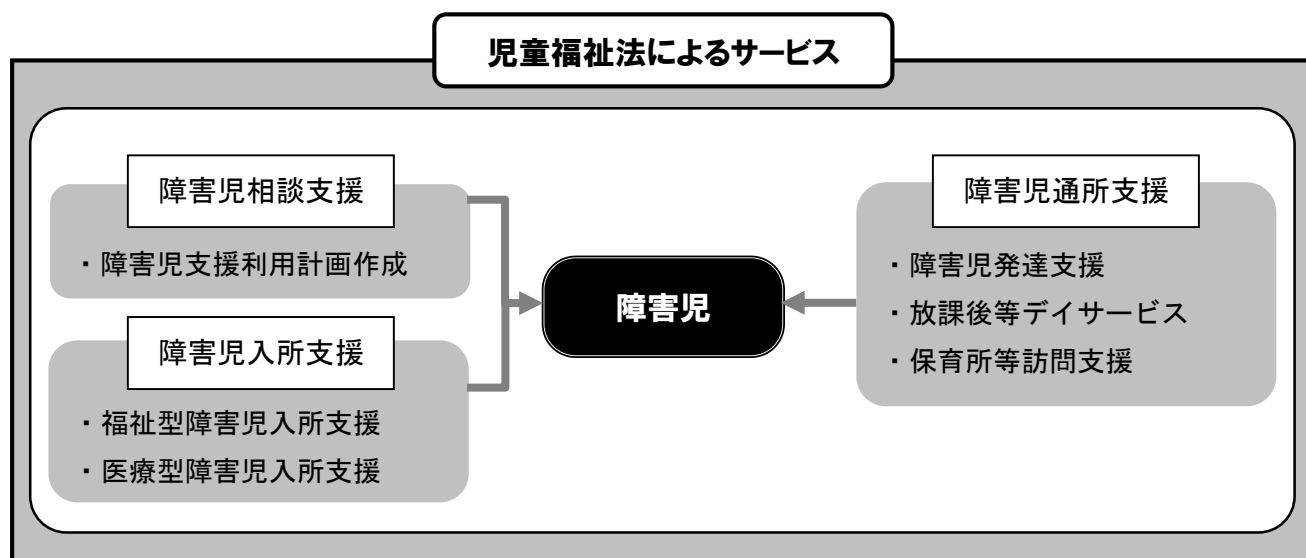
第1節 計画の体系



第2節 サービスの内容

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。





【見込量の単位について】

サービス見込量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの量を見込んだものです。

「人／月」 月間の実利用者数

「時間／月」 月間の延べサービス利用時間

「人日／月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量（例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日／月となります。）

第2章 障害福祉計画の基本目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域移行について、国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。なお、目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の福祉施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の福祉施設入所者数を平成25年度末時点の福祉施設入所者数から4%以上削減することとしています。

本市では、平成25年度末時点の入所者144人のうち18人が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、6人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成25年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	144人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人の数
平成29年度末時点の福祉施設入所者数 (B)	138人	
【目標値】地域生活移行者数 (C)	18人 12.5%	平成29年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【目標値】削減見込(A-B) (D)	6人 4.2%	平成29年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数

第2節 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数や事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。なお、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度における利用者数が平成25年度における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。

本市では、平成29年度中に6人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数については、31人の利用者数を目標とします。

なお、国の基本指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることが基本となっていますが、市内に就労移行支援事業所が少ないことから、県と連携して障害のある人の就労移行に努めます。

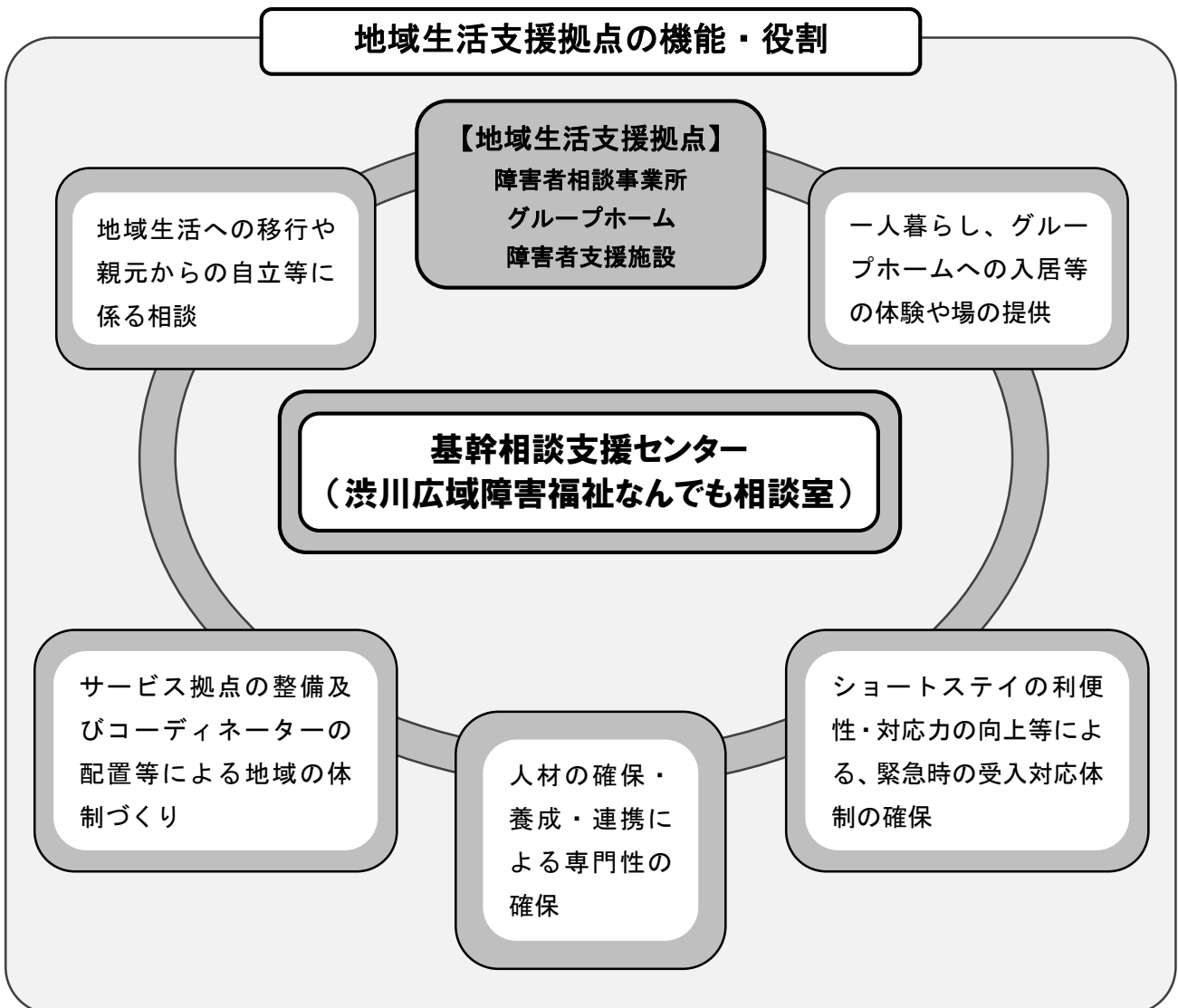
区 分	数 値	備 考
平成24年度の年間一般就労移行者数	3人	平成24年度において福祉施設から一般就労した人の数
平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	19人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数	6人 2倍	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	31人 1.63倍	

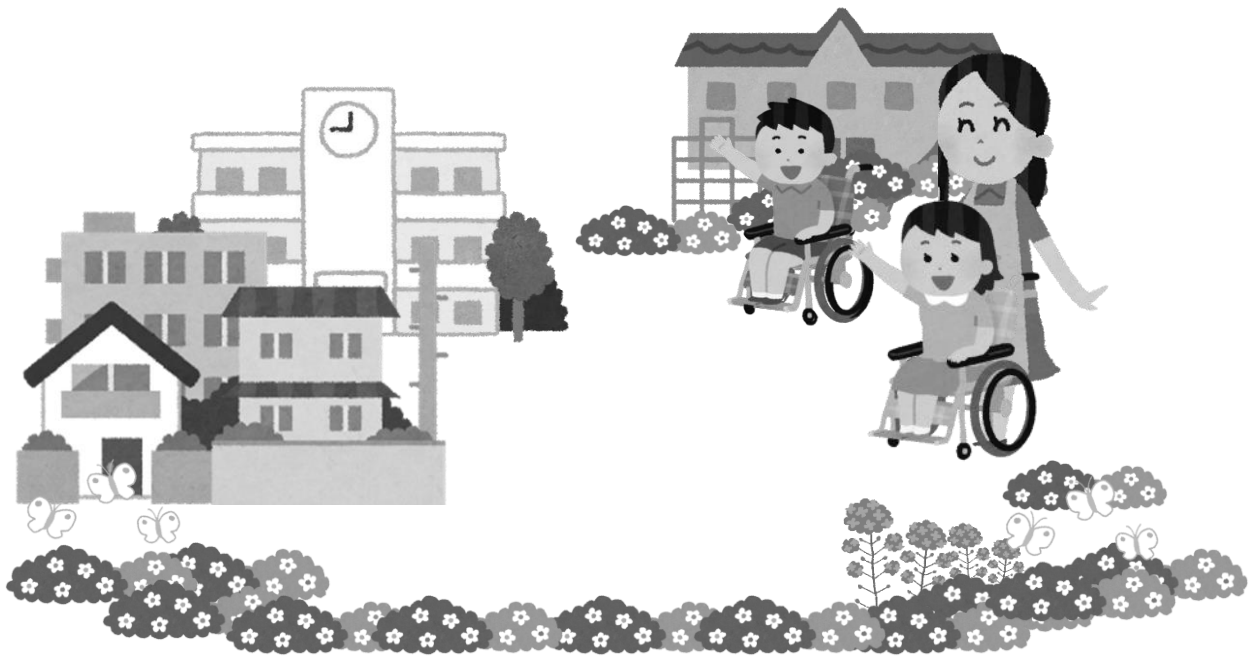
第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することとなりました。

地域生活支援拠点の整備は、地域での取り組みが基礎となるため、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、それぞれの地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の提供事業所の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、渋川地域自立支援協議会等の場を用いて、関係機関等と連携して整備を行っていきます。

区分	数値	備考
【目標値】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備の数	5か所	渋川地域(渋川市、榛東村及び吉岡町)としては、7か所





第3章 障害福祉サービス等の利用実績と第4期における見込量

第1節 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害のある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

アンケート調査結果によれば、今後、希望する日中の過ごし方として「自宅で過ごしたい」と回答した人がいます。訪問系サービスの潜在的なニーズは高いといえます。

これまでの実利用者数の実績については、障害者相談事業の市民への周知や計画相談支援が導入されたことから見込みを上回る利用となっています。

今後も、施設入所者からの地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービスの提供は不可欠であり、さらに、介護者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー*を派遣し、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害のある人につき、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。

サービス名	内容
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害のある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	実利用者数 (人/月)	45	48	49	84	96	109
		サービス量 (時間/月)	990	1,056	1,078	2,491	2,780	3,091
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	48	60	96	110	103	113
		サービス量 (時間/月)	874	1,370	2,017	2,175	2,070	2,076
	達 成 率	実利用者数	106.7%	125.0%	195.9%	131.0%	107.3%	103.7%
		サービス量	88.3%	129.7%	187.1%	87.3%	74.5%	67.2%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	実利用者数 (人/月)	127	143	160
	サービス量 (時間/月)	2,337	2,631	2,944

※各年度3月利用分の推計値

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（ショートステイ）等があり日中にサービスを利用するものです。

アンケート調査結果によれば、希望する日中の過ごし方として、知的障害者・精神障害者は「自立訓練」、「就労支援」と回答した人がいます。自立訓練や就労に向けた支援の強化が求められています。さらに知的障害者は「生活介護」と回答している人もいるため、日中活動系サービスのニーズは高いといえます。

日中活動系サービスの利用実績については、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、県内に事業所が少ないことや、希望者は空き待ちであることから実績は少ない状況でした。短期入所は年度によって利用実績にばらつきがありましたが、その他のサービスは概ね計画どおりか、計画を下回る利用となっています。

就労移行支援と就労継続支援は、市内にある事業所を中心に利用されており、特別支援学校の卒業生などの新たな利用者が見込まれていることから、障害のある人が日中生活する場所の提供が求められています。

障害のある人の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要があることから、今後も、福祉施設資源の活用によるサービス提供を図っていきます。

①生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込)	
生活介護	見 込 量	実利用者数 (人/月)	78	133	178	182	186	
		サービス量 (人日/月)	1,638	2,793	3,738	3,926	4,014	4,234
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	74	110	169	167	178	180
		サービス量 (人日/月)	1,608	2,443	3,471	3,491	3,623	3,689
	達 成 率	実利用者数	94.9%	82.7%	94.9%	91.8%	95.7%	91.8%
		サービス量	98.2%	87.5%	92.9%	88.9%	90.3%	87.1%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	184	187	190
	サービス量 (人日/月)	3,772	3,834	3,895

※各年度3月利用分の推計値

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの内容】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。</p> <p>自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p>

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	見込量	実利用者数 (人/月)	1	3	4	2	3	3
		サービス量 (人日/月)	22	66	88	44	66	66
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	2	1	0	0
		サービス量 (人日/月)	0	0	35	9	0	0
	達成率	実利用者数	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	39.8%	20.5%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	見込量	実利用者数 (人/月)	1	8	23	8	9	9
		サービス量 (人日/月)	22	176	506	176	198	198
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	1	4	5	4
		サービス量 (人日/月)	0	0	22	65	83	81
	達成率	実利用者数	0.0%	0.0%	4.3%	50.0%	55.6%	44.4%
		サービス量	0.0%	0.0%	4.3%	36.9%	41.9%	40.9%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	2	3	4
	サービス量 (人日/月)	27	40	53
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	5	6	7
	サービス量 (人日/月)	99	119	139

※各年度3月利用分の推計値

③就労移行支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
就労移行支援	見込 量	実利用者数 (人/月)	3	11	12	14	19	20
		サービス量 (人日/月)	66	242	264	308	418	440
	実績 値	実利用者数 (人/月)	1	5	14	14	19	13
		サービス量 (人日/月)	22	100	271	242	258	232
	達成 率	実利用者数	33.3%	45.5%	116.7%	100.0%	100.0%	65.0%
		サービス量	33.3%	41.3%	102.7%	78.6%	61.7%	52.7%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	22	27	31
	サービス量 (人日/月)	414	505	580

※各年度3月利用分の推計値

④就労継続支援（A型・B型）

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労継続支援 （A型・B型）	<p>一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型」と雇用契約を結ばない「B型」があります。</p> <p>A型は、特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。</p> <p>B型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。</p>

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
就労継続支援 (A型)	見込 量	実利用者数 (人/月)	5	8	9	13	14	15
		サービス量 (人日/月)	110	176	198	286	308	330
	実績 値	実利用者数 (人/月)	3	3	3	13	14	14
		サービス量 (人日/月)	67	63	66	295	297	300
	達成 率	実利用者数	60.0%	37.5%	33.3%	100.0%	100.0%	93.3%
		サービス量	60.9%	35.8%	33.3%	103.1%	96.4%	90.9%
就労継続支援 (B型)	見込 量	実利用者数 (人/月)	24	52	93	126	144	161
		サービス量 (人日/月)	384	832	1,488	2,268	2,592	2,898
	実績 値	実利用者数 (人/月)	11	39	102	145	142	152
		サービス量 (人日/月)	211	668	1,646	2,755	2,640	2,762
	達成 率	実利用者数	45.8%	75.0%	109.7%	115.1%	98.6%	94.4%
		サービス量	54.9%	80.3%	110.6%	121.5%	101.9%	95.3%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人/月)	15	16	17
	サービス量 (人日/月)	320	341	362
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人/月)	157	158	159
	サービス量 (人日/月)	2,889	2,907	2,926

※各年度3月利用分の推計値

⑤療養介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の介護を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込)	
療養介護	見込 量	実利用者数 (人/月)	0	0	1	15	15	16
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	0	0	16	14	13
	達成 率	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%	106.7%	93.3%	81.3%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度
療養介護	実利用者数 (人/月)	14	15	16

※各年度3月利用分の推計値

⑥短期入所（ショートステイ）

【サービスの内容】

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)	居宅において障害のある人や障害のある児童の介護を行う人が病気その他の理由により、障害のある人や障害のある児童が短期間の入所を必要とする場合、障害者支援施設・児童福祉施設等に入所をさせ入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な保護を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
短期入所 (ショートステイ)	見込量	実利用者数 (人/月)	12	14	14	14	18	
		サービス量 (人日/月)	60	70	70	81	93	104
	実績値	実利用者数 (人/月)	11	7	11	16	8	10
		サービス量 (人日/月)	46	28	49	131	105	101
	達成率	実利用者数	91.7%	50.0%	78.6%	114.3%	50.0%	55.6%
		サービス量	76.7%	40.0%	70.0%	161.7%	112.9%	97.1%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数 (人/月)	12	13	14
	サービス量 (人日/月)	121	131	141

※各年度3月利用分の推計値

第3節 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

これまで生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している障害のある人が、地域において自立した日常生活に向けての援助を行う共同生活援助（グループホーム）と、地域での日常生活に向けて介護や支援を行う共同生活介護（ケアホーム）がありましたが、国は、平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、平成26年4月からグループホームとケアホームを一元化しました。このことから、より一層、地域における住まいの選択肢が拡大され、地域移行を促進させていくこととなりました。

アンケート調査結果によれば、現在や今後の生活で不安なこととして、「親の高齢化について」や「住宅・生活の場所について」と回答した人がいます。特に知的障害者の回答は「親の高齢化について」の割合が高い結果となりました。仕事や収入の面で制限がある障害のある人が、親の高齢化や親亡き後でも安心して暮らせる生活の場を求めており、それを確保することが課題となります。

居住系サービスの利用実績は、宿泊型自立訓練施設では、事業所が少ないことから見込みを下回る状況でした。グループホーム・ケアホームでは見込みを上回っています。

今後も、福祉施設に入所している人が地域移行するためには、福祉施設資源の活用による共同生活援助のサービス提供を図っていきます。

①共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障害のある人に、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の援助を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	見 込 量	実利用者数 (人/月)	58	67	83	84	91	99
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	62	66	76	91	101	108
	達 成 率	実利用者数	106.9%	98.5%	91.6%	108.3%	111.0%	109.1%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	125	142	159

※各年度3月利用分の推計値

②施設入所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
施設入所支援	見込量 実利用者数 (人/月)	75	120	150	144	141	140
	実績値 実利用者数 (人/月)	64	97	147	139	144	142
	達成率 実利用者数	85.3%	80.8%	98.0%	96.5%	102.1%	101.4%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	140	139	138

※各年度3月利用分の推計値

③宿泊型自立訓練

【サービスの内容】

サービス名	内容
宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する障害のある人につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
宿泊型自立訓練	見込量 実利用者数 (人/月)	—	—	—	14	16	17
	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	8	13	7	5
	達成率 実利用者数	—	—	—	92.9%	43.8%	29.4%

※各年度3利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
宿泊型自立訓練	実利用者数 (人/月)	8	8	8

※各年度3月利用分の推計値

第4節 計画相談支援・地域相談支援

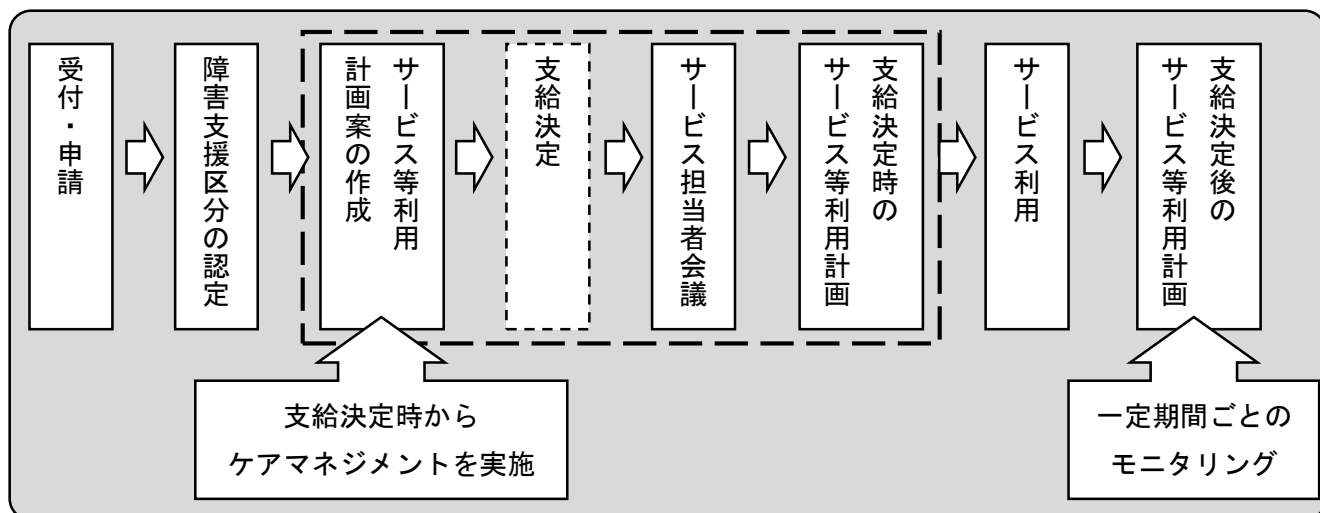
計画相談支援・地域相談支援は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、各関係機関と連携しながら計画的な支援を行うものです。

計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により定められ、指定相談支援事業所の専門員が障害福祉サービス支給決定を受けた障害のある人すべてに、サービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成することとなっています。このことから実績は、平成24年度以降は増えています。

また、地域相談支援として、入所施設等から地域生活へ移行する人の支援のための地域移行支援と地域移行した単身者等を支援する地域定着支援の対象者を把握し、適切な相談支援を実施する必要があります。

【サービスの内容】

サービス名	内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	支給決定を受けた障害のある人で、計画的な支援を必要とする人に指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）を行います。
地域相談支援	地域に移行する障害のある人及び地域に移行した障害のある人を支援します。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人で、夜間等も含む緊急時における連絡及び相談等の必要な支援を行います。



【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)		
計画相談支援 (サービス等利用 計画作成)	見込量	実利用者数 (人/月)	23	36	48	11	23	34	
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	2	27	51	83	
	達成率	実利用者数	0.0	0.0%	4.2%	245.5%	221.7%	244.1%	
地域相談支援	地域移行支援	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	3	3	4
		実績値	実利用者数 (人/月)	—	—	—	0	1	0
		達成率	実利用者数	—	—	—	0.0%	33.3%	0.0%
	地域定着支援	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	2	2
		実績値	実利用者数 (人/月)	—	—	—	4	1	3
		達成率	実利用者数	—	—	—	400.0%	50.0%	150.0%

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	
計画相談支援 (サービス等利用計画 作成)		実利用者数 (人/月)	129	141	153
地域相談支援	地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	地域定着支援	実利用者数 (人/月)	3	3	3

※各年度3月利用分の推計値

第5節 障害児支援

障害児支援には、障害児相談、障害児通所支援及び障害児入所支援があり、障害のある児童に対し将来における自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障害特性に応じた専門的な支援をするものです。

これまで、障害者自立支援法と児童福祉法のそれぞれの枠組みのなかで支援を行ってききましたが、平成24年4月に児童福祉法が改正され障害児施設及び事業を一元化されたことに伴い児童に対する支援が強化され、より一層、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障害児支援については、幼稚園や保育所、学校等に入った段階で発達障害などがわかる場合もあることから、保健・教育・医療・労働などの関係機関と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていきます。

①障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【第3期実績値】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
障害児相談支援	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	—	10	22	36

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	40	44	48

※各年度3月利用分の推計値

②障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問し支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

【第3期実績値】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
児童発達支援	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	—	27	22	22
放課後等デイサービス	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	—	13	25	32
保育所等訪問支援	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	—	0	0	0

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	23	24	25
	実利用者数 (人日/月)	359	374	390
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	34	37	39
	実利用者数 (人日/月)	381	414	437
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	実利用者数 (人日/月)	2	2	2

※各年度3月利用分の推計値



③障害児入所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童入所支援 (福祉型)	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
児童入所支援 (医療型)	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

【第3期実績値】

区 分			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
児童入所支援 (福祉型)	実績値	実利用者数 (人/月)	—	—	—	9	10	7
児童入所支援 (医療型)		実利用者数 (人/月)	—	—	—	3	3	3

※各年度は3月利用分の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
児童入所支援 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	10	10	10
児童入所支援 (医療型)	実利用者数 (人/月)	5	5	5

※各年度3月利用分の推計値

第6節 その他のサービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。原則として1割負担ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に一か月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。

第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量

第1節 相談支援事業等

障害者相談支援事業については、平成18年度から渋川広域障害福祉なんでも相談室と地域活動支援センターあじさいの2か所の相談支援事業所に委託し実施しています。身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室を基幹相談支援センターとして、総合的に相談業務の強化を図っていきます。

住宅入居等支援事業は、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を進める上で支援が求められることから、支援体制を強化する必要があります。

成年後見制度利用支援事業は、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や基幹相談支援センターと連携し、障害のある人の権利擁護について支援を行います。

理解促進研修・啓発事業は、市民に対して有識者による講演会の開催や障害のある人と実際にふれあう場を提供し、障害のある人への理解を深めます。

地域自立支援協議会は、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）において、相談支援の中立に関する検証や困難事例への対応に関する協議や調整等を行うため、平成19年3月に設置しました。協議会は、全体会議を年1回、定例会を年7回、個別支援会議及び特定課題会議を随時開催し地域連携を図っています。今後もサービス等利用計画の質の向上を図ることや、障害のある人の地域移行、地域定着のための支援及び障害者虐待防止等のネットワークを構築することを強化します。

【サービスの内容】

事業等	内容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障害のある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。

事業等	内容
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅(アパート・マンション・一戸建)のことをいう)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料・鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害がある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
地域自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分			H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込)
障害者相談支援事業	見込量	委託数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	実績値	委託数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	達成率	委託数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	見込量	設置の有無	—	—	—	有	有	有
	実績値	設置の有無	—	—	—	有	有	有

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
住宅入居等支援事業	見込量	—	—	—	有	有	有
	実績値	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	見込量	—	—	—	2	2	3
	実績値	0	0	2	1	0	0
	達成率	—	—	—	50.0%	0.0%	0.0%
地域自立支援協議会	見込量	—	—	—	有	有	有
	実績値	有	有	有	有	有	有

※各年度の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
障害者相談支援事業	委託数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用件数	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

※各年度の推計値

第2節 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、平成19年度から市の事業として実施しています（以前は県の事業）。要約筆記者派遣は、平成23年度から啓発のため講習会を実施し、平成24年度から事業として実施しています。

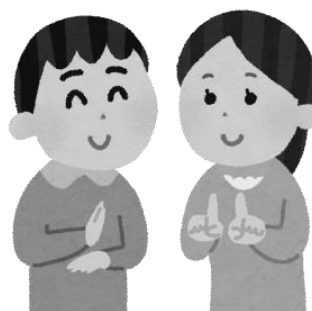
手話通訳者設置事業は、平成20年度から相談支援事業所等において、榛東村・吉岡町と共同で毎月第2・第4月曜日及び毎週木曜日に実施しています。平成22年度からは社会福祉課の窓口にも手話通訳者を常設し、支援の強化を図っています。また、各窓口にも耳マークを設置し窓口サービスの向上を図っています。

平成25年度は、通院や講習会など定期的に利用する人がいたため、見込量より実績値が上回っています。

今後の手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業については、聴覚障害者の団体やボランティア団体と運営委員会等を開催し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を行います。

【サービスの内容】

事業等	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う人を設置します。



【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量 実利用件数	150	160	170	100	100	100
	実績値 実利用件数	91	66	54	70	112	148
	達成率 実利用件数	60.7	41.3%	31.8%	70.0%	112.0%	148.0%
手話通訳者設置事業	見込量 設置者数	1	1	1	2	2	2
	実績値 設置者数	1	2	2	2	2	2
	達成率 設置者数	100.0%	200.0%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度の値

※ 要約筆記者派遣事業は、平成24年度から実施しています。

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	196	258	342
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2

※各年度の推計値

第3節 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、在宅の重度障害者等に対し、自立した生活が送れるよう支援する事業です。

排せつ管理支援用具給付の件数は、計画に比べ実績は少ない年度もありますが、全体的に増加傾向にあります。

これまでも、障害者手帳取得者及びその家族等へ手帳交付時に直接、用具の給付の周知を行い自立した生活が送れるよう支援してきました。

今後も、日常生活用具給付の周知を行うとともに、利用者が自立した生活が送れるよう支援します。

【サービスの内容】

事業等	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

区分		内容
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	3	4	6	1	2	3
	②自立生活支援用具	15	16	18	13	14	15
	③在宅療養等支援用具	16	19	22	11	12	13
	④情報・意思疎通支援用具	13	14	15	15	16	17
	⑤排せつ管理支援用具	1,160	1,180	1,200	1,870	1,916	1,962
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	3	7	8	9
	計	1,210	1,236	1,264	1,917	1,968	2,019
	①介護・訓練支援用具	1	0	2	2	5	9
	②自立生活支援用具	8	6	13	6	14	20
	③在宅療養等支援用具	13	15	12	14	11	24
	④情報・意思疎通支援用具	22	17	16	14	21	9
	⑤排せつ管理支援用具	1,166	1,143	1,268	1,388	1,458	1,489
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	0	1	5	1	2	2
	計	1,210	1,182	1,316	1,425	1,511	1,553
	①介護・訓練支援用具	33.3%	0.0%	33.3%	200.0%	250.0%	300.0%
	②自立生活支援用具	53.3%	37.5%	72.2%	46.2%	100.0%	133.3%
	③在宅療養等支援用具	81.3%	78.9%	54.5%	127.3%	91.7%	184.6%
	④情報・意思疎通支援用具	169.2%	121.4%	106.7%	93.3%	131.3%	52.9%
	⑤排せつ管理支援用具	100.5%	96.9%	105.7%	74.2%	76.1%	75.9%
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	0.0%	33.3%	166.7%	14.3%	25.0%	22.2%
	計	100.0%	95.6%	104.1%	74.3%	76.8%	76.9%

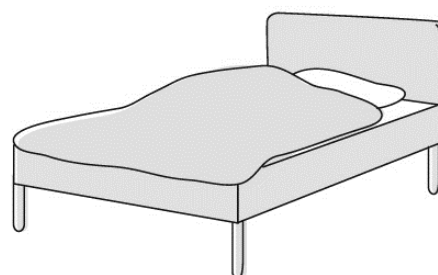
※各年度の値

※ 排せつ管理支援用具は、1か月を1件としての値

【第4期見込量】

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	利用件数	10	11	13
	②自立生活支援用具	利用件数	21	22	23
	③在宅療養等支援用具	利用件数	25	27	29
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数	10	11	12
	⑤排せつ管理支援用具	利用件数	1,578	1,673	1,773
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	2	2	2
計			1,646	1,729	1,816

※各年度の推計値



第4節 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、交流活動の推進などの支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催しています。

平成25年度と平成26年度では、計画より下回る実績となっているため、関係団体を通して、新規参加者の呼び込みが課題となっています。

今後も関係団体と連携して新規参加者を募るとともに、福祉サービスの担い手の人材養成と確保に努めていきます。

【サービスの内容】

事業等	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話技術を習得した手話奉仕員のため、入門課程・基礎課程の2コースの講座を開催し、聴覚障害者等の支援を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習 終了者数)	見 込 量	入門課程 (人)	20	20	20	20	20	
		基礎課程 (人)	10	10	10	10	10	
	実 績 値	入門課程 (人)	25	22	5	20	10	8
		基礎課程 (人)	8	10	15	4	3	8
	達 成 率	入門課程	125.0%	110.0%	25.0%	100.0%	50.0%	40.0%
		基礎課程	80.0%	100.0%	150.0%	40.0%	30.0%	80.0%

※各年度の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習 終了見込者数)	入門課程 (人)	10	10	10
	基礎課程 (人)	8	8	8

※各年度の推計値

第5節 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害のある人に外出するための支援を行う事業です。

利用者の視点に立ったサービスの提供が求められます。また、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。

今後も、障害のある人の自立生活及び社会参加を促すため、事業の周知を行い、地域における支援を行っていきます。

【サービスの内容】

事業等	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
移動支援事業	見 込 量	実利用者数	38	41	45	62	72	84
		延べ利用時間数	2,470	2,665	2,925	4,678	5,439	6,324
	実 績 値	実利用者数	42	50	68	62	66	70
		延べ利用時間数	4,236	6,037	6,837	6,082	6,780	7,358
	達 成 率	実利用者数	110.5%	122.0%	151.0%	100.0%	91.7%	83.3%
		延べ利用時間数	171.5%	226.5%	233.7%	130.0%	124.7%	116.4%

※各年度の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
移動支援事業	実利用者数	74	78	82
	延べ利用時間数	8,094	8,903	9,793

※各年度の推計値

第6節 地域活動支援センター

地域活動支援センターでは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害の特性に応じた作業指導及び生活訓練、社会生活及び家庭生活に必要な学習及び指導を行い、就労や障害福祉サービス（就労継続支援）の利用につながっています。

本市では、地域活動センターを4か所設置し、実利用者は、100人前後で推移しています。

アンケート調査結果によれば、希望する日中の過ごし方として、地域活動支援センターで「創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい」と回答している人がいます。

【サービスの内容】

事業等	内容
地域活動支援センター	受注作業、自主製品創作、地域交流、生活習慣指導、健康指導、福祉サービスの利用援助及び社会参加資源を活用するための助言・指導を行います。

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
地域活動支援センター	見込量	設置数	5	4	4	4	4	
		実利用者数	102	84	86	120	125	130
	実績値	設置数	5	4	4	4	4	4
		実利用者数	114	104	94	106	114	98
	達成率	設置数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		実利用者数	111.8%	123.8%	109.3%	88.3%	91.2%	75.4%

※各年度の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
地域活動支援センター	設置数	4	4	4
	実利用者数	100	102	104

※各年度の推計値

【第2期・第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	
地域活動支援 センター (他市町村利用)	見 込 量	委託数	4	4	4	5	5	
		実利用者数	22	22	22	33	35	
	実 績 値	委託数	3	5	4	4	6	5
		実利用者数	24	26	25	26	28	27
	達 成 率	委託数	75.0%	125.0%	100.0%	80.0%	120.0%	100.0%
		実利用者数	109.1%	118.2%	113.6%	78.8%	80.0%	77.1%

※各年度の値

【第4期見込量】

区 分		H27年度	H28年度	H29年度
地域活動支援 センター (他市町村利用)	委託数	5	5	5
	実利用者数	28	29	30

※各年度の推計値

第7節 その他の事業

【サービスの内容】

事業等		内容
福祉ホーム事業 ※委託実施		障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人につき、低額の料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。
訪問入浴サービス事業 ※委託実施		家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを行います。
日 中 一 時 支 援 事 業	日中一時支援事業 ※委託実施	障害のある人及び障害のある児童に、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行います。
	サービスステーション・登録介護者事業 ※委託実施	心身障害児（者）を常時介護する者が一時的に介護できない場合、市へ登録した一定の資格を有する人、又は市と契約のあるサービスステーションに、一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図ります。
	心身障害児集団活動・訓練事業 ※委託実施	特別支援学校等に通っている心身障害児が、支援学校等の放課後、訓練施設に通い遊びや文化活動及び社会体験活動を通し、集団生活への適応訓練や社会適応訓練等の基礎的訓練を行います。
身体障害者自動車改造費補助金		肢体不自由による身体障害者が、所有し運転しようとする自動車を当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合、その改造に要する経費の一部を補助します。
点字・声の広報等発行事業		渋川市社会福祉協議会に登録しているボランティアが市の広報紙を音読し、カセットテープに録音したものを視覚障害者で希望する人に配布しています。また、社会福祉課では市の封筒に点字を刻印し、市からの配布がわかるようにしています。
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行います。
その他の事業		障害のある人の権利や自立のための社会活動への支援や障害のある人に対するボランティアの養成や活動等を支援します。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画の周知においては、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障害者支援に関わる人々と連携し、障害のある人ない人が共に暮らす地域社会の実現のために、広報やホームページ等を通して周知を図っていきます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・医療・福祉・教育・就労等様々な関係機関の連携により推進しなければなりません。こうしたことから渋川地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた支援を行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町村との連携

国や県などの動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障害のある人の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町村及び渋川地域自立支援協議会と連携を図ります。

また、地域生活定着支援センター、地域活動支援センター、障害者虐待防止及び障害者相談支援等の施策は広域的に連携を図ります。

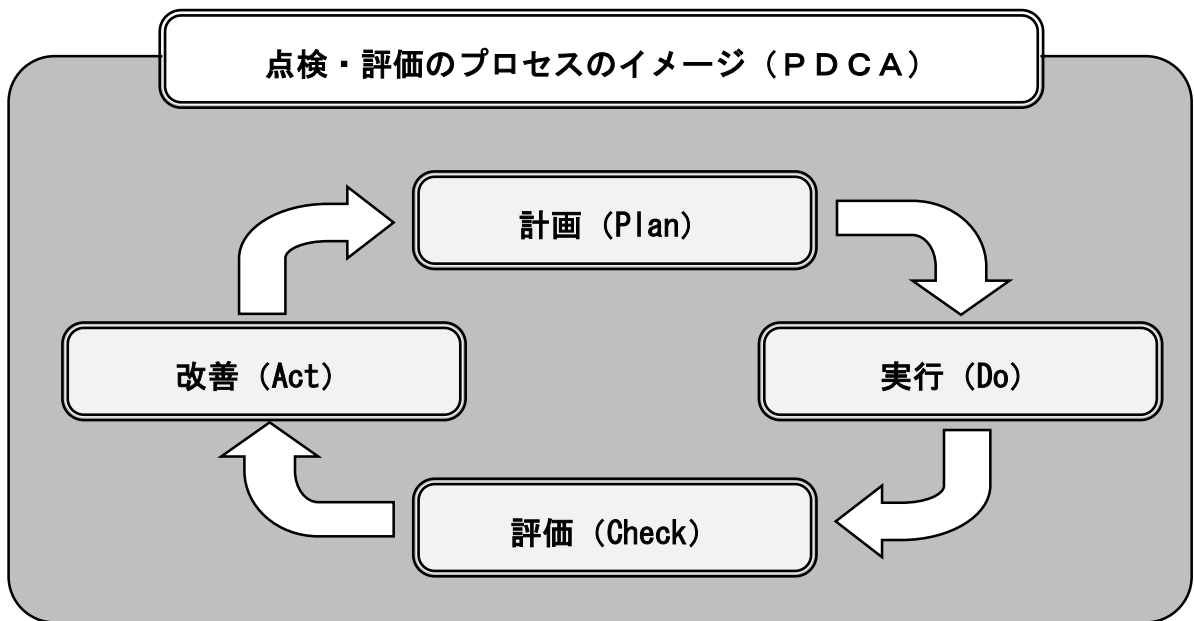
第4節 障害者の障害者施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障害のある人及びその家族のニーズや意見を障害者施策へ反映させるためには、障害者施策への参加を積極的にしていただかなければなりません。

本計画の推進にあたり、障害のある人やその家族の意見を把握し、地域生活をする上で、障害者施策に参加できる環境を整えていきます。

第5節 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況、サービス見込み量等の達成状況を「渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画推進委員会」、「渋川地域自立支援協議会」に報告し点検・評価をします。点検・評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。



資料編

1 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定概要

1 趣旨

この概要は、障害者が安心して生活できる地域社会の実現を目指すことを目的に、第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画を策定のための必要な事項を定め、策定事務の円滑な推進を図る。

2 計画策定の基本方針

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者が基本的人権を享有する個人として、その尊厳や権利を有し、障害のある人ない人が共に生きる共生社会の実現を目的とし策定する。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害者等の心身の状況等を把握して上で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る事項及び提供体制に係る関係機関との連携に関する事項を内容とし、国及び県の動向を考慮し、地域の実情の応じた障害者福祉施策を総合的に勘案し策定する。

3 計画の名称

第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画

4 計画策定の体制

- (1) 計画の策定を円滑に進めるため、別に定める設置要綱に基づき「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会」を設置する。
- (2) 計画に市民各階層からの幅広い意見を適切に反映させるため、別に定める設置要綱に基づき「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会」を設置する。
- (3) 計画策定に係る点検等を渋川地域自立支援協議会に付議する。

5 計画策定年度及び計画期間

- (1) 平成25年度・・・計画策定に伴う基礎調査、障害者等の心身の状況等の調査等。
国や県の動向把握及び実施済み団体の状況把握。
- (2) 平成26年度・・・計画策定
- (3) 計画期間・・・平成27年度から平成29年度

2 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活することができる理想的な計画とするため、第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 懇話会には、必要に応じて事案に係る者を出席させることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会等において総合調整の上、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱の施行日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体名
会長	星名 建市	渋川地区障害者福祉協議会
副会長	眞下 宗司	市内障害者福祉施設
委員	中澤 広行	渋川市身体障害者福祉協会
委員	森田 一男	渋川市社会福祉協議会
委員	萩原 勉	民生委員児童委員
委員	飯塚 秀利	障害福祉なんでも相談室
委員	斎藤 修一	渋川地区医師会
委員	原澤 和代	渋川保健福祉事務所
委員	田中 均	渋川市小・中学校長会
委員	多胡 宏	榛名養護学校
委員	郡司 正好	渋川公共職業安定所
委員	小林 桂	市内企業代表
委員	萩原文子	市民代表

3 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）策定を円滑に進めるために第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 計画の策定にあたり、必要な事項を総合的に協議、検討するため委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
 - (2) その他計画策定に必要な事項
- (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、保健福祉部長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名
委員長	立 見 俊 幸	保健福祉部長
副委員長	諸 田 尚 三	高齢福祉課長
委 員	加 藤 順 一	企画課長
委 員	高 橋 文 行	保険年金課長
委 員	狩 野 弘 之	市民生活課長
委 員	田 村 広 士	こども課長
委 員	千 明 芳 彦	地域包括支援センター所長
委 員	高 橋 美 恵 子	健康管理課長
委 員	遠 藤 成 宏	商工振興課長
委 員	上 原 廣	建築住宅課長
委 員	下 境 一 浩	学校教育課長
委 員	小 山 宗 胤	生涯学習課長
委 員	松 村 明 彦	伊香保総合支所市民福祉課長
委 員	小 野 泰 由	小野上総合支所市民福祉課長
委 員	佐 藤 順 一	子持総合支所市民福祉課長
委 員	松 村 桂	赤城総合支所市民福祉課長
委 員	柴 崎 貢	北橋総合支所市民福祉課長

4 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定の経過

年月日	策定経過	
平成25年 8月19日	第1回策定懇話会	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長選出について 2 副会長の選出について 3 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画の概要について 4 アンケート調査について 5 その他
平成25年 9月18日) 10月 4日	アンケート調査実施	対象者 <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者 2 その他の市民 3 障害者団体 4 障害福祉サービス提供事業所
平成26年 2月13日	第2回策定懇話会	<ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート調査集計結果報告について 2 国の動向及び類似団体の比較について 3 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画骨子(案)について 4 今後のスケジュール(案)について 5 その他
平成26年 3月26日	第1回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定について 2 アンケート調査集計結果報告について 3 近年の障害者福祉施策の動向及び類似・関係団体の状況について 4 渋川市における障害者を取り巻く状況について 5 第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画骨子(案)について 6 今後のスケジュール(案)について 7 その他
平成26年 4月 7日	渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査集計結果報告書配布	配布先 <ol style="list-style-type: none"> 1 「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定懇話会委員」 2 「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画策定委員会委員」
平成26年 8月26日	第2回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画(案)について <ol style="list-style-type: none"> (1) 主な改正点 (2) 第1部総論(案) (3) 第2部障害者計画(案) 2 今後のスケジュール(案)について 3 その他

年 月 日	策定経過	
平成26年10月10日	第3回策定懇話会	1 計画(案)について (1) 主な改正点 (2) 第1部総論(案) (3) 第2部障害者計画(案) 2 今後のスケジュール(案)について 3 その他
平成26年11月20日	第4回策定懇話会及び第3回策定委員会	1 計画(案)について (1) 第1部総論(案)及び第2部障害者計画(案) (2) 第3部障害福祉計画(案)及び第4部計画の推進(案) 2 今後のスケジュール(案)について 3 その他
平成26年12月8日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会報告	第3期渋川市障害者計画(案)及び第4期渋川市障害福祉計画(案)について
平成26年12月10日	第4期障害福祉計画における数値目標及びサービス見込み量の第1回中間報告に対する県のヒアリング	県障害政策課：数値のヒアリング
平成26年12月19日 ～ 平成27年1月19日	市民意見公募*の実施	配布場所 1 市役所社会福祉課 2 市役所市民ロビー 3 各総合支所市民福祉課 4 市ホームページ
平成26年12月19日	渋川地域自立支援協議会付議	第3期渋川市障害者計画(案)及び第4期渋川市障害福祉計画(案)について
平成27年1月28日	市民意見公募実施結果ホームページ掲載	意見数 0件
平成27年2月12日	第5回策定懇話会	1 計画(案)に対する市民意見公募結果について 2 計画(案)の変更箇所について (1) 第4期障害福祉計画基本目標及びサービス見込量の変更 (2) 渋川地域自立支援協議会においての意見を踏まえた変更 3 計画概要版(案)について 4 今後のスケジュール(案)について 5 その他

5 事業一覧

第1章 理解とふれあいをめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 広報・啓発活動の推進	(1) 障害及び障害者についての正しい知識の普及、啓発活動の充実	1	知的障害者福祉月間広報事業
		2	図書資料購入事業
2 福祉教育の充実と交流教育の推進	(1) 福祉教育体制の整備	3	魅力ある学校づくり推進事業
		4	社会福祉学習支援事業
	(2) インクルーシブ教育の推進	5	魅力ある学校づくり推進事業(再掲)
3 交流・ふれあいの促進	(1) 交流・ふれあいの場の拡大及び支援	6	魅力ある学校づくり推進事業(再掲)
		7	社会福祉センターの活用「ほっとプラザ」(キッズルーム等)
		8	生涯学習推進事業
		9	ふれあいサロン推進事業
	(2) イベント・講座等における交流の支援	10	地域ふれあい活動事業
		11	身体障害者文化教養講座実施事業
		12	聴覚障害者教養講座実施事業
4 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援	(1) NPO・ボランティア活動の支援・条件整備・情報提供	13	NPO・ボランティア支援事業
		14	障害者相談支援事業
		15	ボランティアの組織化事業
		16	社会福祉協議会ボランティアセンター
	(2) NPO・ボランティア育成の講習会等の開催	17	NPO・ボランティア支援事業(再掲)
		18	ボランティア活動支援事業
		19	手話講習会実施事業
	(3) 市民のボランティア体験の場の拡大	20	朗読奉仕員養成講座
		21	ボランティアの日事業

第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 就学前療育の充実	(1) 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障害児療育の推進	22	児童発達支援事業
		23	障害児等保育運営補助事業
		24	公立保育所
		25	公立幼稚園
		26	民間保育園運営事業
	(2) 発達障害・就学・療育等の相談体制の充実	27	障害者相談支援事業（再掲）
		28	家庭児童相談事業
	(3) 一貫した早期療育体制づくり	29	心身障害児早期療育指導委員会
		30	言語指導教室運営事業
	(4) 親の会との連携	31	障害者相談支援事業（再掲）
		32	手をつなぐ育成会県大会・研修会参加
	2 教育の充実	(1) 早期からの一貫した教育支援及び進路指導體制の充実	33
34			特別支援学校等の移行支援連絡会議等の参画
35			教育支援事業
(2) 特別支援教育の充実		36	教職員研修事業（特別支援教育研修会）
		37	特別支援教育支援員配置事業
		38	学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業
		39	教育支援事業(再掲)
		40	言語指導教室運営事業（再掲）
		41	特別支援学級運営事業
		42	特別支援教育就学奨励費

第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 雇用の促進と安定	(1) 雇用の奨励と啓発	43	障害者相談支援事業（再掲）
	(2) 職業紹介の充実	44	障害者相談支援事業（再掲）
	(3) 就労の場の確保と拡大	45	障害者雇用奨励事業（社会福祉センター日常清掃業務委託）
		46	障害者就労施設等からの物品等の優先調達
		47	渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）
	(4) 就労支援の推進	48	障害者自立支援給付事業（就労移行支援）
	(5) 就労後の就労定着相談	49	障害者相談支援事業（再掲）
50		渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）（再掲）	
2 就労機会の拡大	(1) 地域活動支援センター	51	地域活動支援センター事業
	(2) 就労継続支援の実施	52	障害者自立支援給付事業（就労継続支援）

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 相談・情報提供体制の整備	(1) 障害者福祉サービスの広報	53	障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載
		54	広報しぶかわ掲載
	(2) 障害者相談支援事業の充実及び啓発	55	障害者相談支援事業（再掲）
		56	精神保健福祉相談事業
		57	こころの健康相談
	(3) 障害者ケアマネジメント体制の整備	58	障害者相談支援事業（再掲）
	(4) 意思疎通支援の確保及び啓発	59	ファックス設置事業
		60	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
		61	手話通訳者設置事業
	2 障害福祉サービス等の充実	(1) 障害福祉サービス等の実施	62
63			児童発達支援事業（再掲）
64			渋川地域自立支援審査会
65			障害者自立支援給付事業
66			障害者自立支援給付事業（補装具費の支給）

(第4章 続き)

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
2 障害福祉サービス等の充実	(2) 地域生活支援事業の充実	67	点字・声の広報等発行事業
		68	障害者相談支援事業（再掲）
		69	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）
		70	手話通訳者設置事業（再掲）
		71	移動支援事業
		72	日中一時支援事業
		73	サービスステーション・登録介護事業
		74	福祉ホーム事業
		75	手話講習会実施事業（再掲）
		76	スポーツ・レクリエーション実施事業
		77	訪問入浴サービス事業
		78	ボランティア活動支援事業（再掲）
		79	地域活動支援センター事業（再掲）
		80	心身障害児集団活動・訓練事業
		81	身体障害者自動車改造費補助事業
82	更生訓練費事業		
83	日常生活用具等給付事業		
84	成年後見制度利用支援事業		
3 権利擁護及び差別の解消の推進	(1) 日常生活自立支援事業の周知と利用の促進	85	日常生活自立支援事業
	(2) 成年後見制度の周知と利用支援	86	成年後見制度利用支援事業(再掲)
4 障害者の虐待防止対策	(1) 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	87	障害者虐待防止対策事業
		88	家庭児童相談事業（再掲）
	(2) 障害者虐待防止のためのネットワーク	89	渋川地域自立支援協議会
5 生活安定施策の充実	(1) 年金・手当などの制度の周知	90	特別障害者手当等給付事業
		91	心身障害者扶養共済事業
	(2) 住まい・居場所の充実	92	障害者相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
		93	福祉ホーム事業（再掲）

(第4章 続き)

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
6 福祉 人材の 養成・確 保	(1) 手話通訳者、要約筆記者の養成・確保	94	手話講習会実施事業（再掲）
		95	障害者相談支援事業（再掲）
		96	ボランティア活動支援事業（再掲）
		97	障害者相談支援事業（再掲）
7 スポ ーツ・レ クリエ ーショ ン・文化 活動の 推進	(1) レクリエーションの充実及び活動の支援	98	ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業
		99	身体障害者温泉療養訓練事業
	(2) 芸術文化活動の振興	100	身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）
		101	障害者スポーツ大会参加者壮行会実施
	(3) 障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援	102	聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）
		103	スポーツ活動の支援
		104	スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）
8 障害者 団体等の 育成	(1) 障害者団体等の育成・支援	105	障害者団体等の育成

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 早期 発見・早 期療育 体制の 整備	(1) 早期発見・早期療育体制の整備	106	精神保健福祉相談事業（再掲）
		107	心身障害児早期療育指導委員会（再掲）
		108	子育て相談
		109	子育て教室
		110	難聴児補聴器購入支援事業
	(2) 行政、関係機関等とのネットワークづくり	111	心身障害児早期療育指導委員会（再掲）
2 医療・ リハビ リテー ション の充実 及び医 療費の 助成	(1) 障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成	112	高齢重度障害者医療費助成
		113	心身障害者（児）医療費助成
		114	精神通院医療費助成
		115	自立支援医療給付事業
	(2) 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実	116	健康相談
		117	総合相談
		118	しぶかわ健康ダイヤル24
		119	障害者相談支援事業（再掲）

(第5章 続き)

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
3 難病患者及び在宅重度障害者への支援	(1) 難病患者への負担軽減	120	特定疾患患者等見舞金支給事業
		121	在宅重度身体障害者理美容サービス事業
	(2) 居宅生活支援事業の実施	122	在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業
		123	在宅重度身体障害者貸しおむつサービス事業

第6章 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進	124	バリアフリー基本構想策定に係る調査、研究事業
		125	重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業
	(2) 障害者等に配慮した住宅の整備	126	日常生活用具等給付事業（再掲）
		127	市営住宅バリアフリー化事業（トイレ・浴室等2か所以上に手すりを設置）
		128	町内会館建設事業
	(3) 公共的施設などの改善整備	129	緑化重点地区総合整備事業
		130	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
2 交通・移動手段の整備充実	(1) 移動支援サービスの充実・検討	131	バス交通活性化推進事業
		132	じん臓機能障害等通院交通費助成事業
		133	福祉ハイヤー助成事業
		134	介護者用車両購入費補助事業
		135	身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）
		136	移動支援事業（再掲）
		137	福祉有償運送運営協議会の運営
		138	在宅福祉移送サービス
3 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	(1) 防犯・防災などの安全確保対策の推進	139	ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業
		140	消費生活センター運営事業
	(2) 消費者被害対策の啓発・推進	141	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）
		142	要援護者個別支援プランの登録
	(3) 災害時の避難支援の体制整備	143	指定避難所（障害者対応）の指定

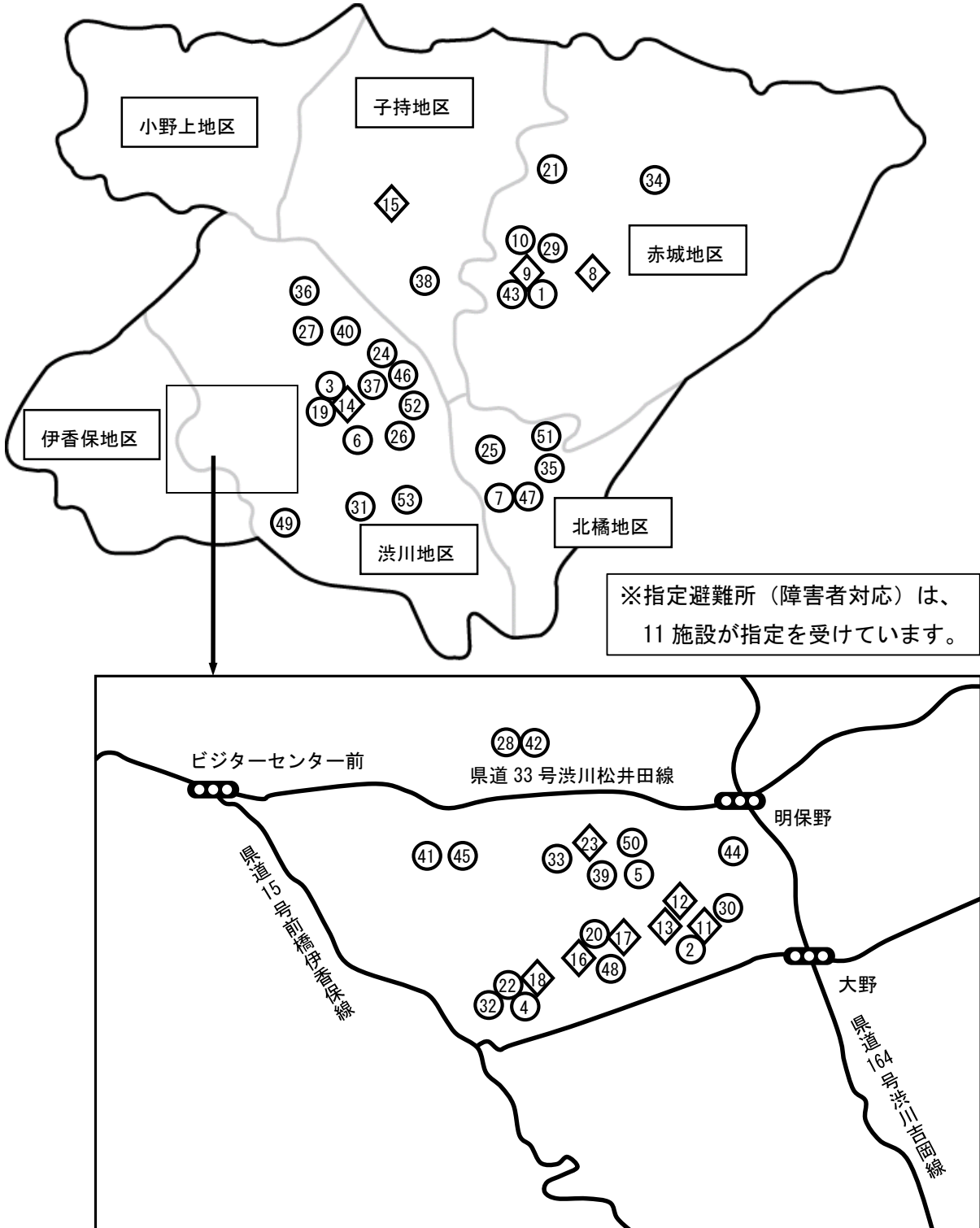
6 第2期障害者計画期間に拡充等してきた事業例

No.	項目	詳細									
1	雇用の安定	<p>障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達</p> <p>平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「渋川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、渋川市の全ての機関において、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進している。</p> <p>開始時期：平成25年4月</p> <p>平成25年度調達実績</p> <table> <tr> <td>物品</td> <td>2件</td> <td>124,062円</td> </tr> <tr> <td>役務</td> <td>17件</td> <td>19,372,172円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19件</td> <td>19,496,234円</td> </tr> </table>	物品	2件	124,062円	役務	17件	19,372,172円	合計	19件	19,496,234円
物品	2件	124,062円									
役務	17件	19,372,172円									
合計	19件	19,496,234円									
2	障害者相談支援機能強化	<p>基幹相談支援センター設置</p> <p>障害者相談支援事業所（障害福祉なんでも相談室）に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進の取り組みを行い地域における相談支援の中核的な役割を担う。</p> <p>開始時期：平成24年4月</p> <p>障害者相談支援事業延べ相談件数</p> <table> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,911件（渋川市のみ）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5,696件（渋川市のみ）</td> </tr> </table>	平成24年度	5,911件（渋川市のみ）	平成25年度	5,696件（渋川市のみ）					
平成24年度	5,911件（渋川市のみ）										
平成25年度	5,696件（渋川市のみ）										
3	障害者虐待防止センター設置	<p>障害者虐待防止対策事業</p> <p>平成24年10月1日施行の「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待防止センターを設置した。障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）、障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言（家庭訪問・カウンセリング等）、広報その他啓発活動及び緊急時の一時保護のための居室確保などを行う。</p> <p>開始時期：平成24年10月</p> <p>虐待の通報・相談等の件数</p> <table> <tr> <td>平成24年度</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>12件</td> </tr> </table>	平成24年度	7件	平成25年度	12件					
平成24年度	7件										
平成25年度	12件										
4	早期療育体制の整備	<p>難聴児補聴器購入支援事業</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成する。</p> <p>開始年度：平成25年4月</p> <p>平成25年度助成件数 1件</p>									

No.	項目	詳細
5	災害時の避難支援の体制整備	<p>(1) 要援護者個別支援プランの登録</p> <p>本人や家族と災害時における避難の直接支援に携わる地域関係者（避難支援者、民生委員児童委員及び自治会役員等）が、避難支援者、避難場所、避難方法及び情報伝達方法を確認した内容を要援護者個別支援プランとして作成し、要援護者支援システムに登録する。</p> <p>要援護者個別支援プランは、災害時における要援護者の避難準備情報として、地域関係者、救助機関、防災組織及び福祉機関等に迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。</p> <p>開始時期：平成25年4月</p> <p>(2) 指定避難所（障害者対応）の指定</p> <p>渋川市地域防災計画に基づく福祉避難所に関して、特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会と「災害時における福祉避難所の開設に係る施設利用に関する協定書」を平成24年7月1日に締結した。この協定により、障害者（児）及びその介護者が、同協議会に加入する障害福祉施設を福祉避難所として利用できることとなった。</p> <p>また、この福祉避難所のうち、法令基準を満たし同意の得られた障害福祉入所施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として、平成26年10月1日に指定した。</p>

7 市内の福祉施設及び指定避難所（障害者対応）

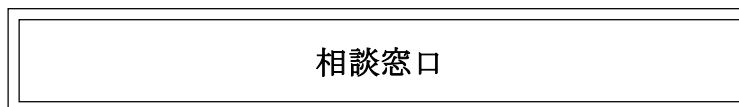
配置図



※ 上記の配置図は、P137～P142からの「市内の福祉施設」に振られている番号を「○」で囲み示しています。また、P143の「指定避難所（障害者対応）」にも指定されている福祉施設は、番号を「◇」で囲み示しています。

①市内の福祉施設

※No.は地図上の番号



■一般・特定・障害児相談支援事業所

○一般相談支援事業所…入所又は入院している障害者の地域における生活への移行や、障害者の地域での生活を支援します。

○特定相談支援事業所…障害福祉サービス等を適切に利用するための計画を作成します。

○障害児相談支援事業所…障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成します。

※対象者欄の「特定無し」は、身体障害・知的障害・精神障害・障害児を担当します。

No.	経営主体「名称」	住所	電話番号	主な対象	指定の種類
1	(社福) 赤城会「相談支援事業所あかぎ」	赤城町津久田194番地19	0279-25-8336 FAX 56-4477	特定無し	特定 障害児
2	(社福) 三愛荘「相談支援事業所よりどころ」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	特定無し	特定 障害児
3	(社福) 誠光会「誠光荘相談支援事業所」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	特定無し	一般 特定 障害児
4	(社福) 恵の園「相談支援事業所ぶどうの木」	渋川4418番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	特定無し	特定 障害児
5	(財) 大利根会「あじさい相談支援事業所」	渋川3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378	精神障害者	一般 特定
6	(NPO) 渋川広域障害保健福祉事業者協議会「渋川広域障害福祉なんでも相談室」	渋川1760番地1	0279-30-0294 FAX 30-0322	特定無し	一般 特定 障害児
7	(NPO) ビューティフルデイズ「相談支援事業所美輪」	北橋町真壁1938番地7	0279-25-8370 FAX 25-8370	特定無し	特定 障害児

障害者総合支援法施設

■障害者支援施設（入所支援）

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
8	(社福) 赤城会 「あかぎ育成園」	赤城町津久田3998番地2	0279-56-2416 FAX 56-8085	入所支援105
9	(社福) 赤城会 「しきしま」	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援75
10	(社福) 赤城会 「第二しきしま」	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援20
11	(社福) 三愛荘 「かおる園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援60
12	(社福) 三愛荘 「清泉園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援73
13	(社福) 三愛荘 「さくら園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援40
14	(社福) 誠光会 「誠光荘」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	入所支援97
15	(社福) 高嶺会 「並木路荘」	中郷2684番地615	0279-53-2301 FAX 53-2308	入所支援30
16	(社福) 恵の園 「あけぼのホーム」	渋川3645番地17	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援50
17	(社福) 恵の園 「めぐみの里」	渋川3644番地1	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援80
18	(社福) 恵の園 「グレイスホーム」	渋川4417番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援30

■障害福祉サービス事業所（日中活動）

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	サービス事業別定員	主な対象
19	(社福) 誠光会 「デイサービス桜林館」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	生活介護(30)	身体
20	(社福) 恵の園 「エステル」	渋川3646番地3	0279-22-1768 FAX 23-8147	就労継続支援B型(38)	知的
21	(社福) 恵の園 「シャローム」	赤城町津久田1700	0279-56-8510 FAX 56-8520	就労継続支援B型(20)	知的

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	サービス事業別定員	主な対象
22	(社福) 恵の園 「ベテル」	渋川4418番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	就労移行支援(10) 就労継続支援B型(30)	身体
23	(財) 大利根会 「あけぼの」	渋川3641番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378	生活訓練(20) 宿泊型自立訓練(20)	精神
24	(NPO) ぼれぼれ 「あすなる作業所」	金井字東浦1841番1	0279-22-4649 FAX 25-7373	就労移行支援(6) 就労継続支援B型(20)	知的 精神
25	(NPO) あおいやね 「群馬エレックス」	北橋村上南室453番8	0279-52-4183 FAX 52-3450	就労継続支援A型(20)	知的
26	(NPO) ハンドインハン ド「すばる」	渋川2078番地26	0279-26-3640 FAX 26-3640	就労継続支援B型(20)	身体 知的 精神
27	(NPO) サポートハウス なずな「はこべら」	川島1532番地2	0279-24-0568 FAX 24-9622	就労継続支援B型(20)	知的 精神
28	独立行政法人国立病 院機構「西群馬病院」	金井2854番地	0279-23-3030 FAX 23-2740	療養介護(80)	身体

■グループホーム

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	主な対象
29	(社福) 赤城会「せせらぎホーム」	赤城町津久田188番地38	0279-56-3683	5	知的
	(社福) 赤城会「やまびこホーム」	赤城町津久田200番地10	0279-56-3995	5	知的
	(社福) 赤城会「明日香ホーム」	赤城町津久田173番地6	0279-56-2416	4	知的
	(社福) 赤城会「敷島ホーム」	赤城町津久田173番地6	0279-56-2416	6	知的
	(社福) 赤城会「かわせみホーム」	赤城町津久田214番地7	0279-56-3377	5	知的
30	(社福) 三愛荘「第1若草寮第1ホーム」	渋川4163番地3	0279-23-9595	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮第2ホーム」	渋川4163番地3	0279-23-9595	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮あかねホーム」	渋川3668番地4	0279-22-1027	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮ゆうすげホーム」	渋川3668番地4	0279-22-1027	6	知的
31	(社福) 誠光会「ひかり1号館」	有馬1566番地2	0279-26-3311	8	身体 知的
	(社福) 誠光会「ひかり2号館」	有馬1566番地2	0279-26-3311	8	身体 知的
32	(社福) 恵の園「バルナバホーム」	渋川4411番地2	0279-25-0057	5	知的
	(社福) 恵の園「さくらホーム」	渋川99番地5	0279-23-1190	4	知的
	(社福) 恵の園「ダビデホーム」	渋川3637番地17	0279-26-7222	6	身体
	(社福) 恵の園「クロスホーム」	渋川4123番地7	0279-22-1331	7	身体

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	主な対象
33	(財) 大利根会 「さくら荘」	渋川3658番地11	0279-22-6116	10	精神
	(財) 大利根会 「第二さくら荘」	渋川3658番地11	0279-22-6116	8	精神
34	(医法) 群馬会 「赤城リカバリーハウス」	赤城町北赤城山78番地	0279-56-8055	10	精神
	(医法) 群馬会 「赤城ソーバーハウス」	赤城町北赤城山80番地	0279-56-8055	10	精神
35	(医法) 橘会 「かつこう1号」	北橋町上南室25番地6	0279-52-3553	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう2号」	北橋町上南室25番地6	0279-52-3553	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう3号」	北橋町上南室25番地6	0279-52-4450	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう4号」	北橋町上南室25番地6	0279-52-4450	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう5号」	北橋町上南室25番地6	0279-52-7070	20	精神
	(医法) 橘会 「ひばり」	北橋町上南室167番地5	0279-52-3956	20	精神
36	(NPO) サポートハウス なずな 「第1なずなホーム」	川島1789番地	0279-24-0568	4	知的 精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第2なずなホーム」	川島1780番地1	0279-24-0568	3	知的 精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第3なずなホーム」	祖母島1078番地1	0279-24-0568	4	知的 精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第4なずなホーム」	川島1780番地1	0279-24-0568	7	知的 精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第5なずなホーム」	渋川3649番地12	0279-24-0568	4	知的 精神
37	P. S. トランスポート㈱ 「ケアハウスぽーるすたー」	金井424番地1	0279-24-1155	4	知的
	P. S. トランスポート㈱ 「ケアハウスぽらりす」	金井424番地1	0279-24-1155	6	知的

※配置図への標記は一部、経営主体の一で標記しています。

■地域活動支援センター

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	種別
38	(社福) 渋川市社会福祉協議会 「かえでの園」	吹屋658番地78	0279-25-3761 FAX 25-3761	10	Ⅲ型
39	(財) 大利根会 「あじさい」	渋川3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378	20	I型
40	(NPO) サポートハウス なずな 「なずな」	川島1531番地1	0279-24-0568 FAX 24-9622	10	Ⅲ型
41	(NPO) ハンドインハンド 「いぶき」	渋川4229番地	0279-24-8553 FAX 24-8553	15	Ⅲ型

児童福祉施設等

■医療型障害児入所施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
42	独立行政法人国立病院機構「西群馬病院」 (※指定医療機関)	金井2854番地	0279-23-3030 FAX 23-2740	80

■福祉型障害児入所施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
43	(社福) 赤城会 「しきしま」	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	20

■児童発達支援事業所

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
44	(社福) 渋川市社会福祉協議会 「渋川市心身障害児通園施設ひまわり園」	渋川3667番地	0279-25-0876 FAX 26-2050	20

■日中一時支援事業 (心身障害児者集団活動・訓練事業所)

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
45	(NPO)ピーチ 「わかば」	渋川4229番地	0279-24-8553 FAX 24-8553	17

■放課後等デイサービス事業所

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
46	(NPO) ピーチ 「あんず」	金井741番地4	0279-24-1100 FAX 24-1176	10
47	(NPO) ビューティフルデイズ 「琳琳」	北橋町真壁1938番地7	0279-25-8370 FAX 25-8370	20

知的障害児者向け事業

■在宅重度心身障害者等デイサービス事業

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
48	(社福) 恵の園 「渋川市心身障害者(児)デ イ・サービスセンターあじさいの家」	渋川3646番地4	0279-22-1730 FAX 23-8147	10

その他の施設

■障害者スポーツ施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号
49	(社福) 群馬県社会福祉事業団 「ゆうあいピック記念温水プール」	行幸田3011番地	0279-25-3033 FAX 25-3034

■精神科デイケア施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
50	(財) 大利根会 「榛名病院」	渋川3658番地20	0279-22-1970 FAX 25-1132	30
51	(医法) 橘会 「デイナイトケアそよかぜ」	北橘町上南室25番地6	0279-60-1890 FAX 60-1890	50
52	(医法) 社団護羊会 「いずみ医院」	渋川2194番地2	0279-25-1388 FAX 25-1388	30
53	北毛保健生活協同組合 「北毛病院」	有馬237番地1	0279-24-1234 FAX 24-3834	15

②指定避難所（障害者対応）

※No.は地図上の番号

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
8	(社福) 赤城会 「あかぎ育成園」 (再掲)	赤城町津久田3998番地2	0279-56-2416 FAX 56-8085	入所支援105
9	(社福) 赤城会 「しきしま」 (再掲)	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援75
11	(社福) 三愛荘 「かおる園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援60
12	(社福) 三愛荘 「清泉園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援73
13	(社福) 三愛荘 「さくら園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援40
14	(社福) 誠光会 「誠光荘」 (再掲)	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	入所支援97
15	(社福) 高嶺会 「並木路荘」 (再掲)	中郷2684番地615	0279-53-2301 FAX 53-2308	入所支援30
16	(社福) 恵の園 「あけぼのホーム」 (再掲)	渋川3645番地17	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援50
17	(社福) 恵の園 「めぐみの里」 (再掲)	渋川3644番地1	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援80
18	(社福) 恵の園 「グレイスホーム」 (再掲)	渋川4417番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援30
23	(財) 大利根会 「あけぼの」 (再掲)	渋川3641番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378	入所支援20

8 障害者団体の紹介

団体名(正式名称)	渋川市重度心身障害児(者)を守る親の会(ひまわりの会)
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	身体障害のある人の家族、知的障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	心身障害児(者)を守りその福祉の増進のほか、会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容(定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅心身障害児(者)の教育・生活・職業相談 ・施設及び会社見学 ・野外訓練を兼ねたレクリエーション ・市との意見交換会 ・その他心身障害児(者)の福祉の増進に関すること

団体名(正式名称)	渋川市身体障害者福祉協会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	身体障害のある人、身体障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容(定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉療養事業、軽スポーツ大会、文化教養講座(各年1回) ・カラオケ交流会、囲碁将棋大会(県行事、各年1回) ・文化教養講座(各支部)

団体名(正式名称)	渋川市聴覚障害者福祉協会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	聴覚障害のある人及び聴覚障害のある人の家族
団体の目的	聴覚障害者の福祉向上や更正のほか会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容(定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会(月1回) ・教養講座(年4回) ・相談会(毎週木曜日)

団体名(正式名称)	渋川市手をつなぐ育成会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	知的障害のある人、知的障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	障害者(児)が身近な地域で生活を送るために、障害者(児)やその家族を支援し、福祉の増進を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ます釣り大会(年1回) ・市内小中学校の特別支援学級との懇親交流バーベキュー大会(年1回) ・料理教室(年1回) ・研修会(年1回) ・群馬県手をつなぐ育成会の行事への参加(随時)

団体名(正式名称)	渋川地区精神障害者家族会 (いずみ会)
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	精神障害のある人の家族
団体の目的	精神障害に関する学習を行い意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・会合(2ヶ月に1度) ・バザー等に出店(随時)

団体名(正式名称)	ひまわり園父母の会
問い合わせ先	心身障害児通園施設「ひまわり園」 電話番号：(0279) 25 - 0876
組織構成	ひまわり園を利用する児童の家族
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・父母会定例会(毎月第2水曜日) ・父母会作業(毎週水曜日)

団体名(正式名称)	手話サークルあじさいの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味がある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害者と交流する。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話学習又はレクリエーション（毎週火曜日） ・聴覚障害者との交流会（随時）

団体名(正式名称)	手話サークルおりづるの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味がある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害者と交流する。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話学習又はレクリエーション（毎週金曜日） ・聴覚障害者との交流会(随時)

団体名(正式名称)	渋川市北橘町心身障害児（者）父母の会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 北橘支所 電話番号：(0279) 20 - 4343
組織構成	障害のある人の家族
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（4月）で年間行事承認の上決定 ・役員会（年6回） ・レクリエーション（年2回） ・北橘町を美しくする会の行事への参加（年2回、春・秋） ・群馬県手をつなぐ育成会の行事への参加（随時）

団体名(正式名称)	精神保健福祉ボランティア たんぼぼの会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	ボランティア
団体の目的	障害者へのサポート(サロン等の居場所づくり)のほか、施設や病院等が開催する行事等の参加協力を行う。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンたんぼぼ(毎週土曜日) ・出張サロンそよ風、料理教室(各月1回) ・ボランティア養成講座(年1回) ・県の事業に協力(年1回)

団体名(正式名称)	おもちゃの図書館 あそびの広場
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	障害のある児童、障害のある児童の家族
団体の目的	障害児の余暇活動支援や情報交換を行う。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびの広場(毎週土曜日) ・ボランティアと遊ぶ会(第1土曜日) ・いちご狩り ・クリスマス会

9 用語集

【あ行】

インクルーシブ教育

多様な人間性を尊重し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することをめざして、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことです。

インクルージョン

全ての人々が、疎外されることなく地域社会で文化的な生活が送れる社会の実現を目指し、また、全ての人を社会の構成員として包み込み、共に生き共に支え合うことをいいます。

NPO

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。

【か行】

学習障害（LD）

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を取得している職員を配置し、地域における相談支援事業者等における専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援及び地域移行に向けた取り組みを行っています。

ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的、一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

権利擁護

自己の権利を表現することが困難な障害者に代わって、援助者が代弁し支援することです。

高機能自閉症

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

更生訓練

身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するための訓練のことです。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。たとえば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、その実施者の過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

こころのバリアフリー

「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。

コーディネート

物事を調整し、全体をまとめることです。

【さ行】

在宅福祉移送サービス

渋川市社会福祉協議会が実施している事業で、身体障害者や寝たきり高齢者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を目的に福祉車両で医療機関等への移送を行います。利用料は無料としますが使用した燃料費、有料道路料金等の諸費用は利用者負担とします。

渋川広域障害福祉なんでも相談室

平成18年10月に身体・知的・精神の障害者やその家族の相談に応じる渋川広域障害福祉なんでも相談室が市役所に開設されました。その後、平成21年4月に福祉庁舎（現：社会福祉センター）「ほっとプラザ」の開館とともに移転しました。なんでも相談室では、障害者及びその家族への各種支援のほか、学校や就職、生活全般の悩み相談に無料で応じています。平成24年10月には障害者虐待防止センターが設置され、障害者虐待に係る

通報等の受理（24時間365日）、障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言（家庭訪問・カウンセリング等）、広報その他啓発活動及び緊急時の一時保護のための居室確保などを行っています。

渋川地域自立支援協議会

障害者総合支援法第77条第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす協議の場として位置付けられています。市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい地域の課題やニーズに対して、地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

市民意見公募

行政等が政策等の策定過程において、不特定多数の市民（広く公に（＝パブリック））から意見の提出を求め、市民の意見を考慮しながら、より良い政策等の策定をするための仕組みです。

社会福祉協議会

全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害も含む。）があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

心身障害者（児）デイ・サービス事業

就労・就学が困難な在宅心身障害児（者）が、通所して日常生活動作訓練、機能訓練を行い自立と生きがいを高めるとともに、その家族の身体的、精神的な負担を軽減することを目的とする事業です。群馬県の知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱に基づき実施しています。当市では、心身障害者（児）デイ・サービス事業（あじさいの家）が該当します。

身体障害

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害をいいます。別表に記載されている障害は、視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

精神障害

脳をつかさどる判断・理解・推理・批判・分析などの精神機能が十分に機能しないため、精神活動の異常や偏りが生じる障害をいいます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。医師（精神保健指定医など精神障害の診断又は治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

交付を受けた人に対して各種の支援を講じ、社会復帰及び自立や社会参加の促進を図ります。

成年後見制度

判断能力が精神上の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。

【た行】

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの事業を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業等を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成及び普及啓発等の事業を実施

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等及び自立と生きがいを高めるための事業を実施

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

知的障害

厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障害児（者）基礎調査」に用いられる定義では、「知的機能障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人」としています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全ての場合共通します。

特別支援学校

特別支援学校とは、障害者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとありますが、これらも学校教育法における特別支援学校です。

特別支援教育

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、段差等の物理的障壁を取り除くことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁・文化・情報面の障壁・意識上の障壁など全ての障壁を取り除くという意味でも用いられます。

福祉ホーム

症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰に必要な指導等を行う施設です。

福祉有償運送

社会福祉協議会・訪問介護事業所・NPO（非営利活動）等が公共交通機関を使用して移動することが困難な高齢者や障害者等を対象に通院・通所・レジャー等を目的に、有償で移送を行うサービスです。

ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、衣類の洗濯、住居等の掃除及び生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記者

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人のことです。

要約筆記の手法は、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達することをいいます。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。

【ら行】

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、共に普通に生活できるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するものです。



第3期 渋川市障害者計画及び

第4期 渋川市障害福祉計画

平成27年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市保健福祉部社会福祉課

